

現場説明書

工事名 国立青少年教育振興機構
国立江田島青少年交流の家ライフライン改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課長	課長補佐	施設管理課	担当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家受ライフライン改修工事

2 工事場所 広島県江田島市江田島町津久茂1-1-1 (国立江田島青少年交流の家構内)

3 完成期限 令和5年2月28日(火曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける (号) 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・ 電力会社と協議の上引き込む
 - 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・ 構外より引込む。
 - 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・ 構外より引込む。 ○ 構内より分岐できる。 ・ さく井する。 ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力・工事用給水を所内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立江田島青少年交流の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カ ラ ー	1 組
着工前写真	サービス判	カ ラ ー	1 組
工 事 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組
完 成 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り製本を3部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 { ○ 提出する。
・ 提出しない。

工 程 表

- 提出する。
- ・ 提出しない。

- ② 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ③ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について
- 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形で

ある場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (3) 工事請負代金債権の債権譲渡
- この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。
- (4) 下請契約の締結
- 受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。
- (5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について
- 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請

代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び~~中間前払金~~を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加

え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査~~

~~し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
 - ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
 - ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
 - ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて
- 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。
- (9) 特別重点調査を受けた者との契約について
- 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。
- (10) 引渡し後点検について
- 受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。
- (11) 設計図書の取扱い
- 本工書の設計図書の取扱いは以下によるものとする。
- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
 - ② 目的以外の使用は禁止とすること。
 - ③ 図書を複製する場合、その部数は必要最低限とし、複製した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。
- (12) デジタル工事写真の黒板情報電子化について
- デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るもので

ある。

本工事で受注者がデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「黒板情報電子化」と「黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家

ライフライン改修工事

図面リスト											
No.	図面番号	図面名称	縮尺	No.	図面番号	図面名称	縮尺	No.	図面番号	図面名称	縮尺
0	A-00	表紙・図面リスト	—	22	A-22	宿泊棟 1階便所①(E)仕上表・平面詳細図(改修前・後)	1/30	38	M-01	機械設備特記仕様書(1/2)	—
1	A-01	建築特記仕様書(1)	—	23	A-23	宿泊棟 便所 部分詳細図(改修前・後)	1/20, 1/10, 1/5	39	M-02	機械設備特記仕様書(2/2)	—
2	A-02	建築特記仕様書(2)	—	24	A-24	管理研修棟 1・2階平面図(改修前・後)	1/100	40	M-03	配置図・案内図	—, 1/500
3	A-03	建築特記仕様書(3)	—	25	A-25	管理研修棟 3・R階平面図(改修前・後)	1/100	41	M-04	機器表・フロー図・自動制御計装図	—
4	A-04	建築特記仕様書(4)	—	26	A-26	管理研修棟 北・南立面図(改修前・後)	1/100	42	M-05	給排水衛生設備 受水槽廻り配管図	1/30, 1/100
5	A-05	配置図・案内図	—, 1/500	27	A-27	管理研修棟 東・西立面図・断面図(既設)〈参考〉	1/100	43	M-06	給排水衛生設備 受水槽姿図〈参考図〉	1/50
6	A-06	宿泊棟(A~E)平面図(改修前・後)	1/100	28	A-28	管理研修棟 1・2階天井伏図(改修前・後)	1/100	44	M-07	受水槽配置図(改修前・後)	1/50
7	A-07	宿泊棟(A~E)立面図・断面図(既設)〈参考〉	1/100	29	A-29	管理研修棟 3階天井伏図(改修前・後)	1/100	45	M-08	平面図詳細図・断面図詳細図	1/30
8	A-08	宿泊棟(A~C)矩計図(改修前)	1/30	30	A-30	管理研修棟 1階男子・女子便所仕上表・平面詳細図・雑詳細図(改修前・後)	1/30, 1/10	46	M-09	雑詳細図(改修前・後)	1/10, 20, 30
9	A-09	宿泊棟(A~C)矩計図(改修後)	1/30	31	A-31	管理研修棟 2・3階男子・女子便所仕上表・平面詳細図(改修前・後)	1/30	47	M-10	受変電設備単線結線図(改修前・後)	—
10	A-10	宿泊棟(A~C)平面詳細・部分詳細図(改修前)	1/50, 1/20	32	A-32	管理研修棟 2階男子便所展開図・建具表(改修前・後)	1/50	48	M-11	構内配電線路図(改修前・後)	1/50
11	A-11	宿泊棟(A~C)平面詳細・部分詳細図(改修後)	1/50, 1/20	33	A-33	講堂・食堂棟 電気室・機械室 平面詳細図(改修前・後)、断面詳細図	1/50				
12	A-12	宿泊棟(D・E)平面詳細・部分詳細図(改修前)	1/50, 1/20	34	A-34	講堂・食堂棟 電気室・機械室 立面図・基礎配筋図	1/50, 20				
13	A-13	宿泊棟(D・E)平面詳細・部分詳細図(改修後)	1/50, 1/20	35	A-35	講堂・食堂棟 電気室・機械室 展開図	1/30				
14	A-14	宿泊棟(A~E)屋根伏図・部分詳細図(改修前・後)	1/100, 1/20, 1/10	36	A-36	外構図(改修前・後)	1/50, 30				
15	A-15	宿泊棟(A~E)天井伏図(改修前・後)	1/100	37	A-37	仮設計画図1(配置図)	1/300, 1,000				
16	A-16	宿泊棟(A~E)展開図(改修前)	1/50								
17	A-17	宿泊棟(A~E)展開図(改修後)	1/50								
18	A-18	宿泊棟 1階便所(A~C)仕上表・平面詳細図・展開図(改修前・後)	1/50, 1/30								
19	A-19	宿泊棟 2階便所(A~C)仕上表・平面詳細図・展開図(改修前・後)	1/50, 1/30								
20	A-20	宿泊棟 1階便所(D・E)仕上表・平面詳細図・展開図(改修前・後)	1/50, 1/30								
21	A-21	宿泊棟 2階便所(D・E)仕上表・平面詳細図・展開図(改修前・後)	1/50, 1/30								

令和4年度
 発注：独立行政法人 国立青少年教育振興機構
 株式会社 YSアーキテクト

凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課	設計者	株式会社 YSアーキテクト 管理技術者 神田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-00
	図面名称	表紙・図面リスト	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			図面名称	表紙・図面リスト	

I 工 事 概 要

1. 工事場所

住居表示：広島県江田島市江田島町久茂1-1-1

2. 完成期限 令和5年2月28日(火)

3. 建物概要

建 物 名 称	宿泊棟	管理研修棟	講堂食堂棟
工 種	模様替	模様替	模様替
構 造	R C造	R C造	R C造
階 数	2階	3階	3階
建築基準法による	建築面積 (㎡)	876.205m ²	1,018.260m ²
	延べ面積 (㎡)	543.30m ² /棟	2,201.747m ²
消防法施行令別表第一の区分	—	—	—
改 修 面 積 (㎡)	—	—	—
備 考			

4. 工事種目 (・ ⊙印の付いたものが対象工事種目)

工 事 種 目	工 事 種 別			
	宿泊棟	管理研修棟	講堂食堂棟	屋外
⊙ 2 仮設工事	一式	一式	一式	
・ 3 防水改修工事				
・ 4 外壁改修工事				
⊙ 5 建具改修工事	一式	一式		
⊙ 6 内装改修工事	一式	一式		
⊙ 7 塗装改修工事	一式	一式		
・ 8 耐震改修工事				
・ 9 環境配慮改修工事				
・ プール改修工事				
・				

5. 指定部分 ⊙無 ・有 対象部分 ()
指定部分工期 令和 年 月 日 (曜日)

6. 概成工期 ⊙無 ・有 令和 年 月 日 (曜日) (1.2.1) [1.2.1]

II 工 事 仕 様

1. 共通仕様

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構発注工事請負契約規則第二章第19条の工事請負契約基準、現場説明書、図面 37 枚及び本特記仕様書 4 枚によるほか、⊙印の付いたものを適用する。

- ⊙ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)
- ⊙ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
- ⊙ 建築工事標準詳細図(令和4年版)(以下「標準詳細図」という。)
- ⊙ 建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)
- ⊙ 文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(建築工事編)(平成31年版)(以下「文科仕様書」という。)
- ⊙ 文部科学省建築改修工事標準仕様書(特記基準)(建築工事編)(平成31年版)(以下「文科改修仕様書」という。)
- ⊙ 工事写真撮影要領(令和元年7月)

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事、それぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は () 図、機械設備工事の特記仕様書は () 図による。

2. 特記仕様

(1) 本特記仕様書の表記

- 項目は、⊙印の付いたものを適用する。
- 特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。
- 特記事項に記載の () 内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の [] 内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の (()) 内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の [[]] 内表示番号は、文科改修仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- Ⓔ印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成31年2月8日変更閣議決定)」に定める特定調達物品における判断の基準(特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準)を満たすものを示す。

章	項 目	特 記 事 項																				
1 各章共通事項	⊙ 通用区分	<ul style="list-style-type: none"> ⊙ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 <ul style="list-style-type: none"> ⊙ 風圧力 風速 (V₀= 3.4 m/s) 地表面粗度区分 (・ I ・ II ⊙ III ・ IV) ⊙ 積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表 (3 4) <p>(1.3.3~4) [1.3.3~4]</p> <p>この工事現場に下記いずれかの資格を有する電気保安技術者を選任する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目 名</th> <th>電気保安技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td> <td>⊙</td> </tr> <tr> <td>2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>⊙</td> </tr> <tr> <td>3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td> <td>⊙</td> </tr> <tr> <td>4 旧電気工事技術者検定規則による高任電気工事技術者の検定に合格した者</td> <td>⊙</td> </tr> <tr> <td>5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高任試験に合格した者</td> <td>⊙</td> </tr> <tr> <td>6 第1種電気工事士の資格を有する者</td> <td>⊙</td> </tr> <tr> <td>7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>⊙</td> </tr> <tr> <td>8 第2種電気工事士の資格を有する者</td> <td>⊙</td> </tr> <tr> <td>9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>工事用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。</p>	項 目 名	電気保安技術者	1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	⊙	2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	⊙	3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	⊙	4 旧電気工事技術者検定規則による高任電気工事技術者の検定に合格した者	⊙	5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高任試験に合格した者	⊙	6 第1種電気工事士の資格を有する者	⊙	7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	⊙	8 第2種電気工事士の資格を有する者	⊙	9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	・
		項 目 名	電気保安技術者																			
		1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	⊙																			
		2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	⊙																			
		3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	⊙																			
		4 旧電気工事技術者検定規則による高任電気工事技術者の検定に合格した者	⊙																			
		5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高任試験に合格した者	⊙																			
		6 第1種電気工事士の資格を有する者	⊙																			
		7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	⊙																			
		8 第2種電気工事士の資格を有する者	⊙																			
9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	・																					
⊙ 施工条件	(1.3.5) [1.3.5]	<p>この工事現場では、次の施工条件による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊棟：棟ごとに稼働しない日程を選んで工事するものとする。 ・ 管理研修棟：工事期間中も施設は、運用を続けていくものとする。 ・ 講堂食堂棟： 																				
	⊙ 発生材の処理等	(1.3.11) [1.3.12]	<p>(1) 引渡しを要するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 品名 — 2) 引渡し先 — 3) 集積場所 — <p>(2) 特別管理産業廃棄物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 品名 — 2) 処理方法 — <p>(3) 現場において再利用を図るもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 品名 — 2) 使用箇所 — <p>(4) 再資源化を図るもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 品名 — <p>(5) その他発生材については、標準仕様書に従い、適切に処理する。</p>																			
		⊙ 環境への配慮	(1.4.1) [1.4.1]	<p>(1) 建築物内部に使用する材料等とは、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-n-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 <p>(2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三种」とは次の③又は④に該当する材料を指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 																		
			⊙ 材料の品質等	(1.4.2) [1.4.2]	<p>(1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。</p> <p>(2) 備考欄に商品名が記載された材料は、同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。</p> <p>(4) 本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造業者は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 <p>(5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料</p>																	

⊙ 技能士	(1.5.2) [1.6.2]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通用工事種別</th> <th>技能検定の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>⊙ とび</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>⊙ 鉄筋施工</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>⊙ 左官 ・ 型枠施工 ・ コンクリート圧送施工</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>⊙ とび ・ 鉄工</td> </tr> <tr> <td>ブロック・ALCパネル工事</td> <td>⊙ ブロック建築 ・ ALCパネル</td> </tr> <tr> <td>P Cカーテンウォール工事</td> <td>⊙ カーテウォール施工</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>⊙ 防水施工 (シリング 防水工作業)</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>⊙ 石材施工</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>⊙ タイル貼り</td> </tr> <tr> <td>木工工事</td> <td>⊙ 建築大工</td> </tr> <tr> <td>屋根、とい工事</td> <td>⊙ 建築板金</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>⊙ 内装仕上げ施工 (鋼製下地)</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>⊙ 左官</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>⊙ サッシ施工 ・ 自動ドア施工 ・ ガラス施工</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>⊙ 塗装</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>⊙ 内装仕上げ施工 (ﾌﾞﾗｯｼﾝｸﾞ系床仕上げ、ｶﾞｰﾄﾞ仕上げ)</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>⊙ 造園</td> </tr> </tbody> </table>	通用工事種別	技能検定の種別	仮設工事	⊙ とび	鉄筋工事	⊙ 鉄筋施工	コンクリート工事	⊙ 左官 ・ 型枠施工 ・ コンクリート圧送施工	鉄骨工事	⊙ とび ・ 鉄工	ブロック・ALCパネル工事	⊙ ブロック建築 ・ ALCパネル	P Cカーテンウォール工事	⊙ カーテウォール施工	防水工事	⊙ 防水施工 (シリング 防水工作業)	石工事	⊙ 石材施工	タイル工事	⊙ タイル貼り	木工工事	⊙ 建築大工	屋根、とい工事	⊙ 建築板金	金属工事	⊙ 内装仕上げ施工 (鋼製下地)	左官工事	⊙ 左官	建具工事	⊙ サッシ施工 ・ 自動ドア施工 ・ ガラス施工	塗装工事	⊙ 塗装	内装工事	⊙ 内装仕上げ施工 (ﾌﾞﾗｯｼﾝｸﾞ系床仕上げ、ｶﾞｰﾄﾞ仕上げ)	植栽工事	⊙ 造園		
	通用工事種別	技能検定の種別																																						
	仮設工事	⊙ とび																																						
	鉄筋工事	⊙ 鉄筋施工																																						
	コンクリート工事	⊙ 左官 ・ 型枠施工 ・ コンクリート圧送施工																																						
	鉄骨工事	⊙ とび ・ 鉄工																																						
	ブロック・ALCパネル工事	⊙ ブロック建築 ・ ALCパネル																																						
	P Cカーテンウォール工事	⊙ カーテウォール施工																																						
	防水工事	⊙ 防水施工 (シリング 防水工作業)																																						
	石工事	⊙ 石材施工																																						
タイル工事	⊙ タイル貼り																																							
木工工事	⊙ 建築大工																																							
屋根、とい工事	⊙ 建築板金																																							
金属工事	⊙ 内装仕上げ施工 (鋼製下地)																																							
左官工事	⊙ 左官																																							
建具工事	⊙ サッシ施工 ・ 自動ドア施工 ・ ガラス施工																																							
塗装工事	⊙ 塗装																																							
内装工事	⊙ 内装仕上げ施工 (ﾌﾞﾗｯｼﾝｸﾞ系床仕上げ、ｶﾞｰﾄﾞ仕上げ)																																							
植栽工事	⊙ 造園																																							
⊙ 施工の検査等	(1.5.5) [1.6.5]	<p>標準仕様書に定めがあるもの以外で、次について監督職員の検査を受ける。</p>																																						
	⊙ 施工の立会い	(1.5.7) [1.6.7]	<p>標準仕様書に定めがあるもの以外で、次に示す工事段階及び事項については、監督職員の立会いを受ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工の立会いを行う工程</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇工</td> <td>〇〇着手前</td> </tr> <tr> <td>〇〇工</td> <td>足場解体前</td> </tr> </tbody> </table>	施工の立会いを行う工程	備考	〇〇工	〇〇着手前	〇〇工	足場解体前																															
		施工の立会いを行う工程	備考																																					
		〇〇工	〇〇着手前																																					
		〇〇工	足場解体前																																					
		⊙ 化学物質の濃度測定	(1.5.9) [1.6.9]	<p>(1) 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等の濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象化学物質</th> <th>指針値 (両単位の変換は、25℃の場合による。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>100 μg/m³ (0.08ppm) 以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>260 μg/m³ (0.07ppm) 以下</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>200 μg/m³ (0.05ppm) 以下</td> </tr> <tr> <td>エチルベンゼン</td> <td>3800 μg/m³ (0.88ppm) 以下</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>220 μg/m³ (0.08ppm) 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象室及び測定箇所数は以下表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>棟名称</th> <th>階</th> <th>室名</th> <th>採取本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 測定方法は、(・ ⊙吸引方式 (アクティブ法) ・ 拡散方式 (パッシブ法)) により行う。</p> <p>(4) 文部科学省の「学校環境衛生基準」に基づき、採取は室内の温度が高い時期に行い、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上行う。</p> <p>(5) 測定結果が指針値を超えていた場合は、発生源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定し、基準値以下であることを確認してから引渡しを行う。</p>	測定対象化学物質	指針値 (両単位の変換は、25℃の場合による。)	ホルムアルデヒド	100 μg/m ³ (0.08ppm) 以下	トルエン	260 μg/m ³ (0.07ppm) 以下	キシレン	200 μg/m ³ (0.05ppm) 以下	エチルベンゼン	3800 μg/m ³ (0.88ppm) 以下	スチレン	220 μg/m ³ (0.08ppm) 以下	棟名称	階	室名	採取本数																				
			測定対象化学物質	指針値 (両単位の変換は、25℃の場合による。)																																				
			ホルムアルデヒド	100 μg/m ³ (0.08ppm) 以下																																				
			トルエン	260 μg/m ³ (0.07ppm) 以下																																				
			キシレン	200 μg/m ³ (0.05ppm) 以下																																				
エチルベンゼン			3800 μg/m ³ (0.88ppm) 以下																																					
スチレン	220 μg/m ³ (0.08ppm) 以下																																							
棟名称	階		室名	採取本数																																				
⊙ 完成時の提出図書	(1.7.1~3) [1.8.1~3]	<p>次の図書を監督職員に提出する。また、それらを本工事事務物に関し使用するための権利については、発注者に委譲する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⊙ 完成図 (施工図、施工計画書を除く。) CADデータ (電子納品) 1 部 A3版原図 1 部 A1版原図 1 部 A3複写図 (製本) 2 部 A1複写図 (製本) 2 部 ⊙ 施工計画書 M4ファイル綴じ 1 部 ⊙ 保全に関する資料 M4ファイル綴じ 1 部 ⊙ 施工図 (次に示すものを標準とし、提出部数等は監督職員と協議による。) ⊙ 工事写真 (「工事写真撮影要領」による。) 原本 (電子媒体) 1 部 アルバム (紙又は電子媒体) 1 部 																																						

⊙ 完成写真	<p>工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撮影部位及び箇所数</th> <th>形式・サイズ</th> <th>提出セット数</th> <th>画像数及び画質等</th> <th>撮影者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外観正面 1箇所</td> <td>カラー印刷紙キャビネ判</td> <td>○</td> <td rowspan="4">4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの</td> <td rowspan="4">建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者</td> </tr> <tr> <td>カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ ※</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電子データ (JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>カラー木製パネル半切 (324×400mm)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記と異なる外部：○箇所 内部：○箇所</td> <td>カラー印刷紙キャビネ判</td> <td>○</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ ※</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部：○箇所 内部：○箇所 程度</td> <td>電子データ (JPEGフルカラー)</td> <td>○</td> <td rowspan="2">1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質</td> <td rowspan="2">任意</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：※のアルバムは併せて作成する。</p> <p>電子納品は次の規定に従うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 貸与する設計図のCADデータは以下による。 <ul style="list-style-type: none"> 作者名：国立青少年教育振興機構 ファイル形式：JWW、DXF及びPDF 貸与条件：貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用しないこと。 完成写真の撮影に関する著作権者の権利等については次のi)及びii)によることとし、受注者は撮影者等との契約に当たってもそれらの承諾を条件とする。 <ol style="list-style-type: none"> 提出された写真は、国が行う事務及び国が認めた用途に限り、無償で利用することができるものとする。この際、著作権者を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。 受注者及び撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真 (提出していないものを含む。) 及びその改変物、複製物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。 電子納品の対象は上記によるほか、監督職員と受注者で協議を行う。 電子成果品は、提出前に電子成果品作成支援・検査システムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。 提出方法及びファイル形式は以下による。 <ul style="list-style-type: none"> 電子媒体：CD-R又はDVD-R CADデータ：JWW、DXF及びPDF 上記の他、監督職員が認めた形式 <p>工事区分表による。これにより難しい場合は監督職員と協議する。</p>	撮影部位及び箇所数	形式・サイズ	提出セット数	画像数及び画質等	撮影者	外観正面 1箇所	カラー印刷紙キャビネ判	○	4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの	建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者	カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ ※	○	電子データ (JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)	○	カラー木製パネル半切 (324×400mm)	○	上記と異なる外部：○箇所 内部：○箇所	カラー印刷紙キャビネ判	○			カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ ※	○	外部：○箇所 内部：○箇所 程度	電子データ (JPEGフルカラー)	○	1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意		
	撮影部位及び箇所数	形式・サイズ	提出セット数	画像数及び画質等	撮影者																										
	外観正面 1箇所	カラー印刷紙キャビネ判	○	4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの	建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者																										
		カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ ※	○																												
		電子データ (JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)	○																												
		カラー木製パネル半切 (324×400mm)	○																												
	上記と異なる外部：○箇所 内部：○箇所	カラー印刷紙キャビネ判	○																												
		カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ ※	○																												
	外部：○箇所 内部：○箇所 程度	電子データ (JPEGフルカラー)	○	1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意																										
⊙ 他工事又は他工程との取合い	<p>あと施工アンカー工事 6章および8章による</p>																														
	⊙ 埋設配管・配線および鉄筋調査	<p>コア抜き、はつり工事等</p> <p>⊗ 既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 探査機 (電磁波レーダ法又は電磁波誘導法) による探査 ・ 配管・配線等の位置の墨出しを行う ・ 範囲 ※ 図示 ・ 放射線透過試験 労働安全衛生法、「電磁放射線障害防止規制」(昭和47年労働省令第41号)等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業員以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 (5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。 <p>撮影枚数 _____ 枚</p> <p>フィルムサイズ _____</p> <p>コンクリート厚さ _____ cm</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存躯体に穿孔する場合に、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いる。 																													

○改修範囲 [6.1.3]
 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
 ※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○ 図示
 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
 ※ 壁面より側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○ 図示
 既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
 ※ 既存のまま ○ 図示

○既存床の撤去及び下地補修 [6.2.2]
 ビニル床シート等の除去 ※ 仕上材のみ(接着剤とも) ○ タイル撤去(図示の範囲)
 ・ 下地モルタルとも(○ 図示の範囲 ・ 除去範囲全て)
 合成樹脂塗床材の除去工法 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法
 既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による。
 改修後の床の清掃範囲 ※ 図示 ○ 改修箇所の室内

○既存壁の撤去及び下地補修 [6.3.2]
 間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
 ・
 ※改修標準仕様書4.4.9によるモルタル塗り(塗り厚25mmを超える場合の処置 ※図示)

・ 木下地等の表面仕上げ [6.5.1]

表面仕上げの種類	適用箇所
機械加工 ・ A種 ・ B種 ・ C種	
手加工 ・ H-A種 ・ H-B種 ・ H-C種	

・ 床張り用合板等 [6.5.2]

ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外

・普通合板 [G]

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
・	※5.5	ラワン	※1類 ・2類	広葉樹 ・1等 ※2等以上 針葉樹 ・ ※C-D以上	・適用する ・適用しない	・

○構造用合板 [G]

施工箇所	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
宿泊室 ロスナイ 下地	・ ※12	・ ※2級以上	ラワン	※1類 ・特類	・ ※C-D以上	・適用する ・適用しない	(C-D) ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 [G]

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
・	・	・	※1類 ・特類	・	・

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 [G]

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
・	・	・	※1類 ・2類	・適用する ()	・

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 [G]

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防虫処理	間伐材等の適用
・	・	※1類 ・特類	・	・	・適用する ()	・

・パーティクルボード [G]

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分
・	・ ※15	・	・ ※13タイプ	・ ※P又はM	・

・構造用パネル

施工箇所	厚さ(mm)	等級
・	・	・1級 ・2級 ・3級 ・4級

・MDF [G]

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	間伐材等の適用
・	・	・	・	・	・	・

○接着剤 [6.5.3, 4] [6.8.2] [6.9.2] [6.11.4, 5]
 接着剤は可塑性(難揮発性の可塑性を除く)が添付されていないものとする。
 ホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外
 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種類
 ・ 図示

・ 防腐・防蟻処理 [6.5.5]

・防腐、防蟻処理を省略できる樹種による製材
 適用部位：()

適用部材	保存処理性能区分
・	・K2 ・K3 ・K4
・	・K2 ・K3 ・K4
・	・K2 ・K3 ・K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の方法
・	・	※JIS K 1571に適合 又は同等品
・	※改修標準仕様書6.5.5(1)(b)②?~?による	・

○軽量鉄骨天井下地 [6.6.2~4]

野縁等の種類
 屋外(※25形・19形) 屋内(※19形・25形)
 ・ 屋外の軒天井、ピロティ天井等
 工法
 建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法
 野縁受、吊りボルト及びびインサートの間隔 ・ 図示
 周辺部の端からの間隔 ・ 図示
 野縁の間隔 ・ 図示

既存の埋込みインサート ・ 使用する ・ 使用しない
 あと施工アンカーの確認試験
 ○ 行う (試験箇所数 箇所
 ※ 屋内の場合、当該階において3箇所)
 (確認強度 N
 ※ 吊りボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が20kg/m²以内の天井の場合は400N程度)
 ・ 行わない
 ・ 吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ※ 図示
 ○ 天井のふとところが1.5m以上3.0m以下の場合の補強方法
 ※改修標準仕様書6.6.4(3)による
 ・ 天井のふとところが3.0mを超える場合
 補強方法 ※ 図示
 ・ 天井の下地材における耐震性を考慮した補強
 補強箇所 ※ 図示
 補強方法 ※ 図示

○軽量鉄骨壁下地 [6.7.3, 4] [表6.7.1]

スタッド、ランナーの種類
 ※改修標準仕様書表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
 スタッドの高さが5mを超える場合 ※ 図示
 出入口及びこれに準じる開口部の補強
 ・
 ※標準仕様書6.7.4(5)による

○ビニル床シート [G] [6.8.2, 3]

種類の記号	色柄	厚さ(mm)	備考
※FS(複層ビニル床シート)	○ 無地 ・ マブル柄 ・ 柄物	※ 2.0	・

○ビニル床タイル [G] [6.8.2]

種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
・ T T (単層ビニル床タイル)	・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450	・ 2.0 ・	・
・ F T (複層ビニル床タイル)	・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450	・ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0	・
※K T (コネクショビニル床タイル)	○ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ○ 450×450	○ 2.0 ・ 3.0	・
・ F O A (重敷きビニル床タイル)	・ 無地 ・ 柄物	・ 500×500	・ 4.0 ・	・
・ F O B (薄型重敷きビニル床タイル)	・ 無地 ・ 柄物	・	・	・

・ 特殊機能床材 [6.8.2]

・帯電防止シート
 種類 ()
 性能 ()
 厚さ (mm)

・帯電防止床タイル
 種類 ()
 性能 ()
 寸法 厚さ (× mm)

・視覚障害者用の床タイル
 種類 ()
 形状 ()
 突起の形状、寸法及びその配列はJIS T9521による

・耐動荷重性床シート
 種類 ()
 厚さ (mm)

・防滑性床シート
 種類 ()
 厚さ (mm)

・防滑性床タイル
 種類 ()
 寸法 厚さ (× mm)

・ ビニル幅木 [6.8.2]

材質の種類 ・ 軟質 ・ 硬質
 高さ(mm) ※60・75・100
 厚さ(mm) ※1.5以上

・ ゴム床タイル [6.8.2]

種類 ・ 単層品 ・ 積層品
 色柄 ()
 厚さ(mm) ・ 3.0 ・ 4.5 ・ 6.0 ・ 9.0
 寸法(mm) ()

○せっこうボード、その他のボード及び合板張り [6.13.2, 3]

合板類、MDF及びパーティクルボード、接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外

種類等	厚さ(mm)、規格等
・ 木質系セメント板 [G] ・ 木毛セメント板 ・ 硬質 ・ 中質 ・ 普通 ・ 木片セメント板 ・ 硬質 ・ 普通	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21 ・ 30
・ 繊維板 [G] ・ MDF(普通) ・ ハードボード(素地)	・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12 ・ 未研磨板(・スガグ-ド・・フナ-ド)RN ・ 研磨板(・スガグ-ド・・フナ-ド)RS
・ ハードボード(化粧) ・ インシュレーションボード	・ 内装用D I ・ 外装用D E ・ 2.5 ・ 3.5 ・ 5 ・ 7 A級(天井仕上げ ・ 内装仕上げ) ・ 9 ・ 12 ・ 15 ・ 18
・ パーティクルボード [G] ・ 単板張りパーティクルボード	・ 無研磨板VN ・ 研磨板VS ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18
・ 化粧パーティクルボード	・ 単板パーティクルボードV ・ フラットタイプ ・ 塗装DC ・ 10(難燃) ・ 12(難燃)
・ 吸音材料 ・ ロックウール化粧吸音板	・ フラットタイプ(・9(不燃) ・ 12(不燃)) ・ 凹凸タイプ(・12(不燃) ・ 15(不燃))
・ ロックウール吸音ボード(1号) ・ グラスウール吸音ボード(32K)	・ 25 ・ 25(5'5'3'2'2'包)

○せっこうボード
 ○ せっこうボード ※ 12.5(不燃) ・ 15(不燃)
 ・ 不燃積層せっこうボード ・ 9.5(不燃) ・ 化粧無(下地張り用)
 ・ 化粧有(トラバーチン模様)
 ・ シーリングせっこうボード 12.5(・不燃 ・ 準不燃)
 ・ 強化せっこうボード ・ 12.5(不燃) ・ 15(不燃)
 ・ せっこうラスボード 9.5
 ・ 化粧せっこうボード
 ・ 木目 12.5(不燃) 幅 440mm 程度
 模様(・ 絨目 ・ 板目) 専用下地材有り
 ・ トラバ-チン模様 9.5(準不燃)

・ 普通合板 [G]

種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
・ T T (単層ビニル床タイル)	・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450	・ 2.0 ・	・
・ F T (複層ビニル床タイル)	・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450	・ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0	・
※K T (コネクショビニル床タイル)	○ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ○ 450×450	○ 2.0 ・ 3.0	・
・ F O A (重敷きビニル床タイル)	・ 無地 ・ 柄物	・ 500×500	・ 4.0 ・	・
・ F O B (薄型重敷きビニル床タイル)	・ 無地 ・ 柄物	・	・	・

せっこうボード等の下地は図示による。

○壁紙張り

遮音シール材 ○適用する(・シーリング材 ・ ジョイントコンパウンド)
 ・ 適用しない
 合板類の張付け ※B種 ・ A種
 せっこうボードの目地工法 ・ 仕上表による ○ 継目処理工法

ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外

施工箇所	壁紙の種類				防火性能	備考
	紙	繊維	フタチ	無機質		
宿泊室	・	・	○	・	※不燃・準不燃・難燃	・
・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	・
・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	・
・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	・

モルタル・プラスター面の下地調整の種別 ※RB種
 コンクリート面の下地調整の種別 ※RB種
 せっこうボード面の下地調整の種別 ※RB種

・ セルフレベリング材塗り [6.17.2, 3]

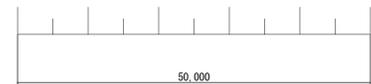
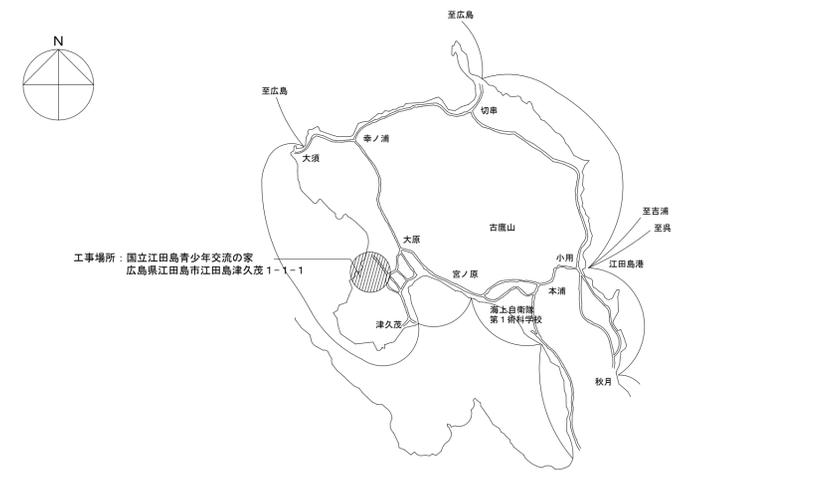
種類及び品質 ・ せっこう系 ・ セメント系
 標準塗厚(mm) ・

7	○材料	[7.1.3]																																																																																																																																																										
	○地下調整	[7.2.1~7]																																																																																																																																																										
<p>屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・次の箇所を除き防火材料とする。(箇所:)</p> <p>塗替えR B種の場合の既存塗膜の除去範囲 ※塗替え面積の30% ・図示 既存錆止め塗料の鉛含有量調査 ・行う (箇所) ・行わない</p> <p>地下調整</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">下地面の種類</th> <th colspan="2">地下調整の種類</th> <th rowspan="2">ひび割れ部の補修</th> </tr> <tr> <th>塗替え</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td>※R B種 ・</td> <td>・R A種 ・R B種</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>※R B種 ・</td> <td>R A種</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>垂鉛めっき鋼面</td> <td>※R B種 ・</td> <td>R A種</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>垂鉛めっき鋼面 (鋼製建具等)</td> <td>※R B種 ・</td> <td>R C種</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>モルタル、プaster面</td> <td>※R B種 ・</td> <td>・R A種 ・R B種</td> <td>・行う ・行わない</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面 (DP以外)、ALCパネル面</td> <td>※R B種 ・</td> <td>R A種</td> <td>・行う ・行わない</td> </tr> <tr> <td>押出成形セメント板面</td> <td>・R A種 ・R B種 ・R C種 ・</td> <td>・R A種 ・R B種</td> <td>・行う ・行わない</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面 (DP)</td> <td>○R B種 ・R C種</td> <td>・R A種</td> <td>・行う ○行わない</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード面及びその他ボード面</td> <td>※R B種 ○R A</td> <td>・R A種 ・R B種</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>錆止め塗料塗りの種類 [7.3.2、3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">塗装面</th> <th colspan="2">塗料の種類</th> <th rowspan="2">工程の種類</th> </tr> <tr> <th>塗替え</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">鉄鋼面</td> <td rowspan="3">EP-G以外</td> <td>塗替え</td> <td>A種 ※C種 ・</td> </tr> <tr> <td>新規見え掛り</td> <td>A種 ※A種 ・</td> </tr> <tr> <td>新規見え隠れ</td> <td>A種 ※B種 ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">EP-G</td> <td>塗替え</td> <td>※B種 ・A種 ※C種 ・</td> </tr> <tr> <td>新規見え掛り</td> <td>※B種 ・A種 ※A種 ・</td> </tr> <tr> <td>新規見え隠れ</td> <td>※B種 ・A種 ※B種 ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">垂鉛めっき鋼面</td> <td>EP-G以外</td> <td>塗替え</td> <td>※A種 ・B種 ※C種 ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">EP-G</td> <td>新規鋼製建具等</td> <td>※A種 ・B種 ※A種 ・</td> </tr> <tr> <td>塗替え</td> <td>C種 ※C種 ・</td> </tr> <tr> <td>新規鋼製建具等</td> <td>C種 ※A種 ・</td> </tr> </tbody> </table> <p>[7.4.2~7.14.2]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">塗装の種類</th> <th rowspan="2">塗装面</th> <th colspan="2">工程</th> </tr> <tr> <th>塗替え</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">・合成樹脂調合ベイト塗り (SOP) 塗料の種類 ※1種 ・2種</td> <td>木部屋外</td> <td>※B種 ・</td> <td>※A種 ・</td> </tr> <tr> <td>木部屋内</td> <td>※B種 ・</td> <td>※B種 ・</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>※B種 ・</td> <td>※B種 ・A種</td> </tr> <tr> <td>垂鉛めっき鋼面 (鋼製建具)</td> <td>※A種 ・</td> <td>※B種 ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・クリヤラッカー塗り (CL) ・フタル酸樹脂エナメル塗り (FE) ・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD) ・耐候性塗料塗り (DP)</td> <td>鉄鋼面 上塗り等級 () 級</td> <td>・</td> <td>A種</td> </tr> <tr> <td>垂鉛めっき鋼面</td> <td>・</td> <td>A種</td> </tr> <tr> <td>上塗り等級 () 級</td> <td>・</td> <td>・A-1種 ・B-1種 ・C-1種</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面及び押出成形セメント板面</td> <td>・</td> <td>・A-1種 ・B-1種 ・C-1種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・つや有合成樹脂エマルションベイト塗り (EP-G)</td> <td>コンクリート面等</td> <td>※B種 ・</td> <td>・A種 ・B種</td> </tr> <tr> <td>屋内の木部</td> <td>※B種 ・</td> <td>※A種 ・</td> </tr> <tr> <td>屋内の鉄鋼面</td> <td>※B種 ・</td> <td>・A種 ・B種</td> </tr> <tr> <td>屋内の垂鉛めっき鋼面</td> <td>※B種 ・</td> <td>・A種 ・B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">○合成樹脂エマルションベイト塗り (EP) ・合成樹脂エマルション模様塗料塗り (EP-T)</td> <td></td> <td>※B種 ・</td> <td>・A種 ・B種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※B種 ・</td> <td>・A種 ・B種</td> </tr> <tr> <td>・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)</td> <td></td> <td>※B種 ・A種</td> <td>※B種 ・A種</td> </tr> <tr> <td>・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (・油性 ・水性)</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・木材保護塗料塗り (WP)</td> <td></td> <td>※B種 ・A種</td> <td>※B種 ・A種</td> </tr> </tbody> </table> <p>つや有合成樹脂エマルションベイト塗り (コンクリート面、鉄鋼面、ガラス面、せっこうボード面、その他ボード面) の塗替えのしめ止め</p> <p>※改修標準仕様書表7.9.10の工程1の下塗りをしめ止めシーラーとする 合成樹脂エマルションベイト塗りの塗替えのしめ止め</p> <p>※改修標準仕様書表7.10.1の工程1の下塗りをしめ止めシーラーとする</p> <p>・高日射反射率塗料塗り [] 地下調整 (改修標準仕様書表7.2.2) ・R A種 ※R B種 ・R C種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程</th> <th colspan="4">塗料その他</th> <th rowspan="2">塗付量 (kg/m)</th> </tr> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類</th> <th>等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗料塗り</td> <td>JIS K 5675</td> <td>屋根用高日射反射率塗料</td> <td>2種</td> <td>・1級 ・2級 ・3級</td> <td>塗料製造所の仕様による</td> </tr> </tbody> </table>			下地面の種類	地下調整の種類		ひび割れ部の補修	塗替え	新規	木部	※R B種 ・	・R A種 ・R B種	—	鉄鋼面	※R B種 ・	R A種	—	垂鉛めっき鋼面	※R B種 ・	R A種	—	垂鉛めっき鋼面 (鋼製建具等)	※R B種 ・	R C種	—	モルタル、プaster面	※R B種 ・	・R A種 ・R B種	・行う ・行わない	コンクリート面 (DP以外)、ALCパネル面	※R B種 ・	R A種	・行う ・行わない	押出成形セメント板面	・R A種 ・R B種 ・R C種 ・	・R A種 ・R B種	・行う ・行わない	コンクリート面 (DP)	○R B種 ・R C種	・R A種	・行う ○行わない	せっこうボード面及びその他ボード面	※R B種 ○R A	・R A種 ・R B種	—	塗装面	塗料の種類		工程の種類	塗替え	新規	鉄鋼面	EP-G以外	塗替え	A種 ※C種 ・	新規見え掛り	A種 ※A種 ・	新規見え隠れ	A種 ※B種 ・	EP-G	塗替え	※B種 ・A種 ※C種 ・	新規見え掛り	※B種 ・A種 ※A種 ・	新規見え隠れ	※B種 ・A種 ※B種 ・	垂鉛めっき鋼面	EP-G以外	塗替え	※A種 ・B種 ※C種 ・	EP-G	新規鋼製建具等	※A種 ・B種 ※A種 ・	塗替え	C種 ※C種 ・	新規鋼製建具等	C種 ※A種 ・	塗装の種類	塗装面	工程		塗替え	新規	・合成樹脂調合ベイト塗り (SOP) 塗料の種類 ※1種 ・2種	木部屋外	※B種 ・	※A種 ・	木部屋内	※B種 ・	※B種 ・	鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種	垂鉛めっき鋼面 (鋼製建具)	※A種 ・	※B種 ・	・クリヤラッカー塗り (CL) ・フタル酸樹脂エナメル塗り (FE) ・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD) ・耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面 上塗り等級 () 級	・	A種	垂鉛めっき鋼面	・	A種	上塗り等級 () 級	・	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種	・つや有合成樹脂エマルションベイト塗り (EP-G)	コンクリート面等	※B種 ・	・A種 ・B種	屋内の木部	※B種 ・	※A種 ・	屋内の鉄鋼面	※B種 ・	・A種 ・B種	屋内の垂鉛めっき鋼面	※B種 ・	・A種 ・B種	○合成樹脂エマルションベイト塗り (EP) ・合成樹脂エマルション模様塗料塗り (EP-T)		※B種 ・	・A種 ・B種		※B種 ・	・A種 ・B種	・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)		※B種 ・A種	※B種 ・A種	・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (・油性 ・水性)		—	—	・木材保護塗料塗り (WP)		※B種 ・A種	※B種 ・A種	工程	塗料その他				塗付量 (kg/m)	規格番号	規格名称	種類	等級	塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による
下地面の種類	地下調整の種類			ひび割れ部の補修																																																																																																																																																								
	塗替え	新規																																																																																																																																																										
木部	※R B種 ・	・R A種 ・R B種	—																																																																																																																																																									
鉄鋼面	※R B種 ・	R A種	—																																																																																																																																																									
垂鉛めっき鋼面	※R B種 ・	R A種	—																																																																																																																																																									
垂鉛めっき鋼面 (鋼製建具等)	※R B種 ・	R C種	—																																																																																																																																																									
モルタル、プaster面	※R B種 ・	・R A種 ・R B種	・行う ・行わない																																																																																																																																																									
コンクリート面 (DP以外)、ALCパネル面	※R B種 ・	R A種	・行う ・行わない																																																																																																																																																									
押出成形セメント板面	・R A種 ・R B種 ・R C種 ・	・R A種 ・R B種	・行う ・行わない																																																																																																																																																									
コンクリート面 (DP)	○R B種 ・R C種	・R A種	・行う ○行わない																																																																																																																																																									
せっこうボード面及びその他ボード面	※R B種 ○R A	・R A種 ・R B種	—																																																																																																																																																									
塗装面	塗料の種類		工程の種類																																																																																																																																																									
	塗替え	新規																																																																																																																																																										
鉄鋼面	EP-G以外	塗替え	A種 ※C種 ・																																																																																																																																																									
		新規見え掛り	A種 ※A種 ・																																																																																																																																																									
		新規見え隠れ	A種 ※B種 ・																																																																																																																																																									
	EP-G	塗替え	※B種 ・A種 ※C種 ・																																																																																																																																																									
		新規見え掛り	※B種 ・A種 ※A種 ・																																																																																																																																																									
		新規見え隠れ	※B種 ・A種 ※B種 ・																																																																																																																																																									
垂鉛めっき鋼面	EP-G以外	塗替え	※A種 ・B種 ※C種 ・																																																																																																																																																									
	EP-G	新規鋼製建具等	※A種 ・B種 ※A種 ・																																																																																																																																																									
		塗替え	C種 ※C種 ・																																																																																																																																																									
新規鋼製建具等	C種 ※A種 ・																																																																																																																																																											
塗装の種類	塗装面	工程																																																																																																																																																										
		塗替え	新規																																																																																																																																																									
・合成樹脂調合ベイト塗り (SOP) 塗料の種類 ※1種 ・2種	木部屋外	※B種 ・	※A種 ・																																																																																																																																																									
	木部屋内	※B種 ・	※B種 ・																																																																																																																																																									
	鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種																																																																																																																																																									
	垂鉛めっき鋼面 (鋼製建具)	※A種 ・	※B種 ・																																																																																																																																																									
・クリヤラッカー塗り (CL) ・フタル酸樹脂エナメル塗り (FE) ・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD) ・耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面 上塗り等級 () 級	・	A種																																																																																																																																																									
	垂鉛めっき鋼面	・	A種																																																																																																																																																									
	上塗り等級 () 級	・	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種																																																																																																																																																									
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種																																																																																																																																																									
・つや有合成樹脂エマルションベイト塗り (EP-G)	コンクリート面等	※B種 ・	・A種 ・B種																																																																																																																																																									
	屋内の木部	※B種 ・	※A種 ・																																																																																																																																																									
	屋内の鉄鋼面	※B種 ・	・A種 ・B種																																																																																																																																																									
	屋内の垂鉛めっき鋼面	※B種 ・	・A種 ・B種																																																																																																																																																									
○合成樹脂エマルションベイト塗り (EP) ・合成樹脂エマルション模様塗料塗り (EP-T)		※B種 ・	・A種 ・B種																																																																																																																																																									
		※B種 ・	・A種 ・B種																																																																																																																																																									
・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)		※B種 ・A種	※B種 ・A種																																																																																																																																																									
・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (・油性 ・水性)		—	—																																																																																																																																																									
・木材保護塗料塗り (WP)		※B種 ・A種	※B種 ・A種																																																																																																																																																									
工程	塗料その他				塗付量 (kg/m)																																																																																																																																																							
	規格番号	規格名称	種類	等級																																																																																																																																																								
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による																																																																																																																																																							

9	○ガラス改修工事	[9.4.2.3]
	環境配慮改修工事	
<p>複層ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ ・建具による 断熱性による区分 ・T1 ・T2 ・T3 ・T4 ・T5 ・T6 日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・G ・S 乾燥気体の種類 ・空気 ・アルゴン 上記以外は、改修特記仕様書5章 建具改修工事による</p>		

ユニット工事	○ユニットバス ユニットシャワー 車いす洗面器	
	○塗装	
<p>詳細仕様は、A-27参照 ・ユニットバス ユニットバス1014タイプ TOTO EHV1014UA ユニットバス1216タイプ TOTO EKV1216UM ・ユニットシャワー ユニットシャワー1216タイプ TOTO ESV1216UR ・車いす洗面器 TOTO マーブライトカウンター式 NO.00001</p>		

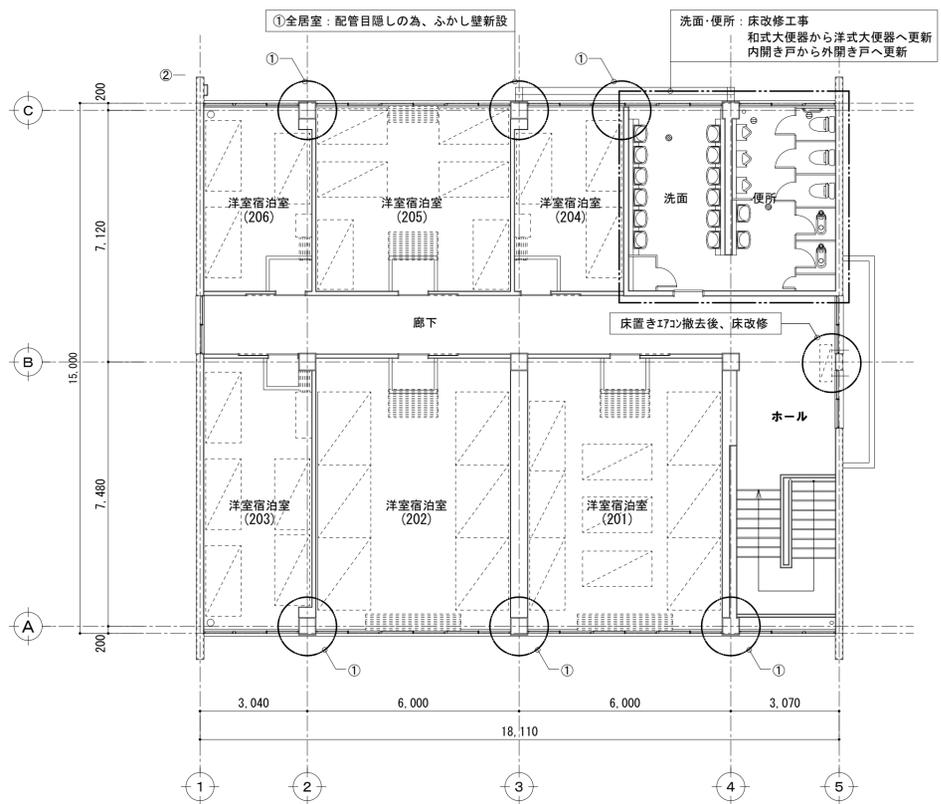
業務名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)		一級建築士事務所 福岡県知事登録 (1) 第60649号	国立青少年教育振興機構			工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	SCALE A1: N/S
		一級建築士登録 第324523号 稗田 玲	施設管理課長	施設管理課	担当	図面名称 特記仕様書(4) 工事区分表	A-04



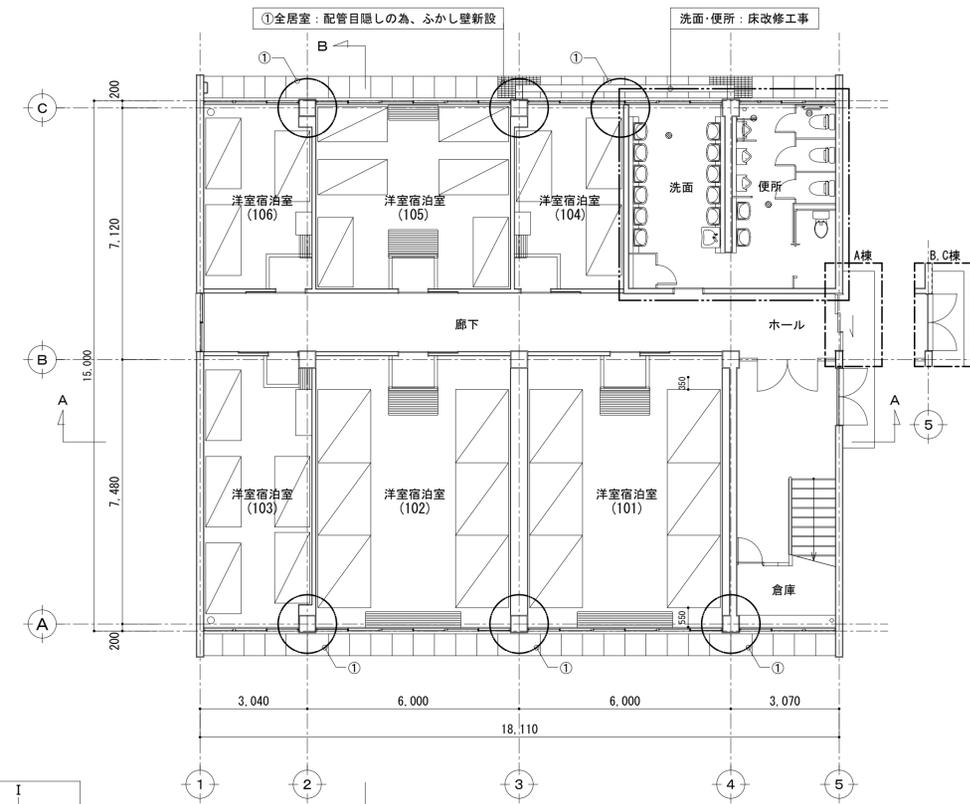
凡例
 工事部分

凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課	設計者	株式会社 YSアーキテツツ	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-05
	管理技術者	神田 玲 1級建築士 324523号	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			主任技術者	高見 順子	図面名称	

[A・B・C棟]

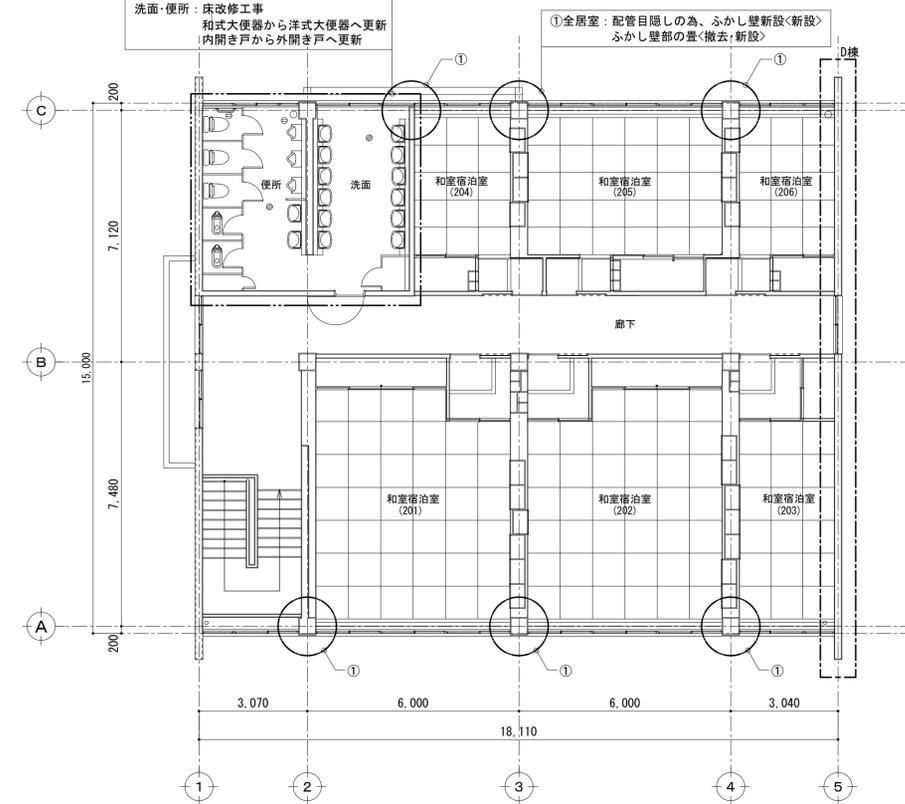


2階平面図 S=1/100

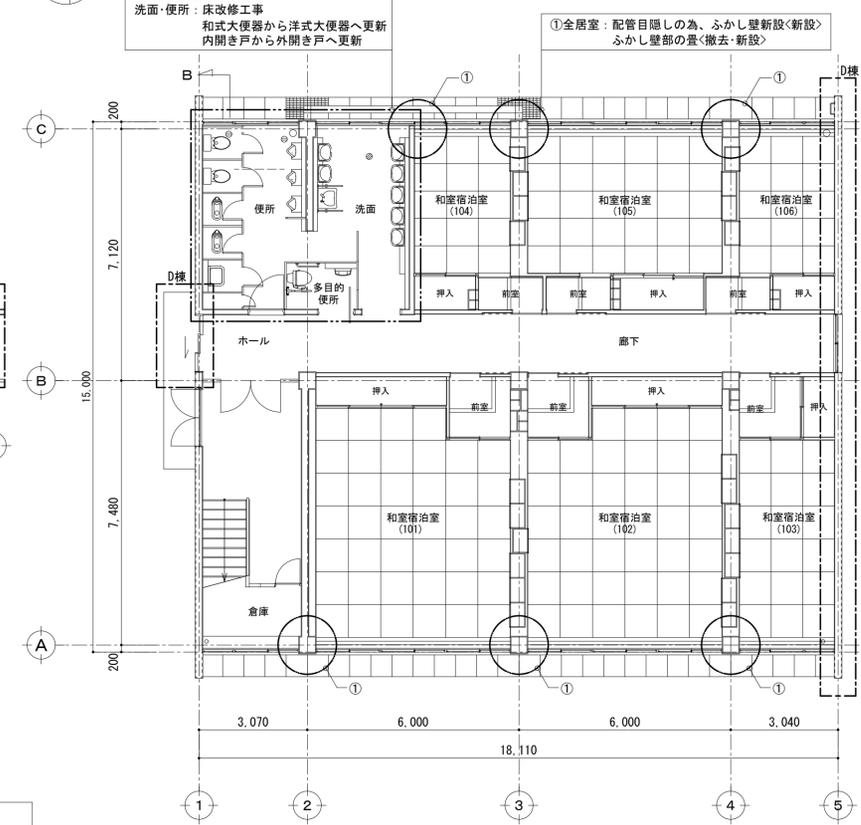


1階平面図 S=1/100

[D・E棟]

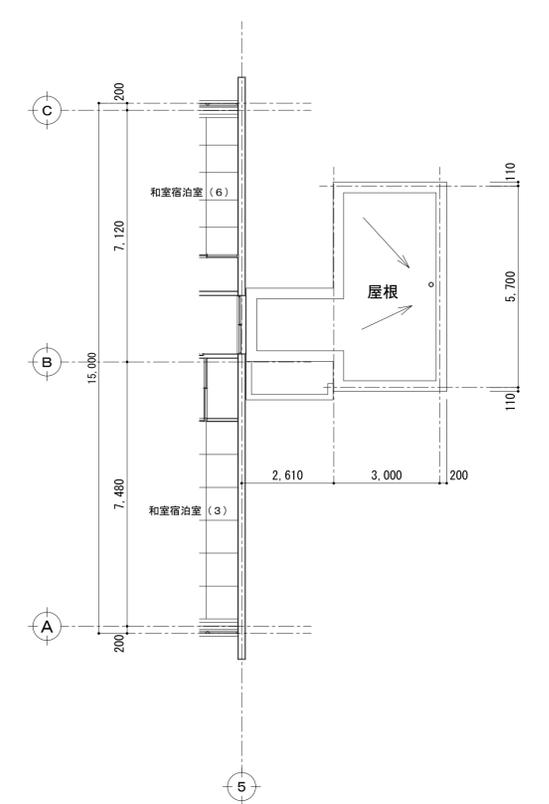


2階平面図 S=1/100

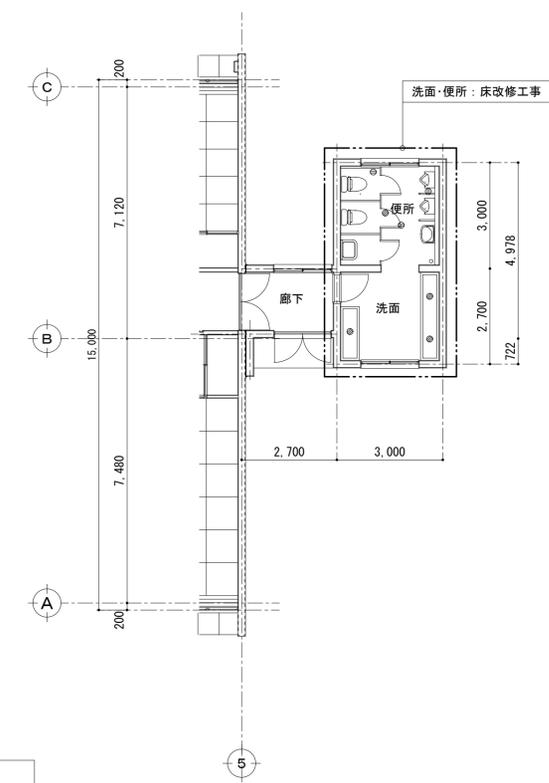


1階平面図 S=1/100

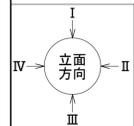
[E棟] 洗面・便所②



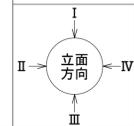
R階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100



凡例



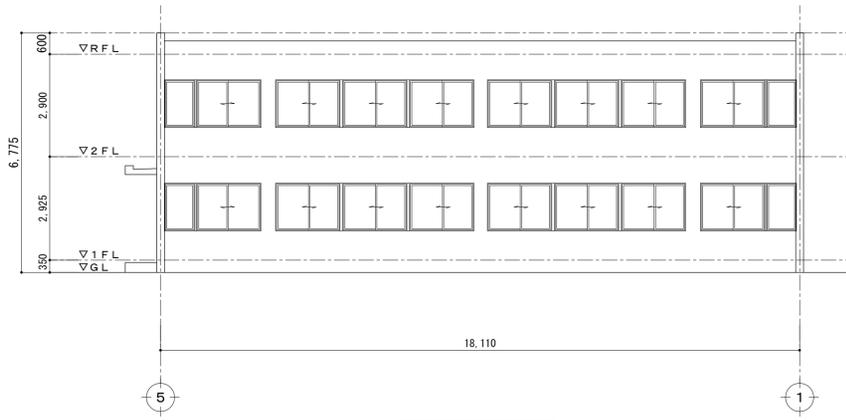
展開方向

設計業務名
国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家
ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)

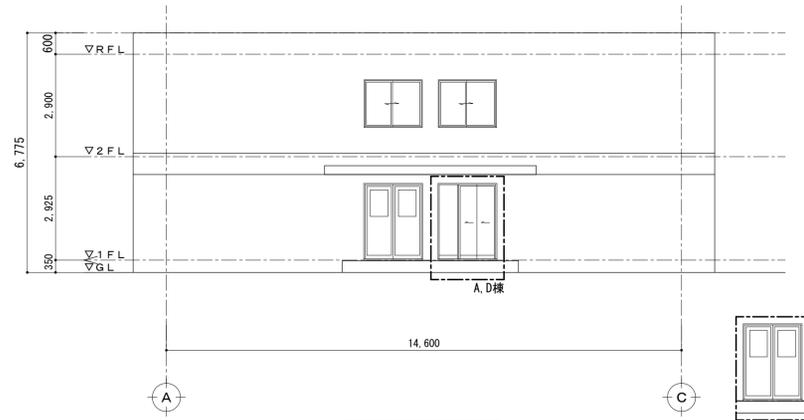
施設管理課長
施設管理課担当者
独立行政法人 国立青少年教育振興機構

設計者
株式会社 YSアーキテツ
管理技術者 種田 玲
1級建築士 324523号
主任技術者 高見 順子

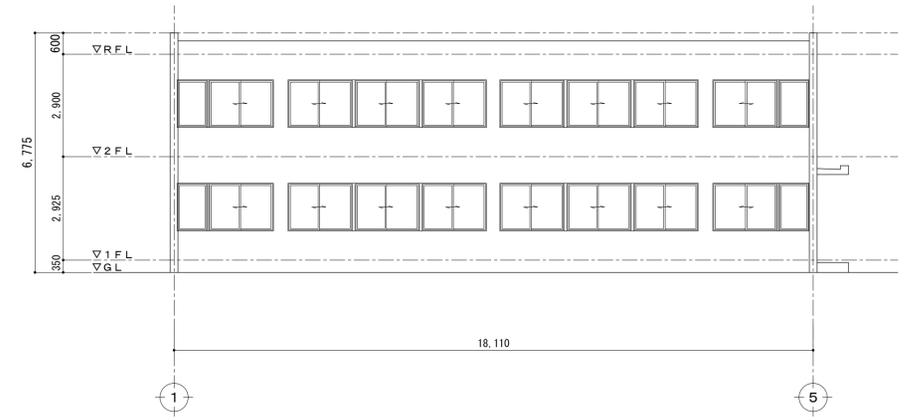
工事名称
国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家
ライフライン改修工事
図面名称 <宿泊棟A~E>
1・2階平面図(既設)
S: 1/100



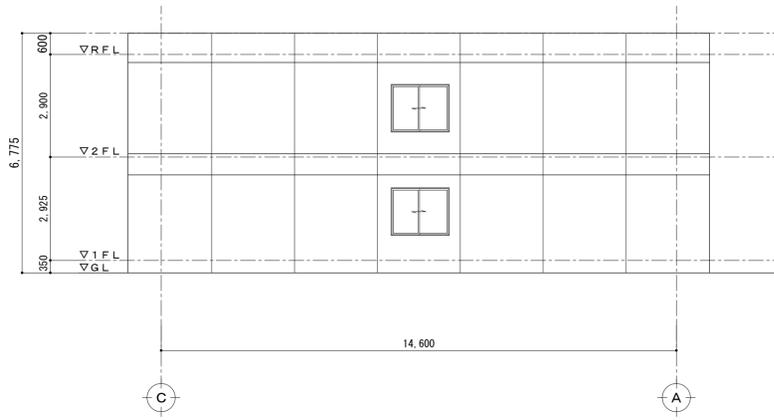
I立面図 S=1/100
※E棟は反転



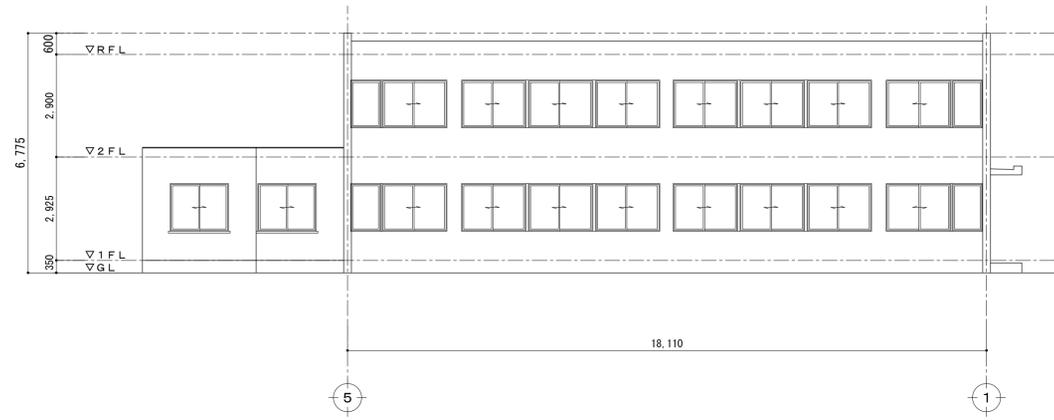
II立面図 S=1/100
※D, E棟は反転



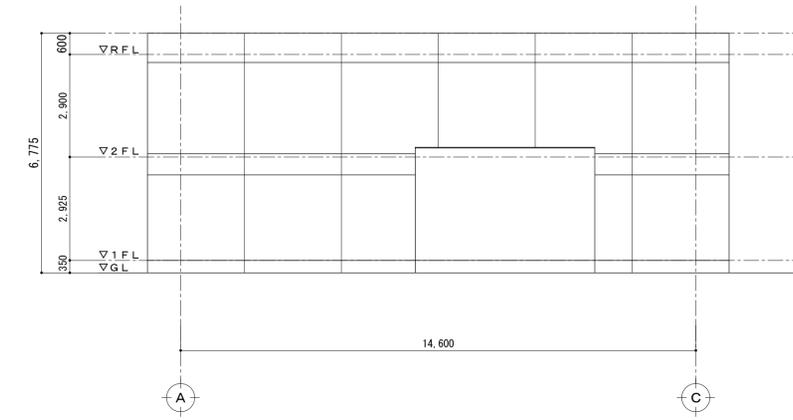
III立面図 S=1/100
※D棟は反転



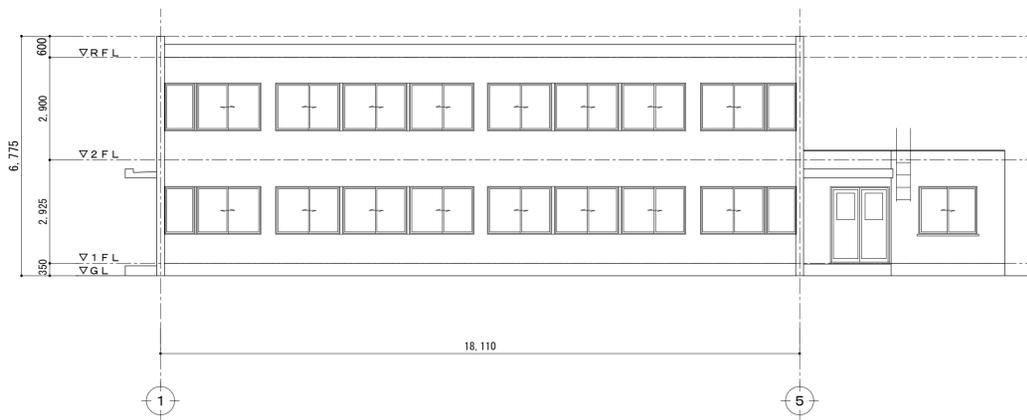
IV立面図 S=1/100
※D棟は反転



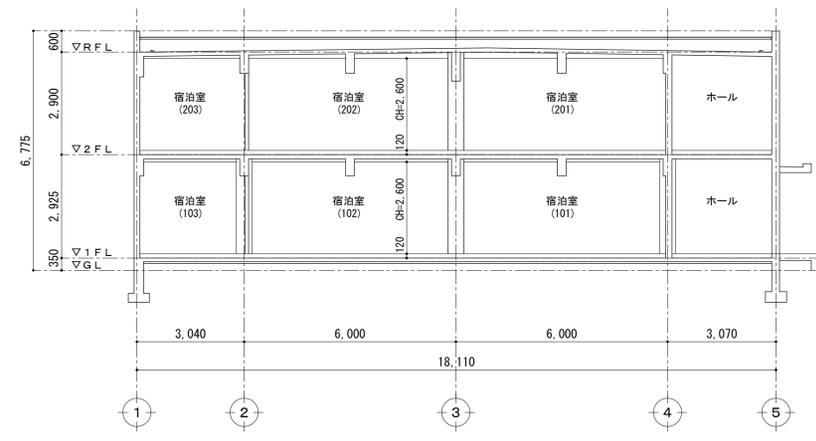
I立面図 S=1/100
【E棟】



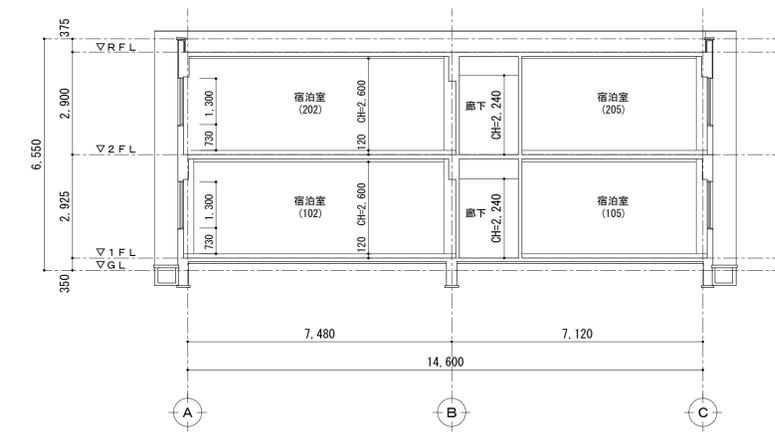
IV立面図 S=1/100
【E棟】



III立面図 S=1/100
【E棟】

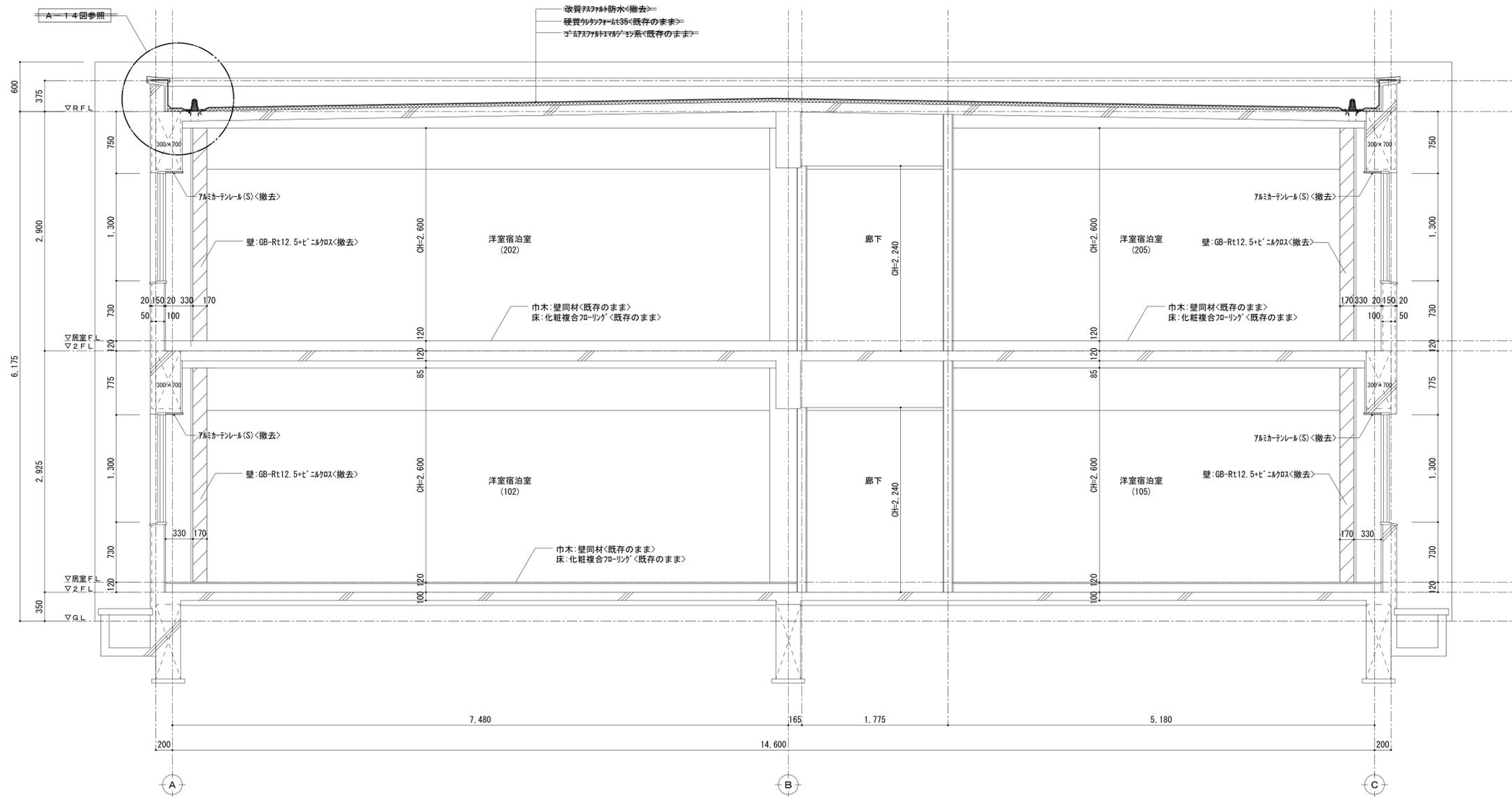


A-A断面図 S=1/100



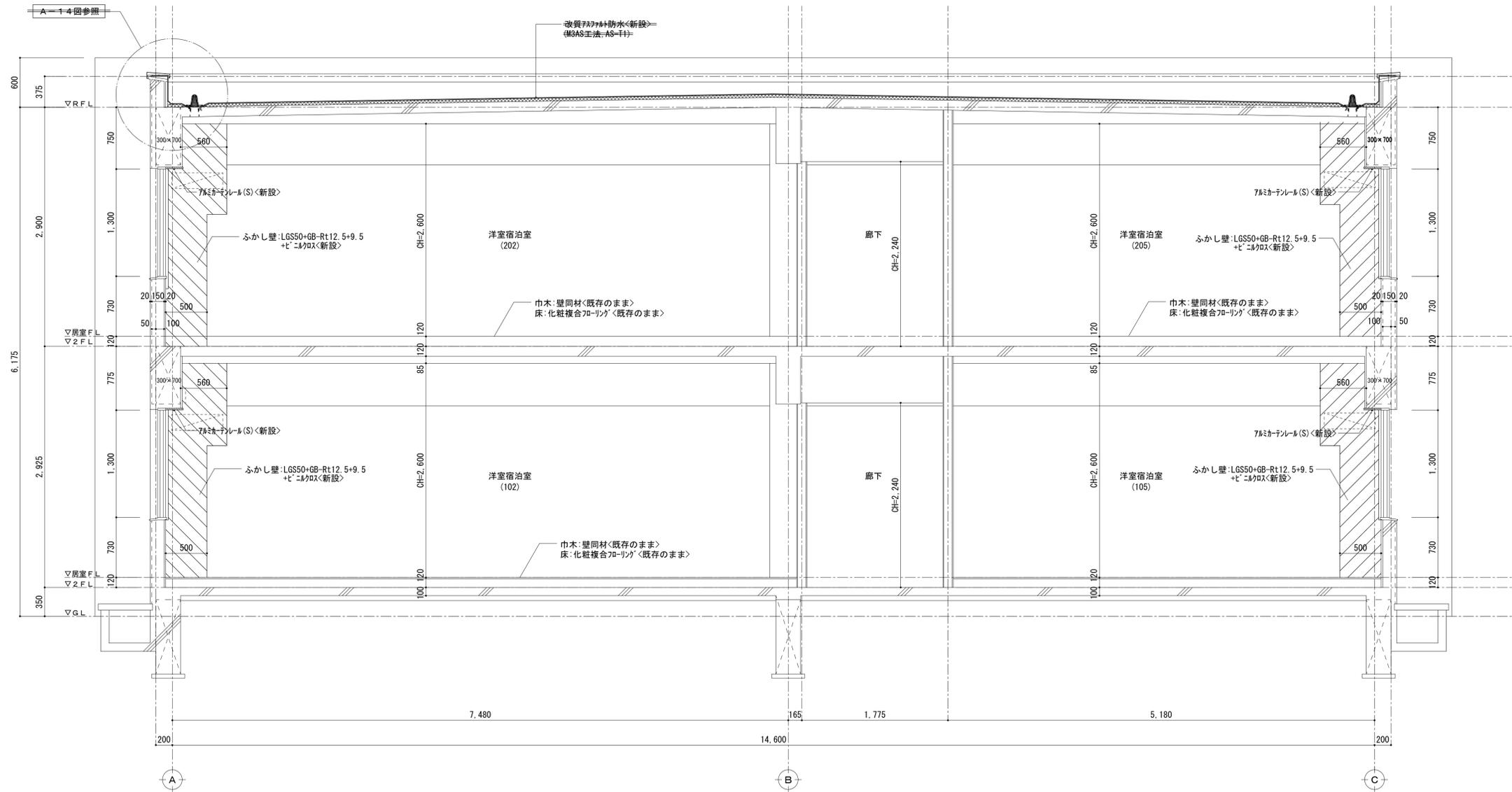
B-B断面図 S=1/100

凡例		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツク 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟A~E> 立面図・断面図(既設) <参考> S: 1/100	A-07 48
			独立行政法人 国立青少年教育振興機構				



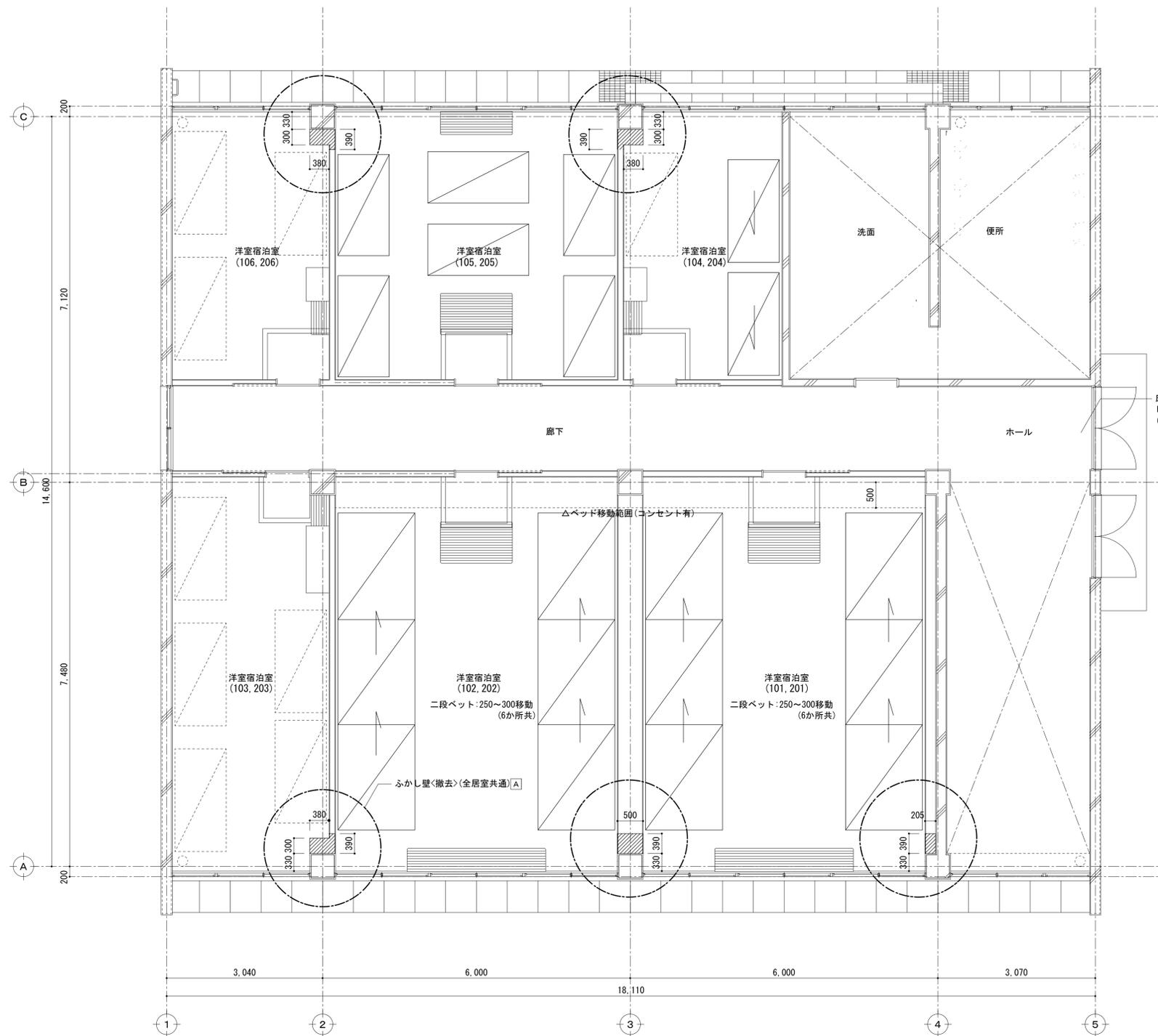
矩計図 S=1/30

凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者	株式会社 YSアーキテツク 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-08 48
	図面名称	<宿泊棟A・B・C> 矩計図(改修前)	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			図面名称	<宿泊棟A・B・C> 矩計図(改修前)	

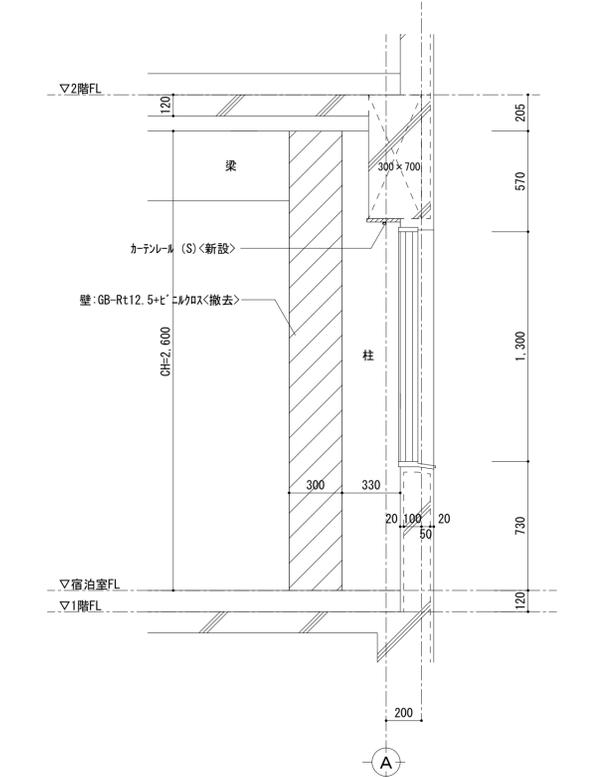
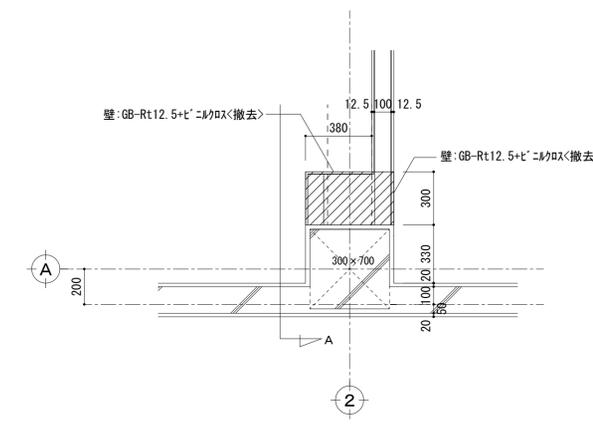


矩計図 S=1/30

凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者	株式会社 Y Sアーキテツク 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-09 48
	図面名称	<宿泊棟A・B・C> 矩計図(改修後)	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			図面番号	S: 1/30	

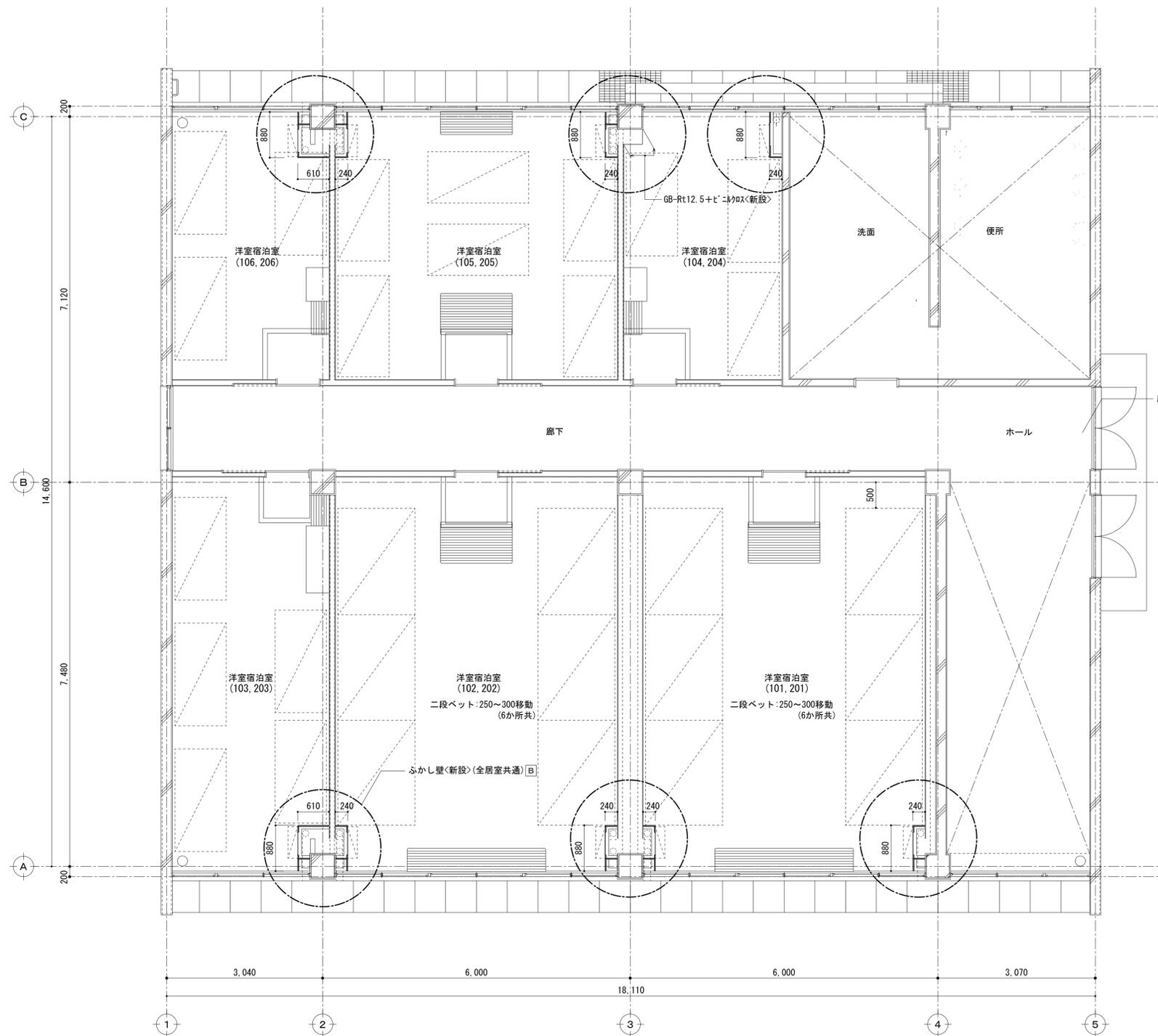


1・2階 平面詳細図 S=1/50

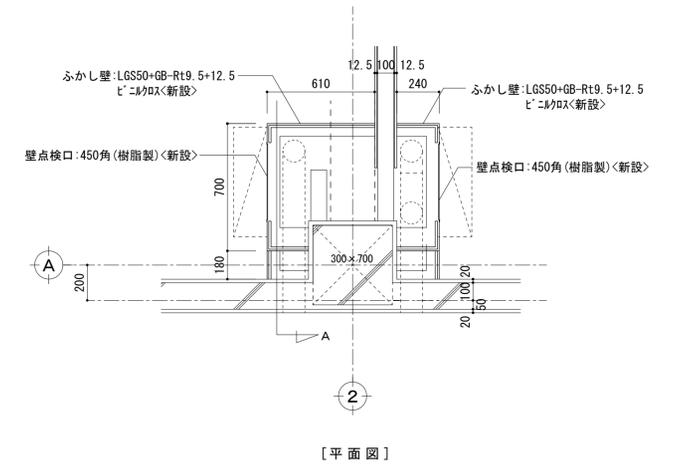


[矢視 A 断面図]

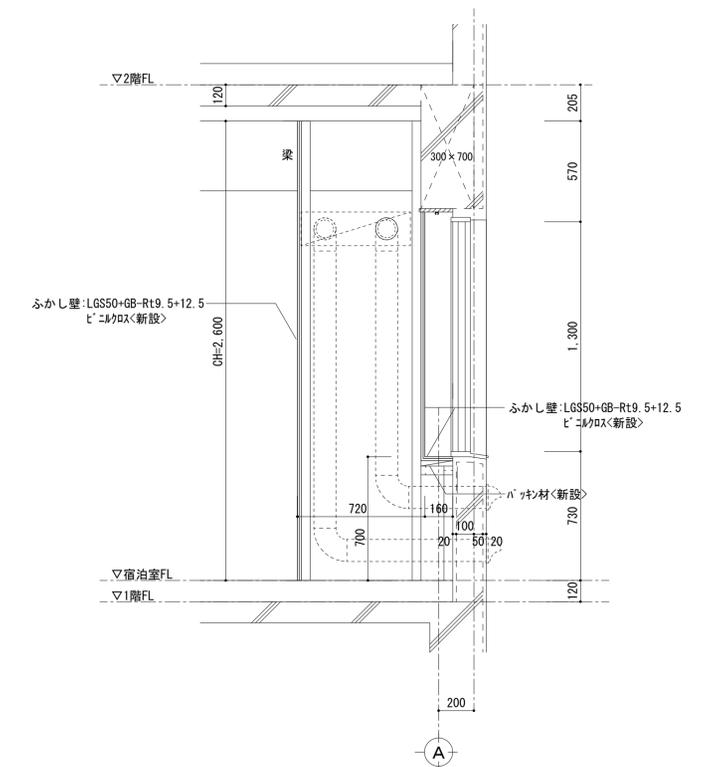
凡例	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟A・B・C> S: 1/20, 50 1・2階 平面詳細図、部分詳細図(改修前)	A-10 48
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				



1・2階 平面詳細図 S=1/50

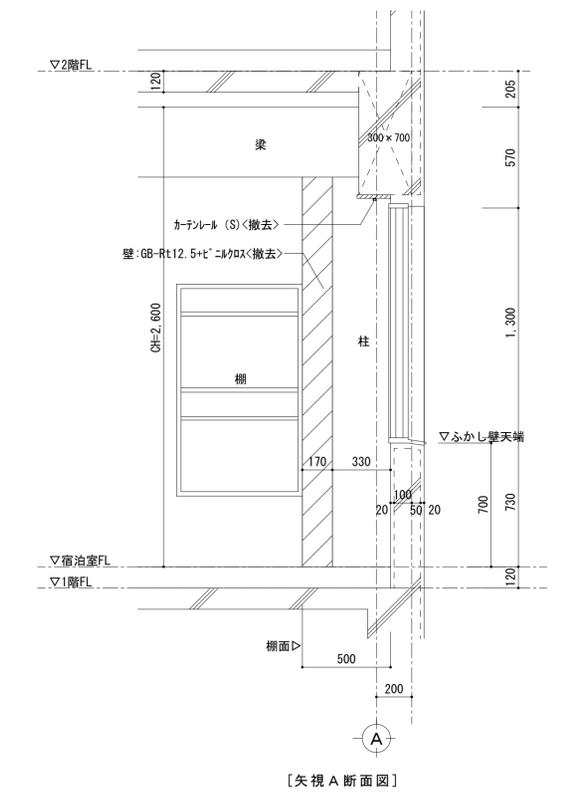
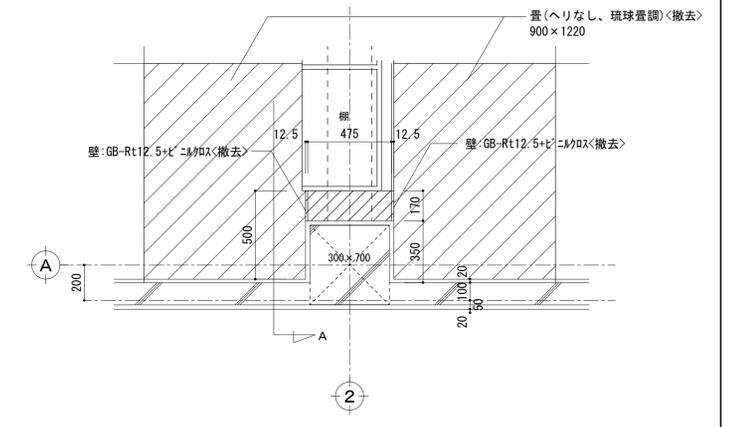
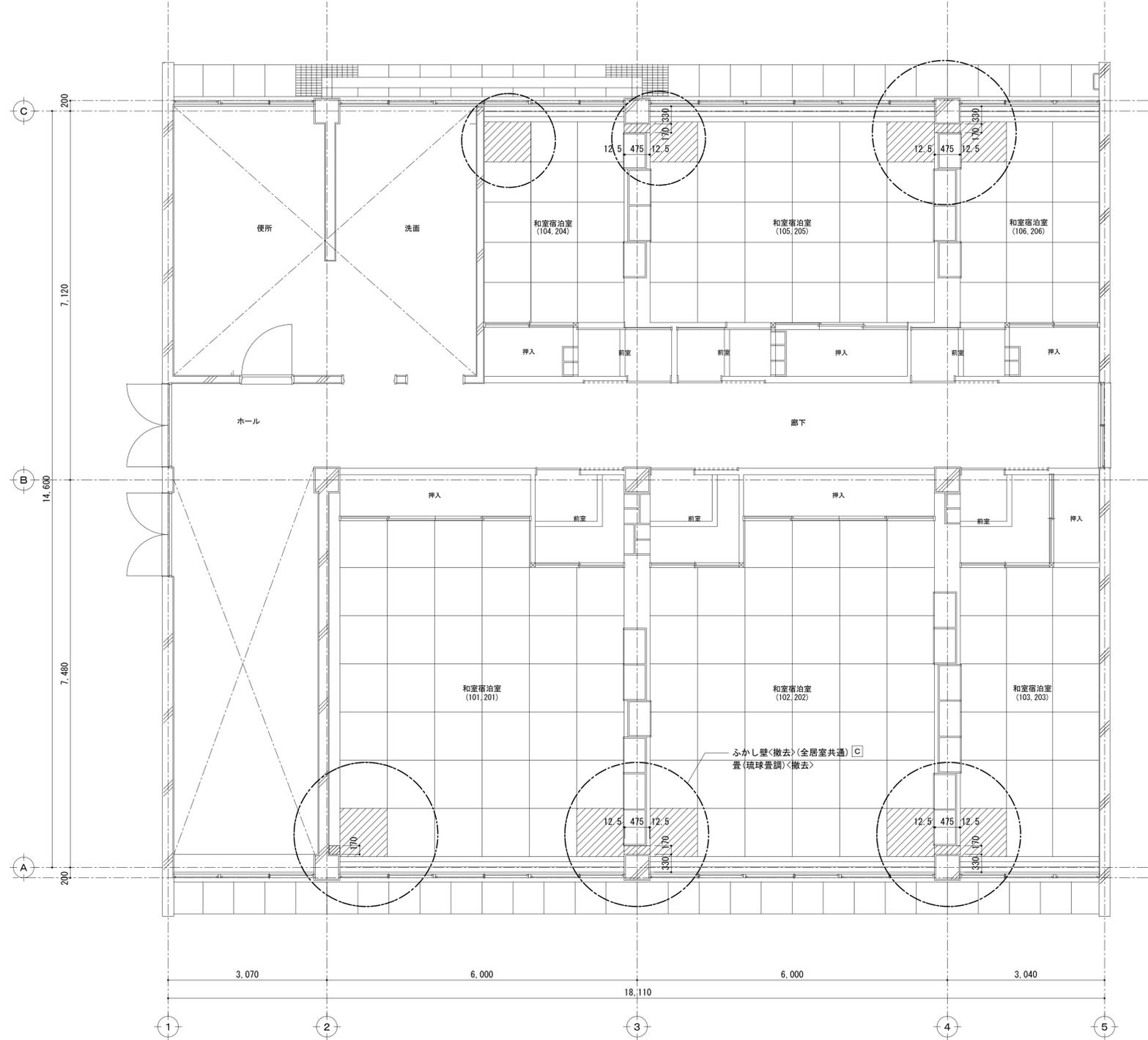


[平面図]

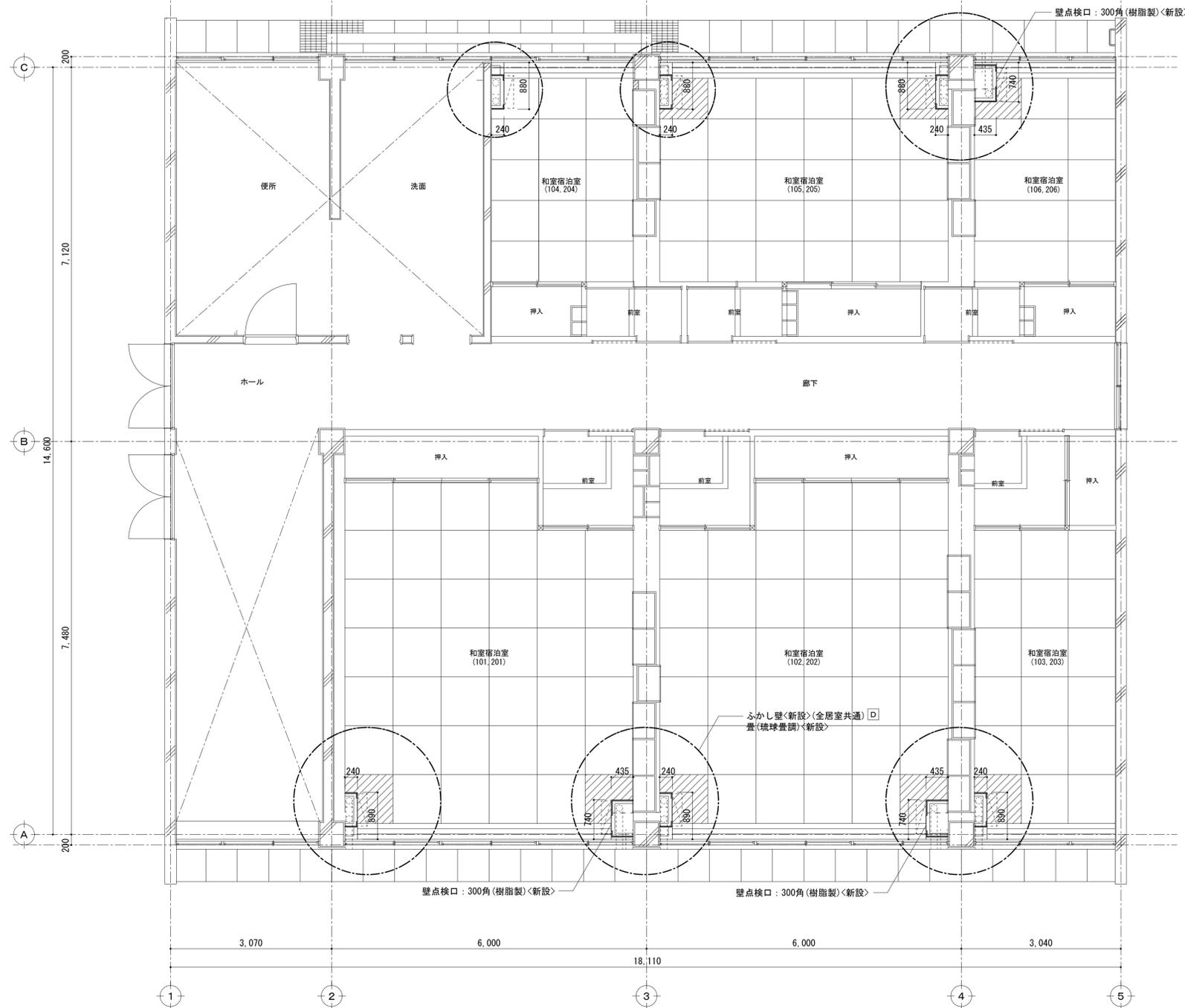


[矢視 A 断面図]

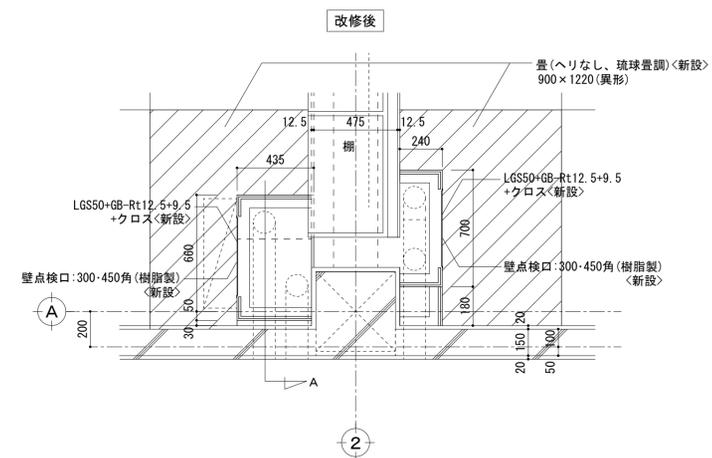
凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家	施設管理課長	施設管理担当者	設計者	株式会社 Y Sアーキテツク 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	図面名称 <宿泊棟A・B・C> S: 1/20, 50 1・2階 平面詳細図、部分詳細図(改修後)	A-11 48
	ライフレイン機能強化等設計業務(建築・設備)	独立行政法人 国立青少年教育振興機構							



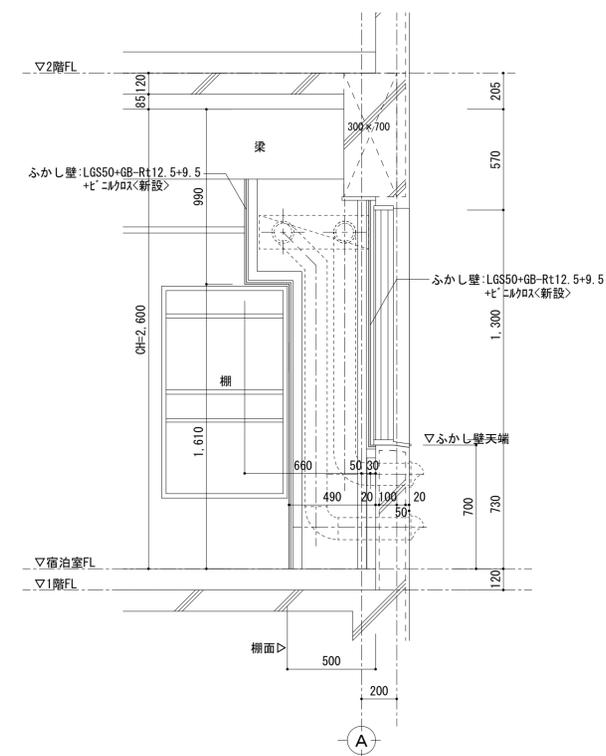
凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-12 48
	設計者	株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	図面名称	<宿泊棟D・E> 1・2階 平面詳細図、部分詳細図(改修前)	
	施設管理課長	施設管理課担当者	S: 1/20, 50		
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				



1・2階 平面詳細図 S=1/50

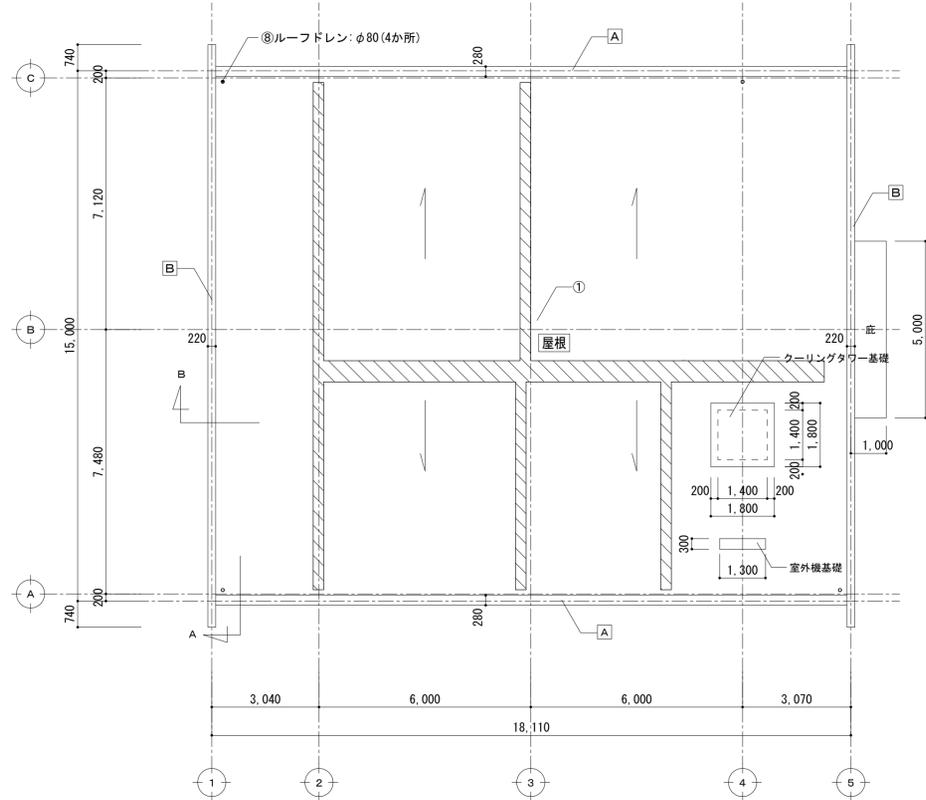


[平面図]

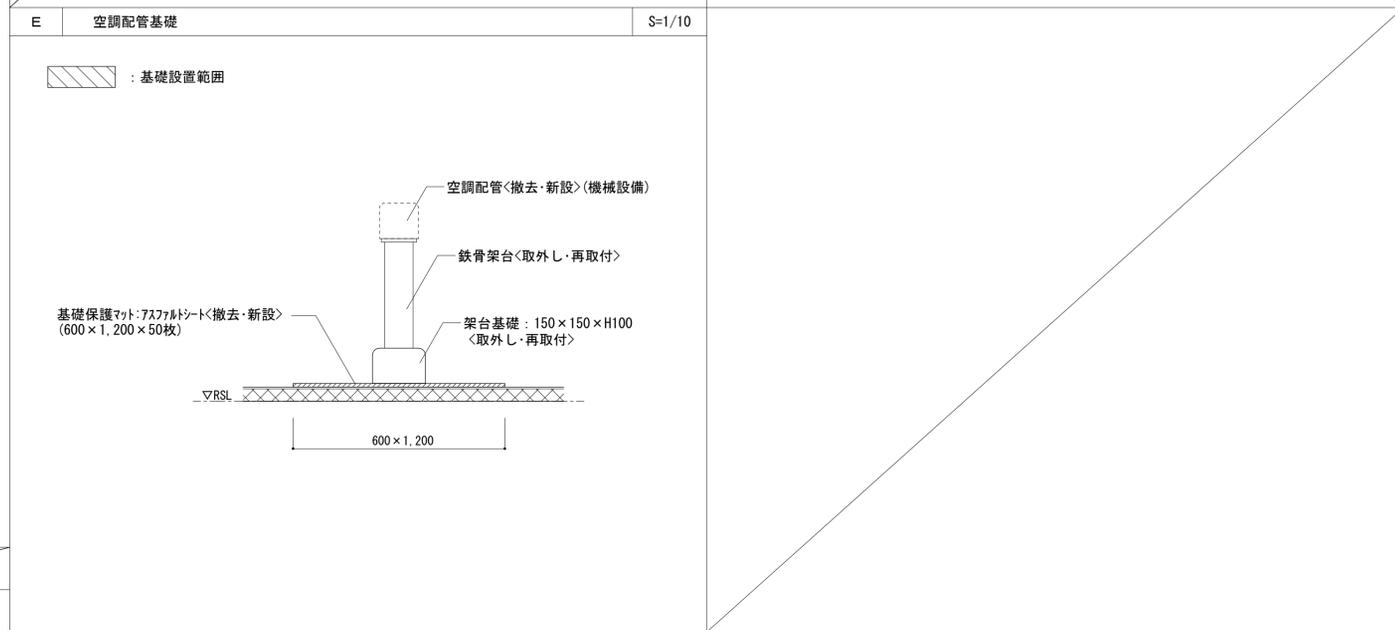
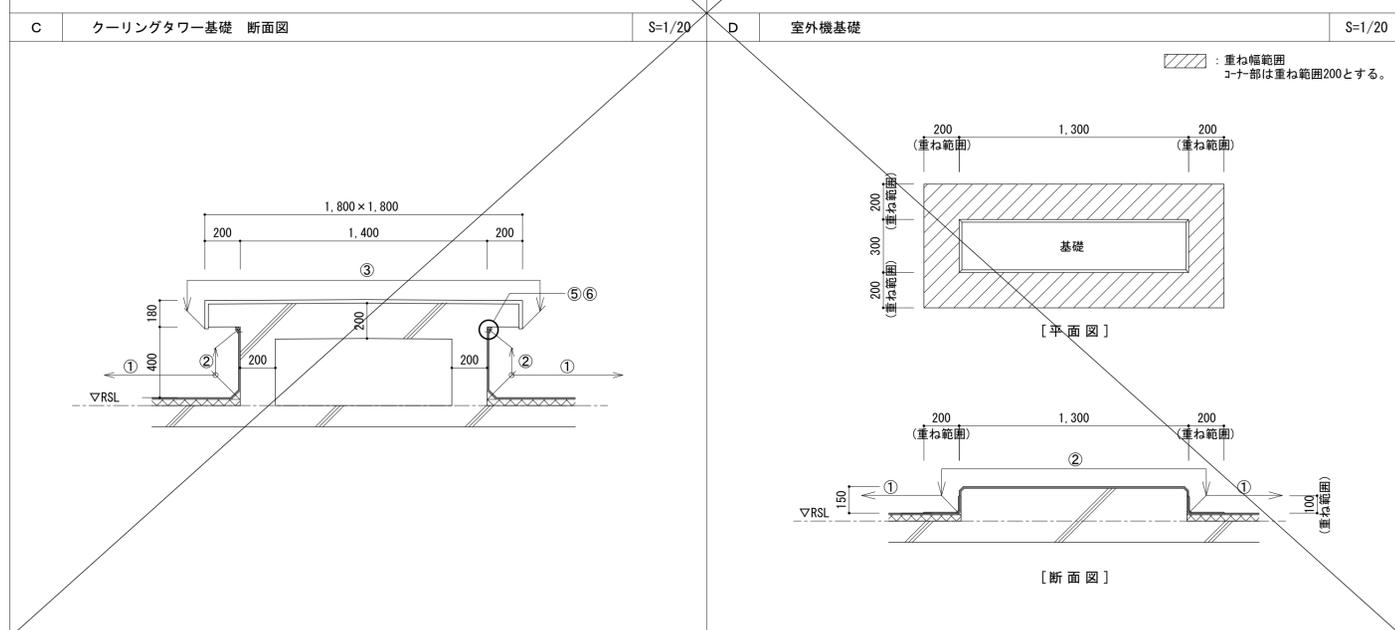
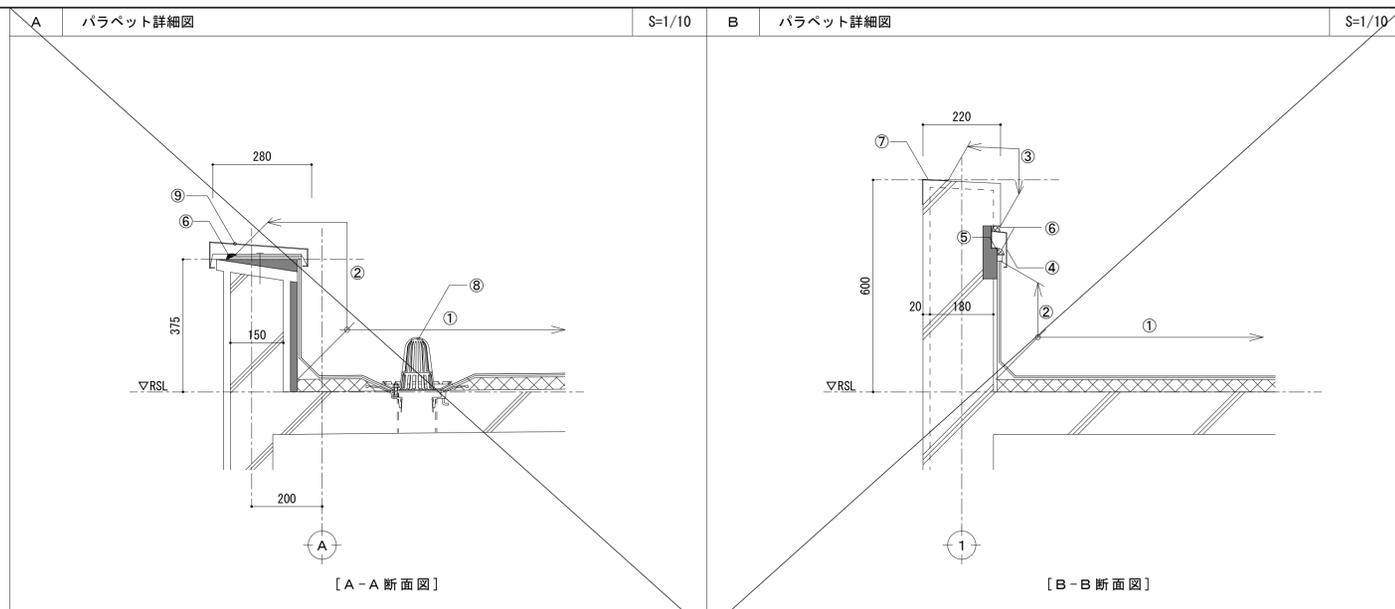


[矢視A断面図]

凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家	施設管理課長	施設管理担当者	設計者	株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	図面名称 <宿泊棟D・E> 1・2階 平面詳細図、部分詳細図(改修後)	S: 1/20, 50	A-13 48
	ライフレイン機能強化等設計業務(建築・設備)	独立行政法人 国立青少年教育振興機構								



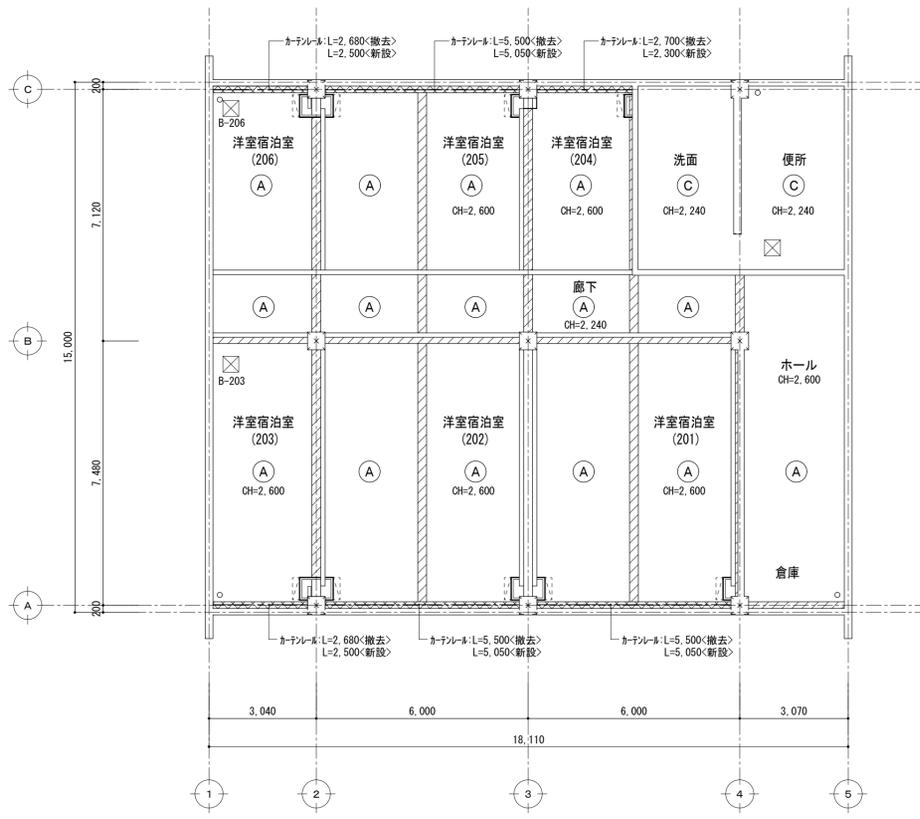
屋根伏図 S=1/100



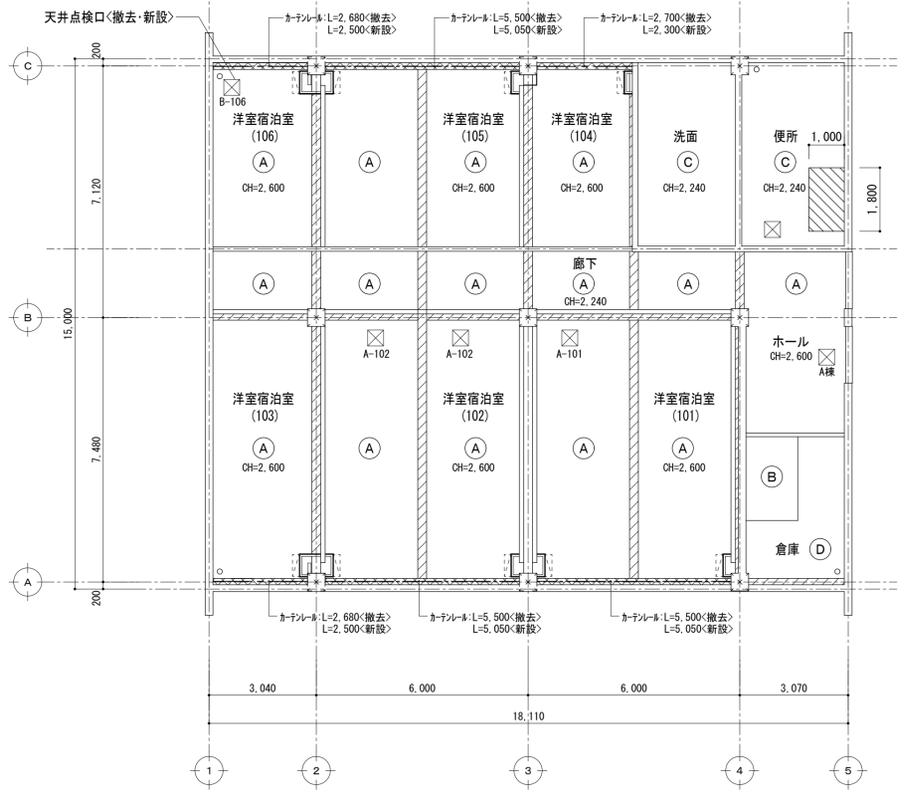
凡例	①	平場: 改質アスファルト防水<撤去> + 硬質ウレタンフォーム<35+30> アスファルトエマルジョン系<既存のまま> 平場: 改質アスファルト防水<新設> (M3AS工法) (AS-T1)	⑥	既存シール材<撤去> シール材 (MS-2) <新設>
	②	立上り: 改質アスファルト防水<撤去> 立上り: 改質アスファルト防水<新設> (M3AS工法) (AS-T1)	⑦	7M水切り (L-75 x 75) <取外し・再取付>
	③	既存防水モルタル<既存のまま> ウレタン塗膜防水 (L4X工法) (X-2)	⑧	鋳鉄製ドレン<撤去>、改修用ドレン<縦型><新設>
	④	既存アルミ製水切り<撤去> アルミ製水切り<新設>	⑨	7M笠木<取外し・再取付>
	⑤	既存アルミ製押え金物<撤去> アルミ製押え金物 (SUS ^t S8450以下) <新設>	A	詳細図記号

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務 (建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟A~E> 屋根伏図・部分詳細図 (改修前・後) S: 1/10, 20, 100	A-14 48
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				

[A・B・C棟]



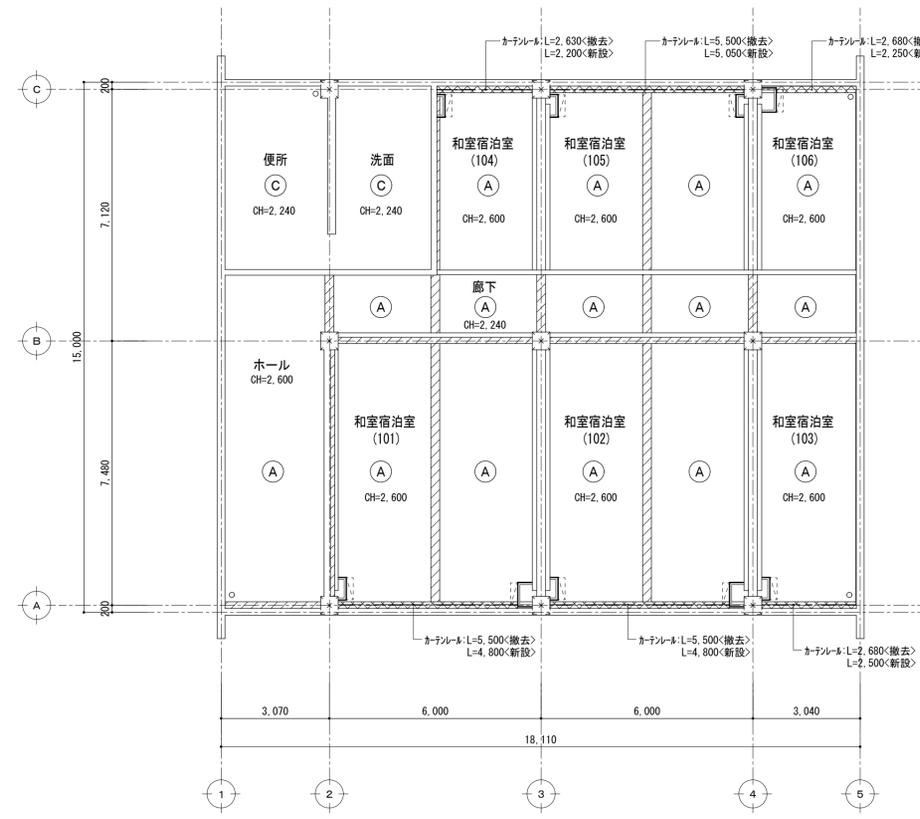
2階天井伏図 S=1/100



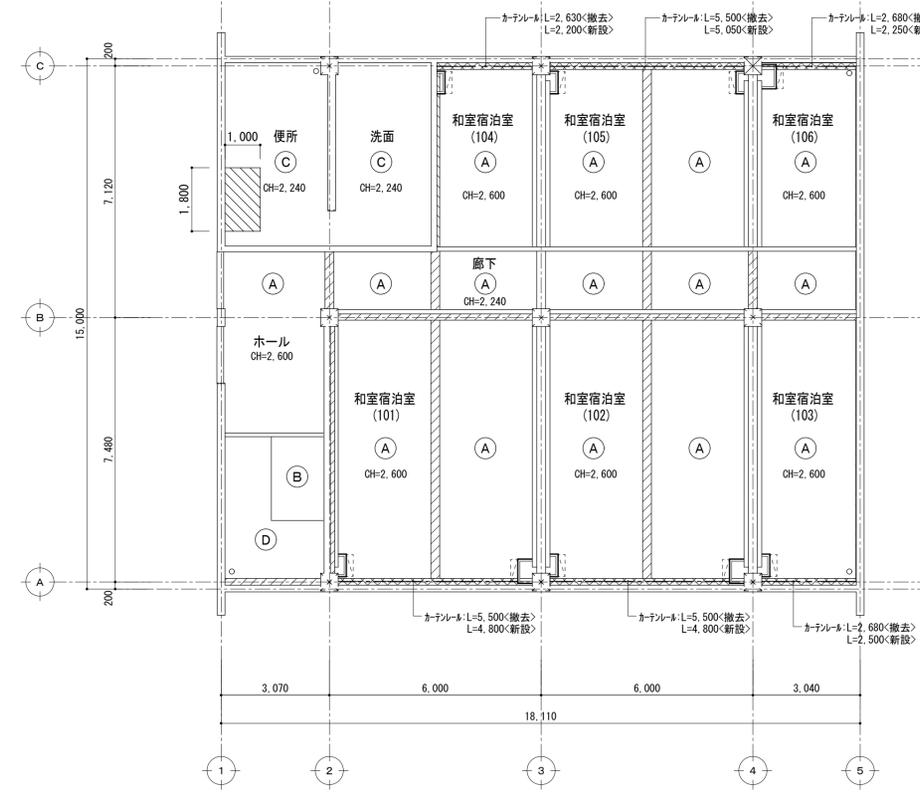
1階天井伏図 S=1/100

凡例	(A)	既設GB-R t 12.5の上ビニルクロス張り		梁型:下地モルタルの上ビニルクロス張り(既存のまま)	アルミ製カーテンレール(撤去・新設)(1,2階共通)
	(B)	既設下地モルタルの上ビニルクロス張り		既存木製カーテン受け板(既存のまま)	
	(C)	既設ケイカル板 t 6の上E P		天井(LGS共)撤去・新設	
	(D)	吹抜		既設天井点検口:450角(特記なき限り既存のまま)	

[D・E棟]



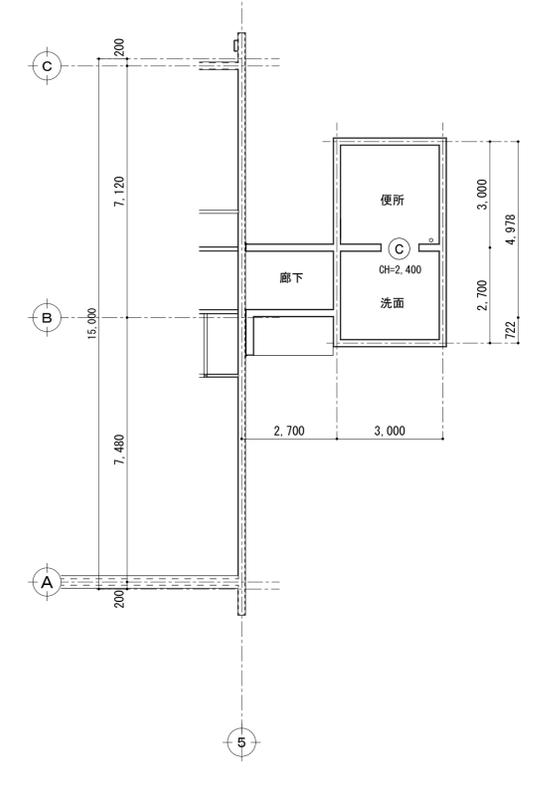
2階天井伏図 S=1/100



1階天井伏図 S=1/100

設計業務名	施設管理課長	施設管理課担当者
国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)		
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	

[E棟] 洗面・便所②

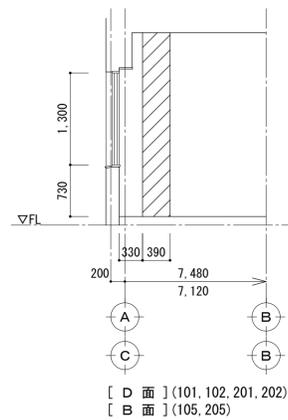
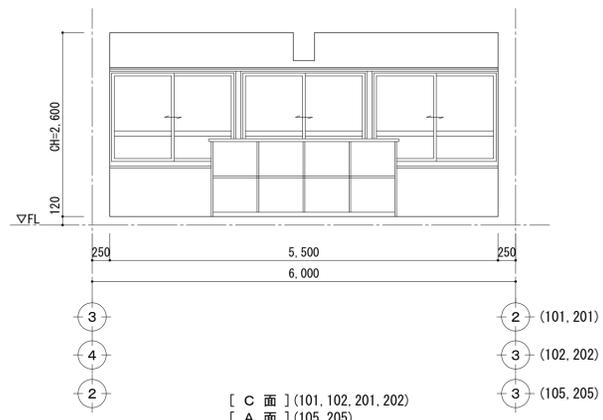
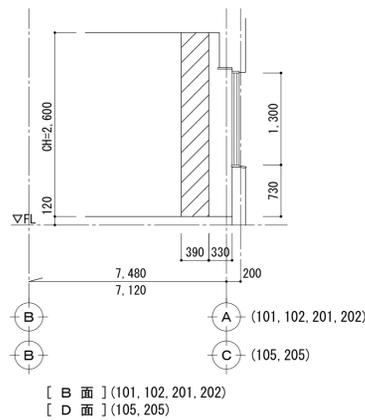


1階天井伏図 S=1/100

設計者	株式会社 Y Sアーキテツ	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家	A-15	
	管理技術者 種田 玲	国立青少年教育振興機構 ライフライン改修工事			
	1級建築士 324523号	図面名称	<宿泊棟A~E>		48
	主任技術者 高見 順子	1・2階 天井伏図 (改修前・後)	S:1/50		

改修前

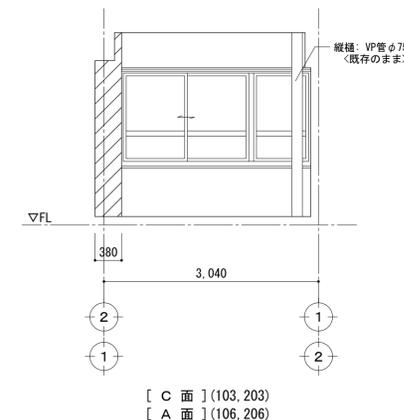
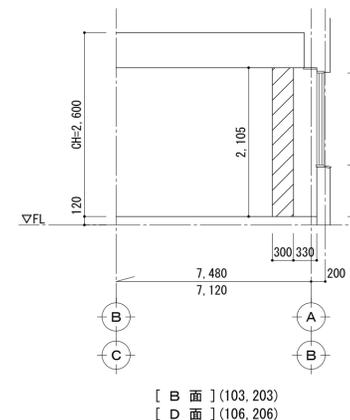
[A・B・C棟 洋室101・102、201・202、105、205号]



展開図 S=1/50

改修前

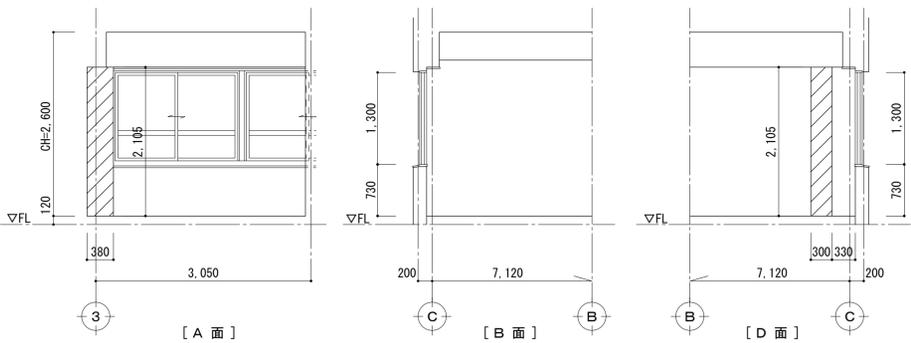
[A・B・C棟 洋室103・203、106、206号]



展開図 S=1/50

改修前

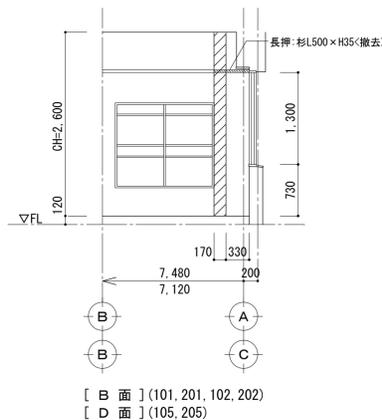
[A・B・C棟 洋室104・204号]



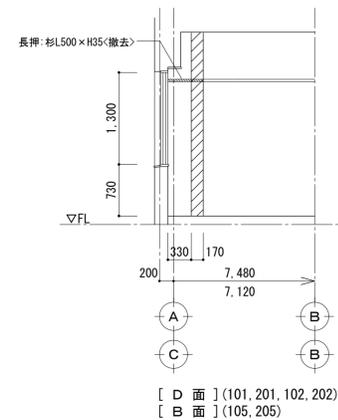
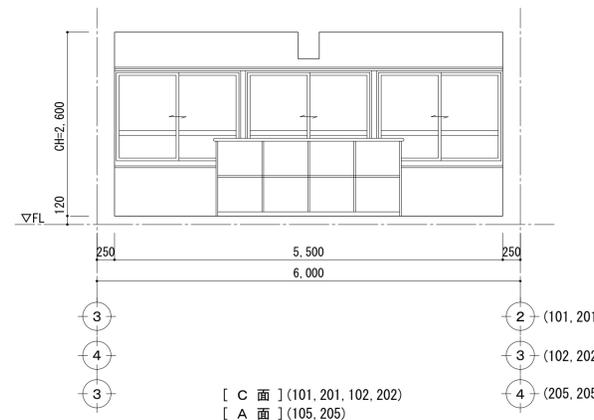
展開図 S=1/50

改修前

[D・E棟 和室101・201、102・202、105・205号]

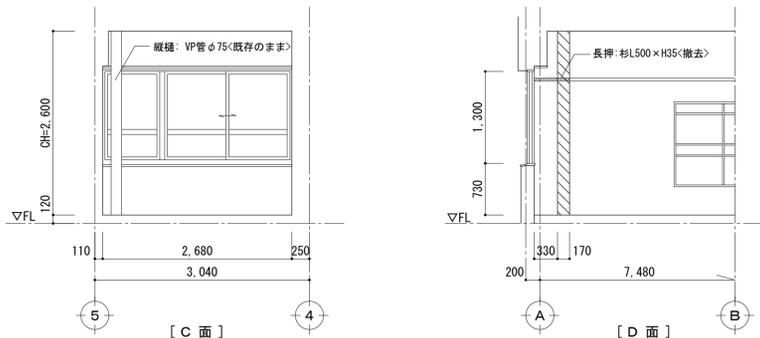


展開図 S=1/50



改修前

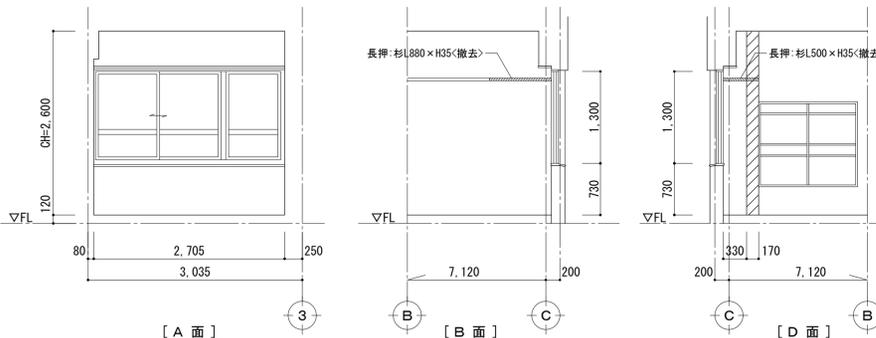
[D・E棟 和室103・203号]



展開図 S=1/50

改修前

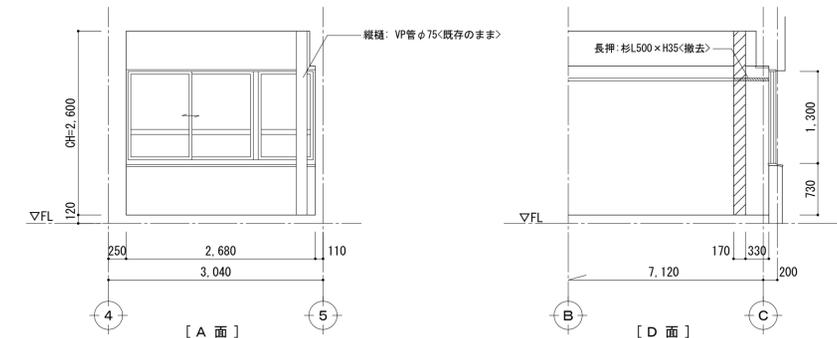
[D・E棟 洋室104・204号]



展開図 S=1/50

改修前

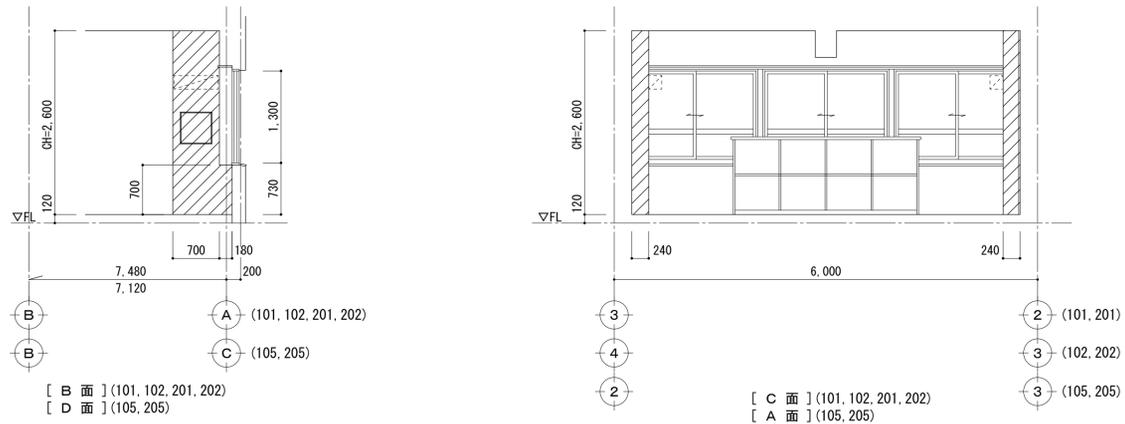
[D・E棟 洋室106・206号]



展開図 S=1/50

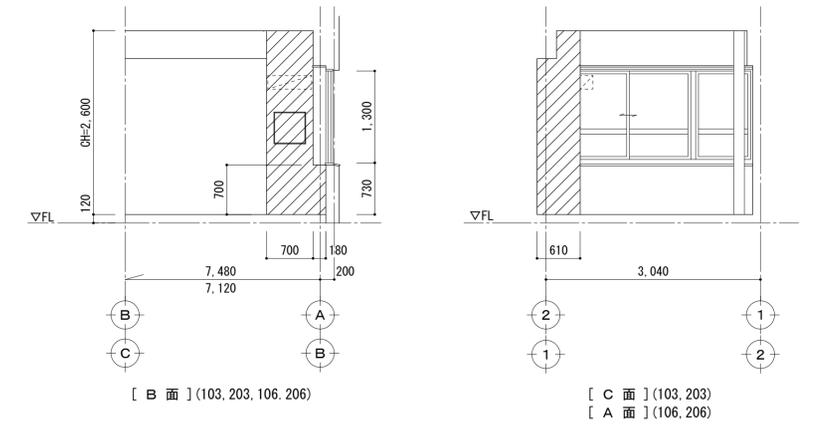
凡例	 GB-Rt12.5+ビニルクロス<撤去>	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツク 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟A~E> 展開図(改修前)	A-16 48 S: 1/50

改修後 [A・B・C棟 洋室101・102、201・202、105、205号]



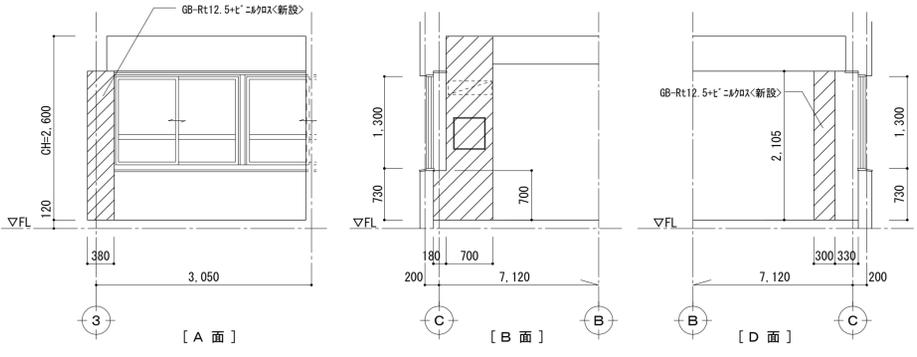
展開図 S=1/50

改修後 [A・B・C棟 洋室103・203、106、206号]



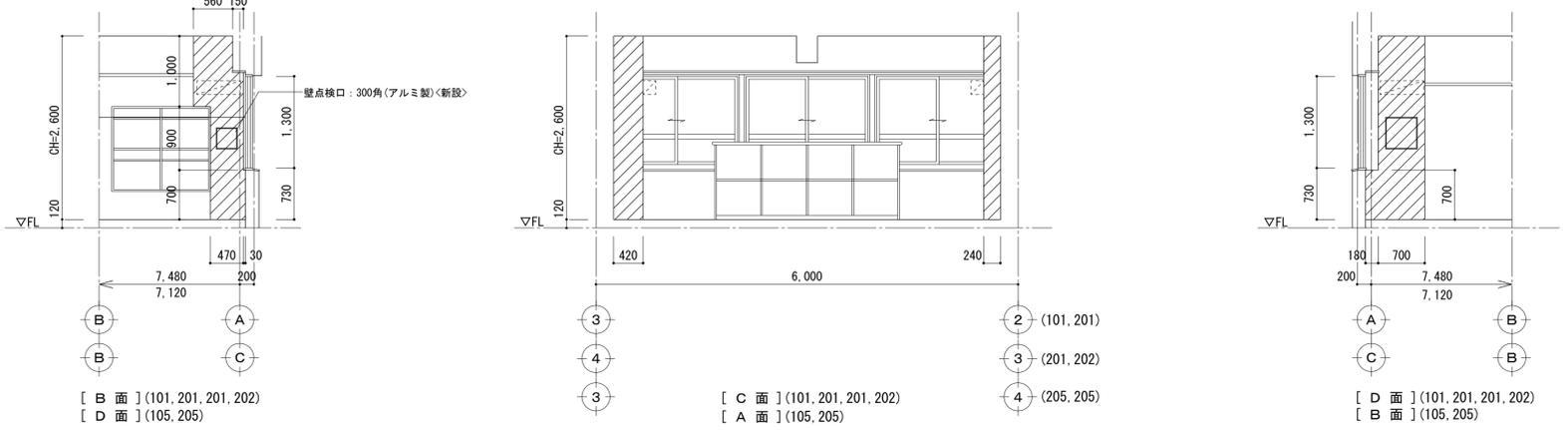
展開図 S=1/50

改修後 [A・B・C棟 洋室104・204号]



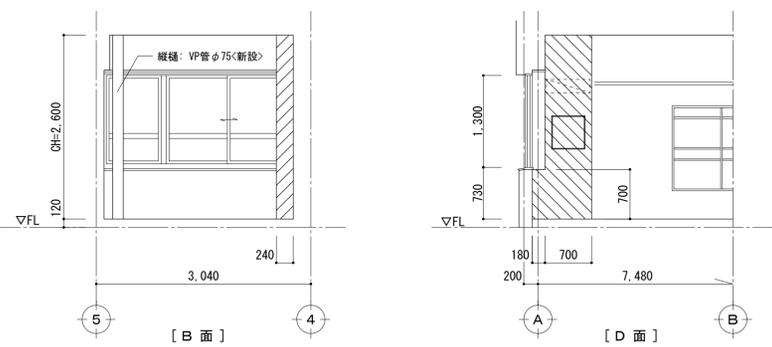
展開図 S=1/50

改修後 [D・E棟 和室101・202、102・202、105・205号]



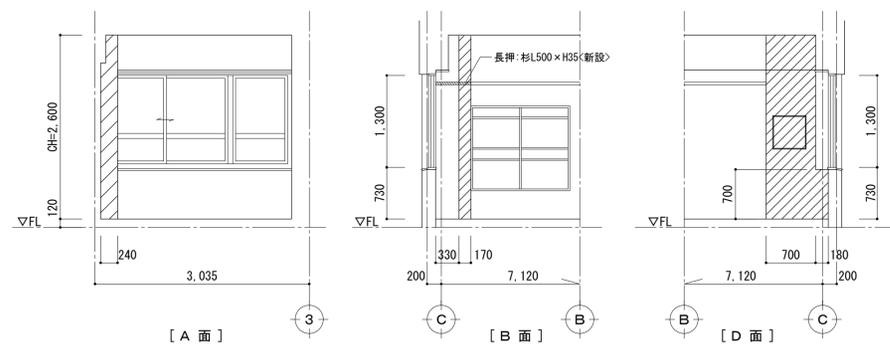
展開図 S=1/50

改修後 [D・E棟 和室103・203号]



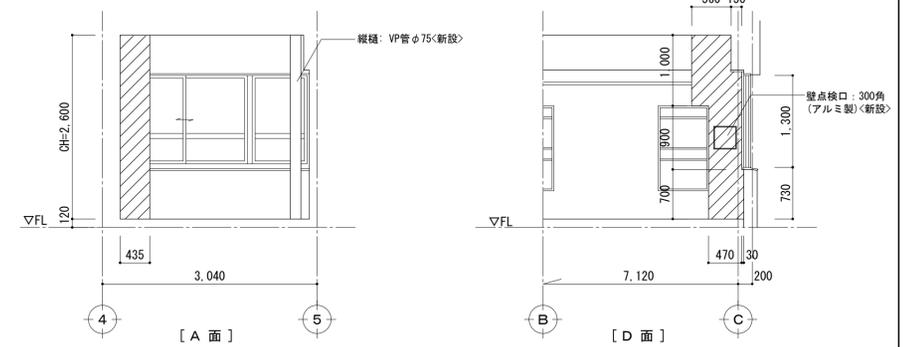
展開図 S=1/50

改修後 [D・E棟 洋室104・204号]



展開図 S=1/50

改修後 [D・E棟 洋室106・206号]

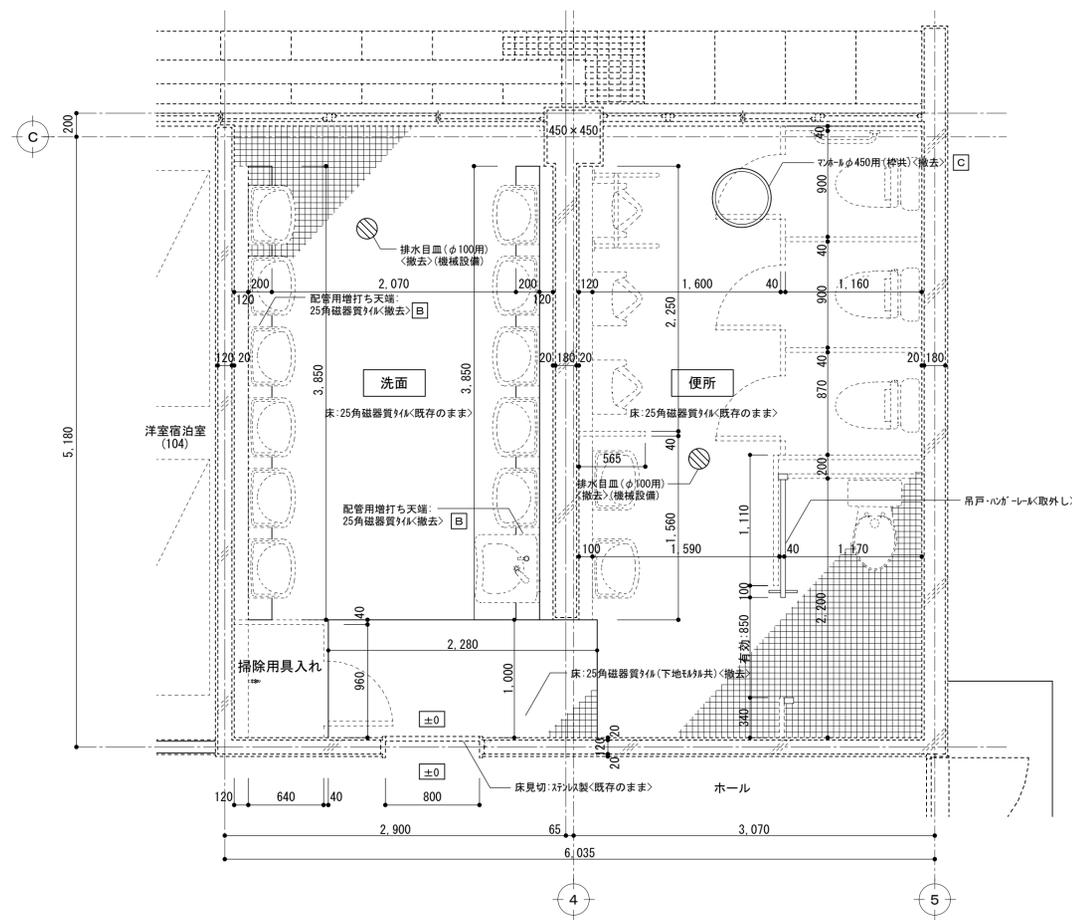


展開図 S=1/50

凡例		LGSt50+GB-Rt12.5+9.5+ビニルクロス<新設>	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツク 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	図面名称 <宿泊棟A~E> 展開図(改修後)	S: 1/50	A-17 48
		壁点検口: 300角・450角(アルミ製)開口補強共<新設>								

改修前

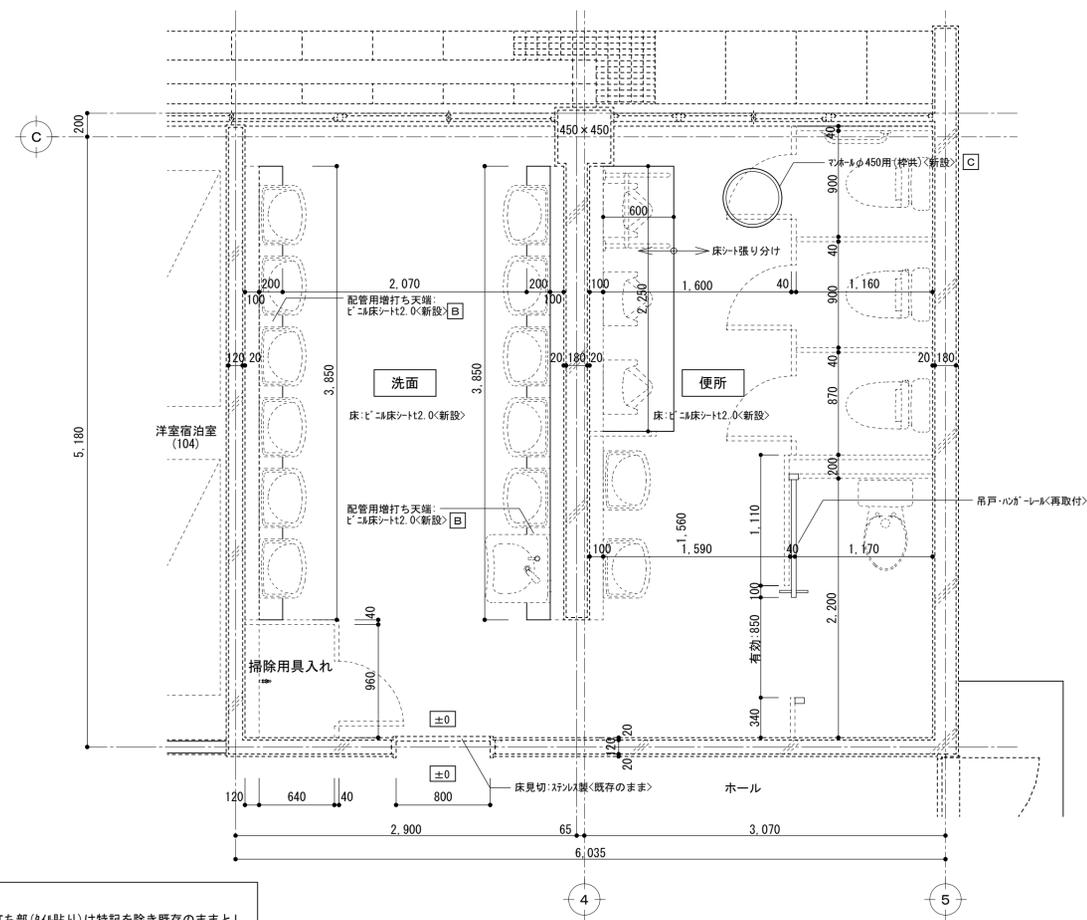
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち(天端・立上り)	トイレブース	その他
仕様	25角磁器質タイル<既存のまま> 一部25角磁器質タイル<撤去>	天端:25角磁器質タイル<撤去> 立上り:75角陶器質タイル<撤去>	隔て壁・テラゾーブロックt40<既存のまま> 片開き戸・片引き戸:木製<既存のまま> 吊戸・ルガー・レール<取外し>	マンホールφ450用(枠共)<撤去> 小便器3個・大便器4個<取外し>(機械設備)



1階平面詳細図 S=1/30

改修後

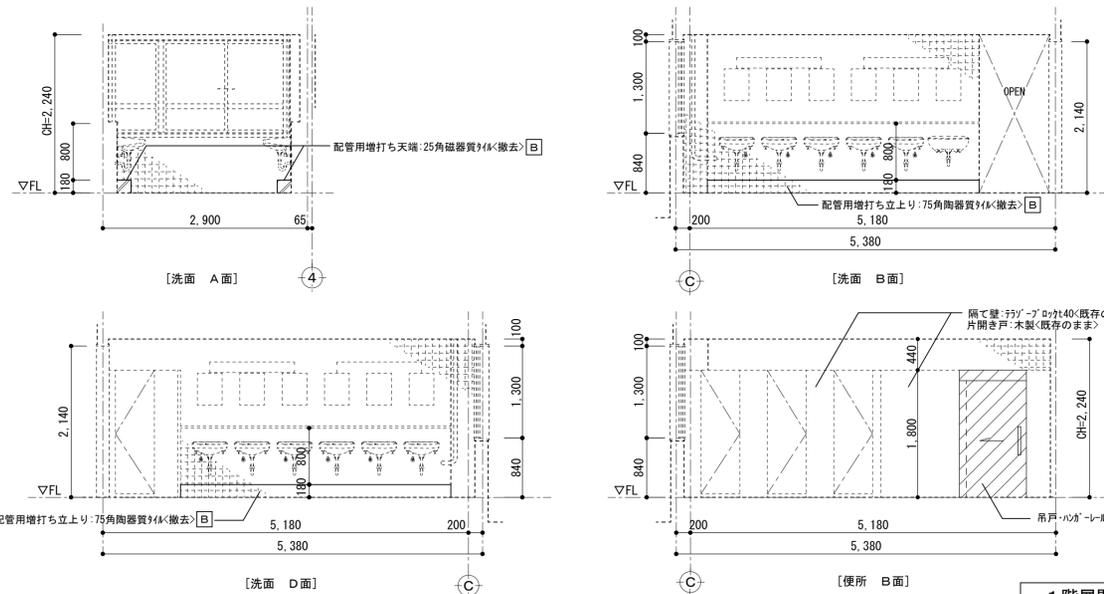
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち(天端・立上り)	トイレブース	その他
仕様	ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)<新設>	モルタルの上 ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)<新設>	隔て壁・テラゾーブロックt40<既存のまま> 片開き戸・片引き戸:木製<既存のまま> 吊戸・ルガー・レール<再取付>	マンホールφ450用(枠共)<新設> 小便器3個・大便器4個<再取付>(機械設備)



1階平面詳細図 S=1/30

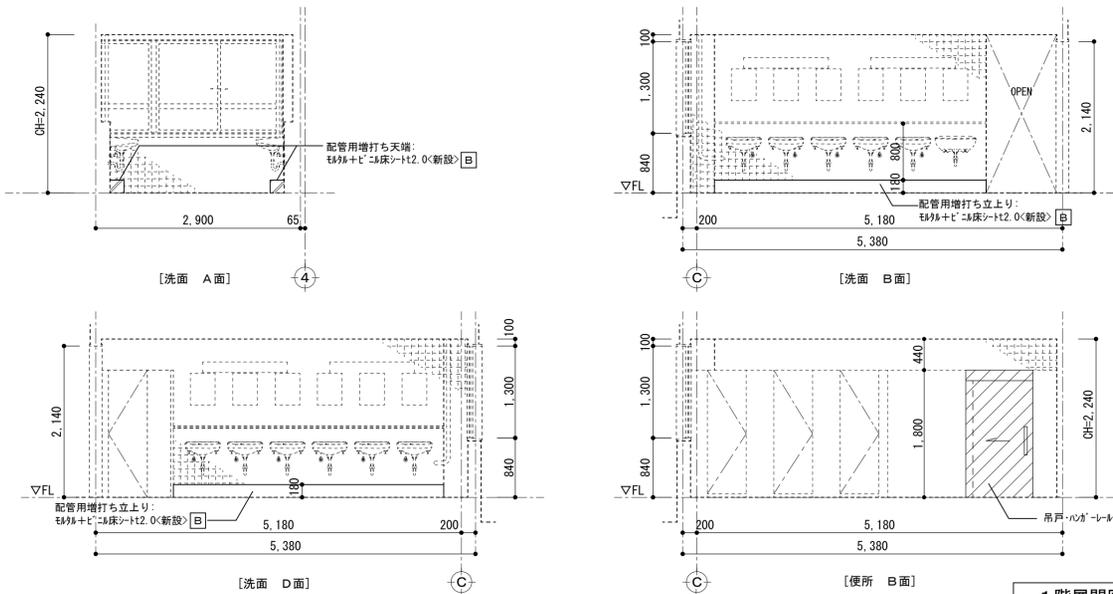
- 共通事項
- 既存床仕上・配管増し打ち部(タイル貼)は特記を除き既存のままとし、セムレバリングにて床レベル調整の上、ビニル床シートを新設する。
 - 洋便器へ改修したブースの扉は外開きに改修する。
 - トイレブースに取付けられている紙巻器などは再取付けとする。

改修前



1階展開図 S=1/50

改修後

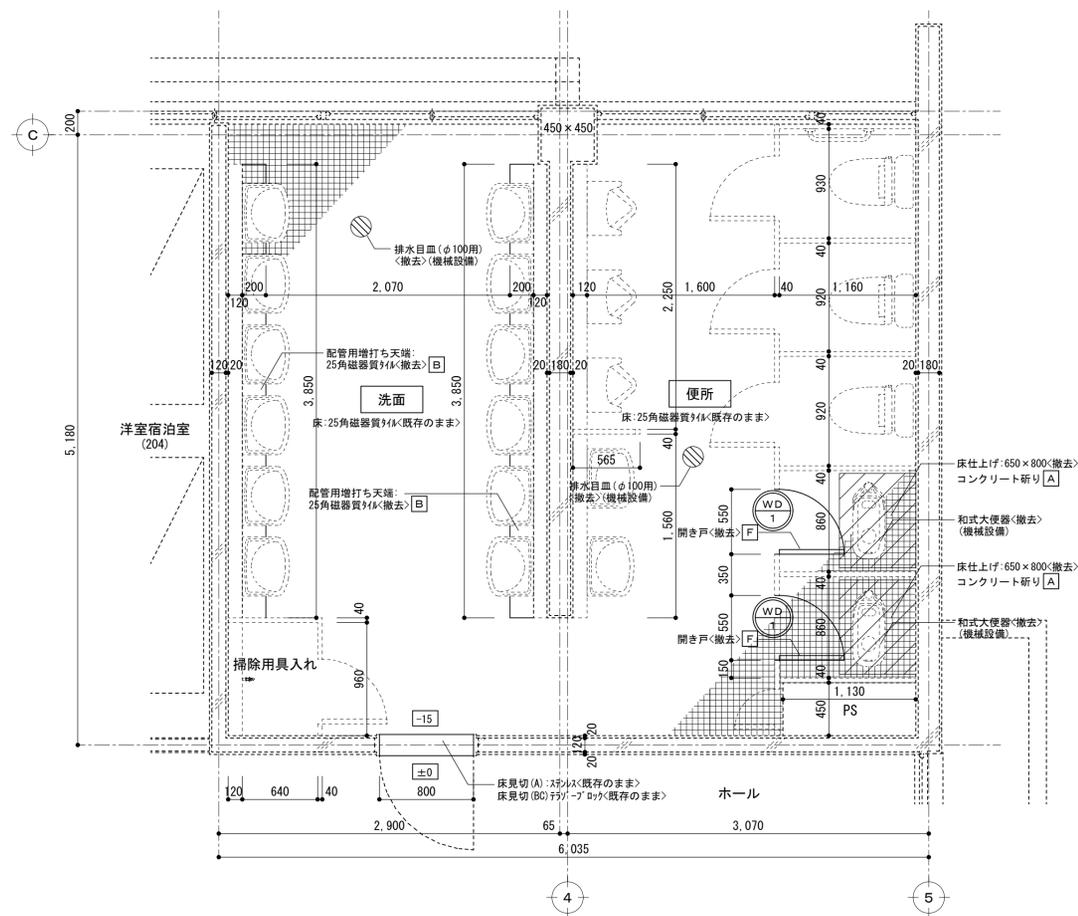


1階展開図 S=1/50

凡例	A : 部分詳細図記号		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟A-1階> 便所 平面詳細図・展開図(改修前・後)	S : 1/30, 50 A-18 48
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構						

改修前

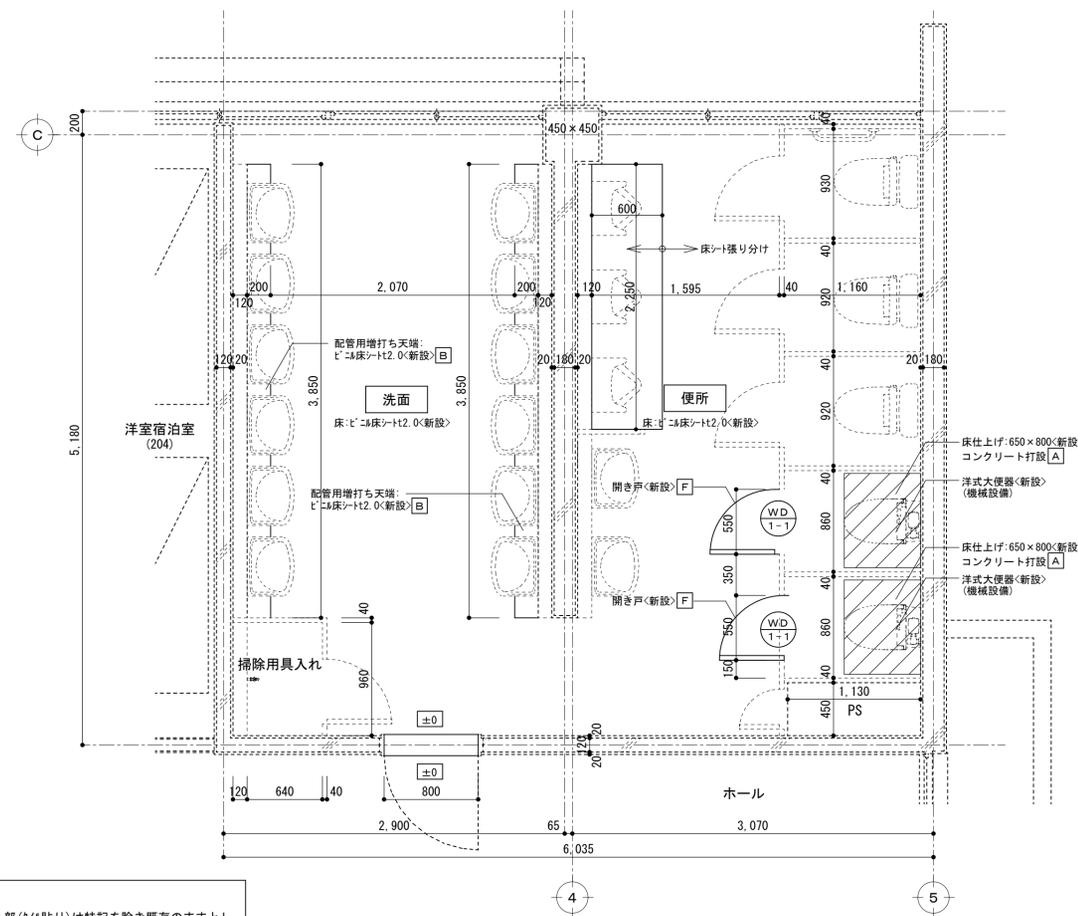
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち(天端・立上り)	トイレブース	その他
仕様	25角磁器質タイル<既存のまま> 一部25角磁器質タイル<撤去> 〰️:コンクリート新設	天端:25角磁器質タイル<既存のまま> 立上り:75角陶器質タイル<撤去>	隔て壁:テラゾーブロックt40<既存のまま> 片開き戸:木製(和便器か所のみ)<撤去>	小便器3個・大便器3個<取外し>(機械設備)



平面詳細図 S=1/30

改修後

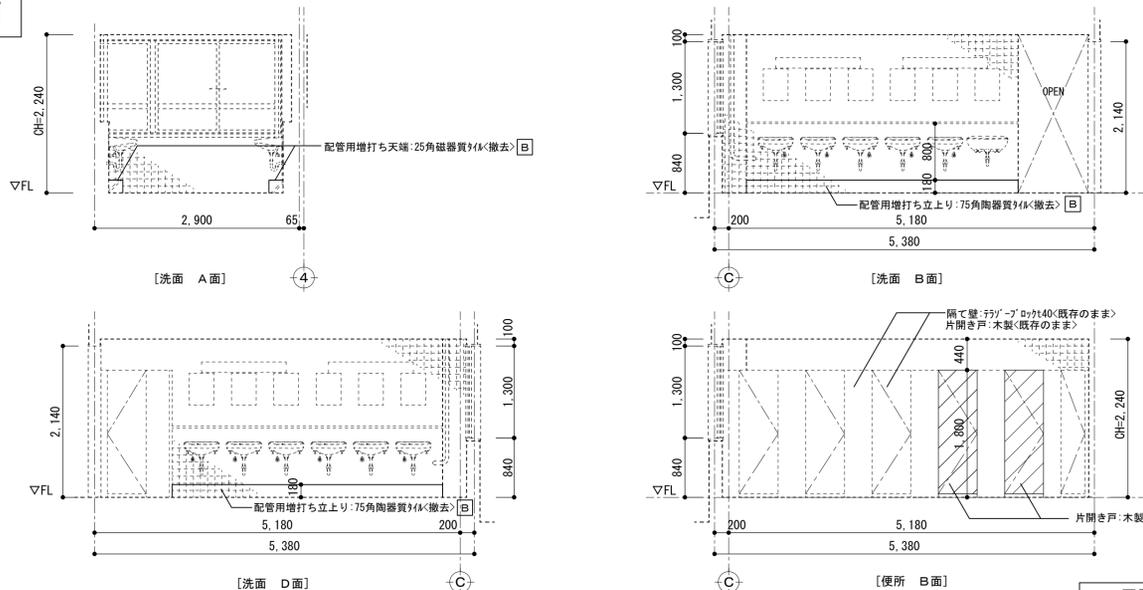
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち	トイレブース	その他
仕様	ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)<新設> 和便器部:鉄筋<新設>、コンクリート打設 〰️:鉄筋<新設>、コンクリート打設	モルタルの上 ビニル床シート(防汚・抗菌性)<新設>	隔て壁:テラゾーブロックt40<既存のまま> 片開き戸:木製(和便器か所のみ)<新設>	小便器3個・大便器3個<再取付>(機械設備)



平面詳細図 S=1/30

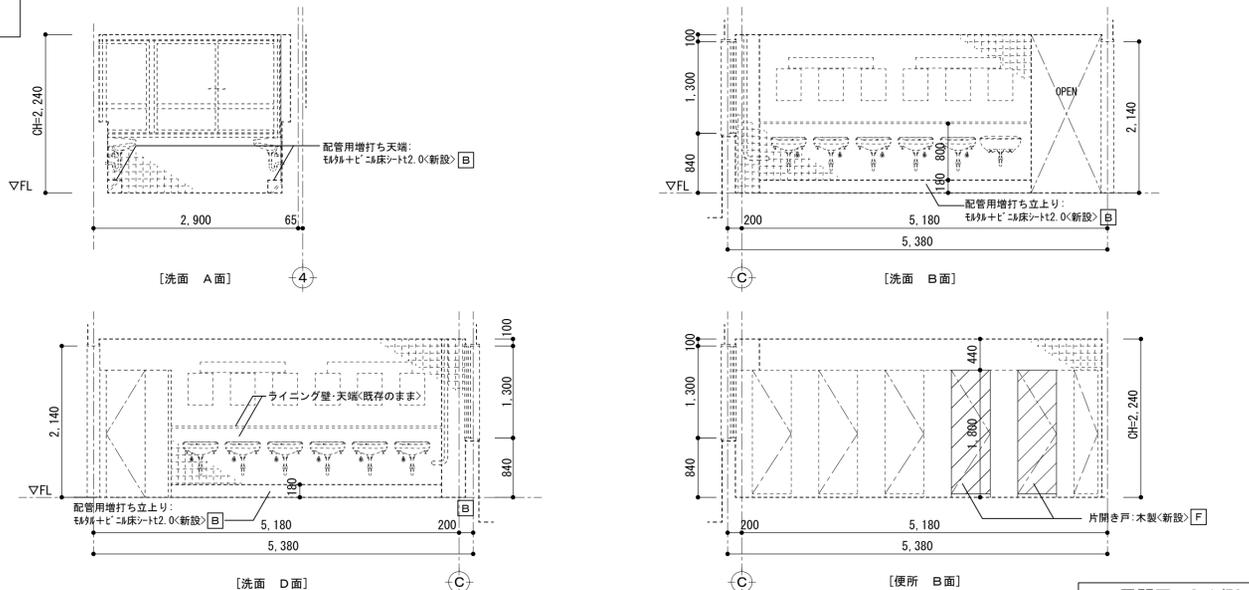
- 共通事項
- ・既存床仕上・配管用増し打ち部(タイル貼り)は特記を除き既存のままとし、セムレバリングにて床レベル調整の上、ビニル床シートを新設する。
 - ・洋便器へ改修したブースの扉は外開きに改修する。(WD1-1)
 - ・トイレブースに取付けられている紙巻器などは再取付とする。

改修前



展開図 S=1/50

改修後

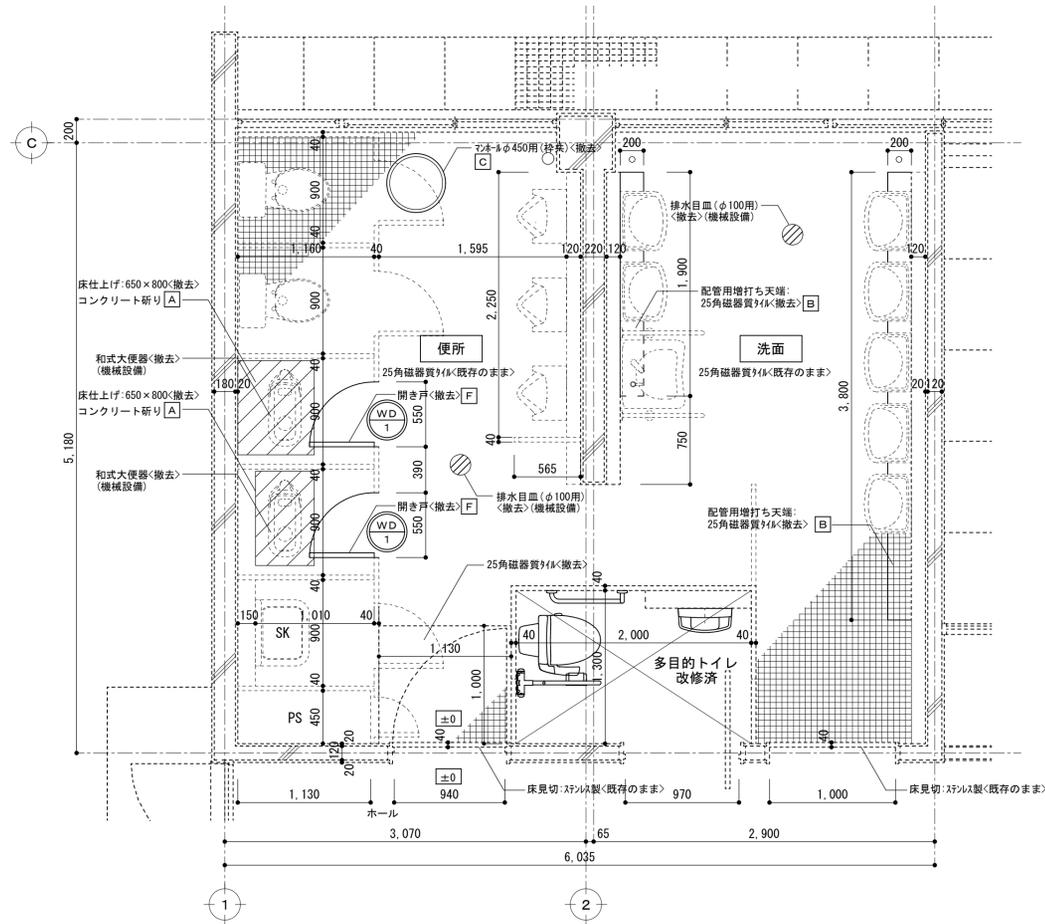


展開図 S=1/50

凡例			設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟B-C-1階、A-B-C-2階> S:1/30、50 便所 平面詳細図・展開図(改修前・後)	A-19 48
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構						

改修前

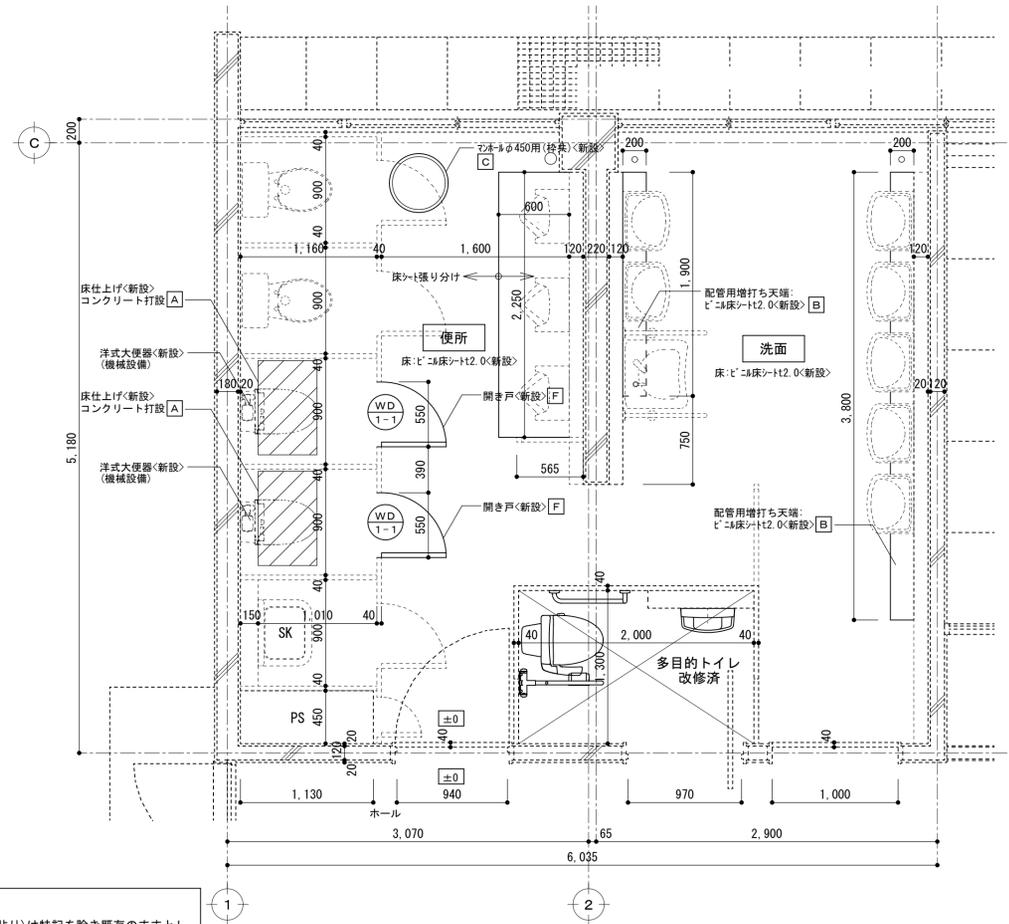
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち(天端・立上り)	トイレブース	その他
仕様	25角磁器質タイル<既存のまま> 一部25角磁器質タイル<撤去> // : コンクリート新り	天端: 25角磁器質タイル<既存のまま> 立上り: 75角陶器質タイル<撤去>	隔て壁: テラゾブロックt40<既存のまま> 片開き戸(2か所): 木製<撤去>	マンホールφ450用(枠共)<撤去> 小便器3個、大便器2個<取外し>(機械設備)



1階平面詳細図 S=1/30

改修後

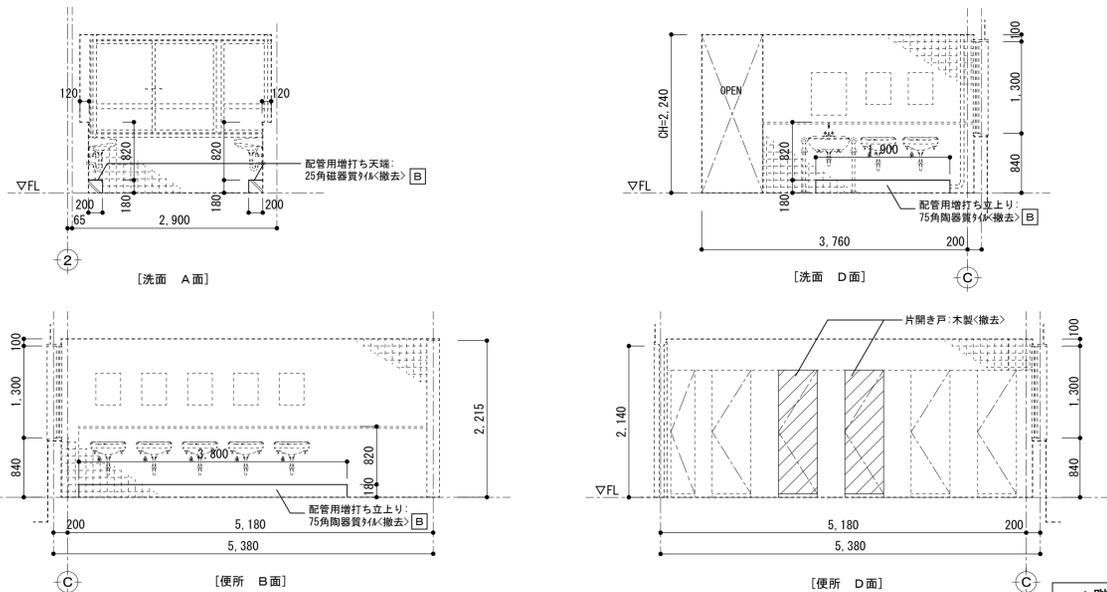
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち(天端・立上り)	トイレブース	その他
仕様	ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)<新設> 和便器部: 鉄筋<新設>、コンクリート打設 // : 鉄筋<新設>、コンクリート打設	防水モルタルの上 ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)<新設>	隔て壁: テラゾブロックt40<既存のまま> 片開き戸(2か所): 木製<新設>	マンホールφ450用(枠共)<新設> 小便器3個、大便器2個<再取付>(機械設備)



1階平面詳細図 S=1/30

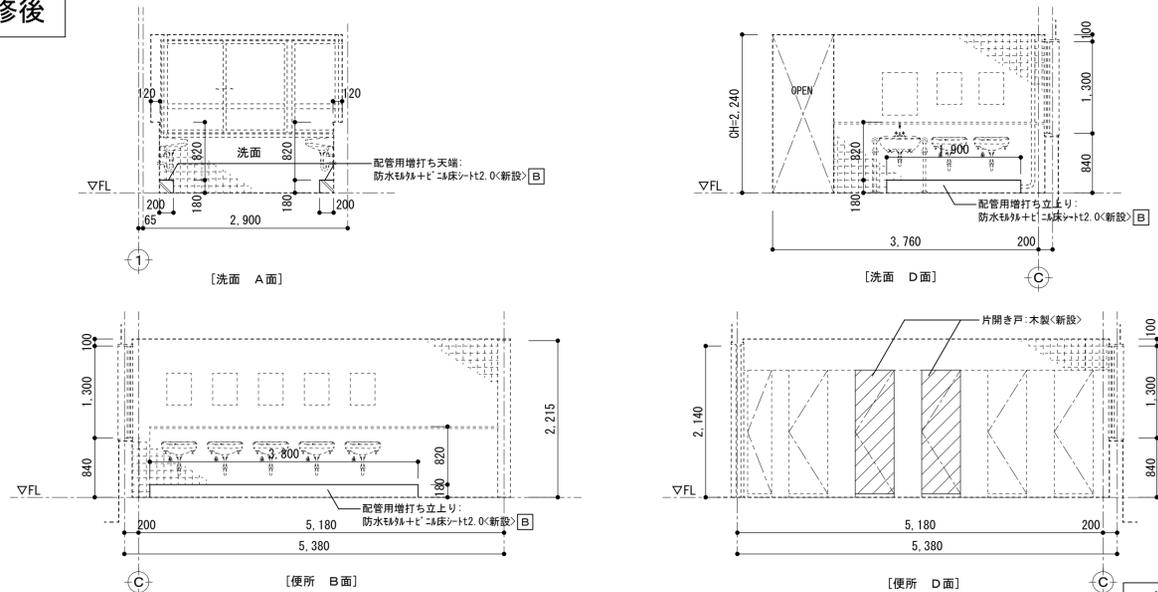
- 共通事項
- 既存床仕上・配管増し打ち部(枠貼り)は特記を除き既存のままとし、セムレバリングにて床レベル調整の上、ビニル床シートを新設する。
 - 洋便器へ改修したブースの扉は外開きに改修する。(WD1-1)
 - トイレブースに取付けられている紙巻器などは再取付とする。

改修前



1階展開図 S=1/50

改修後

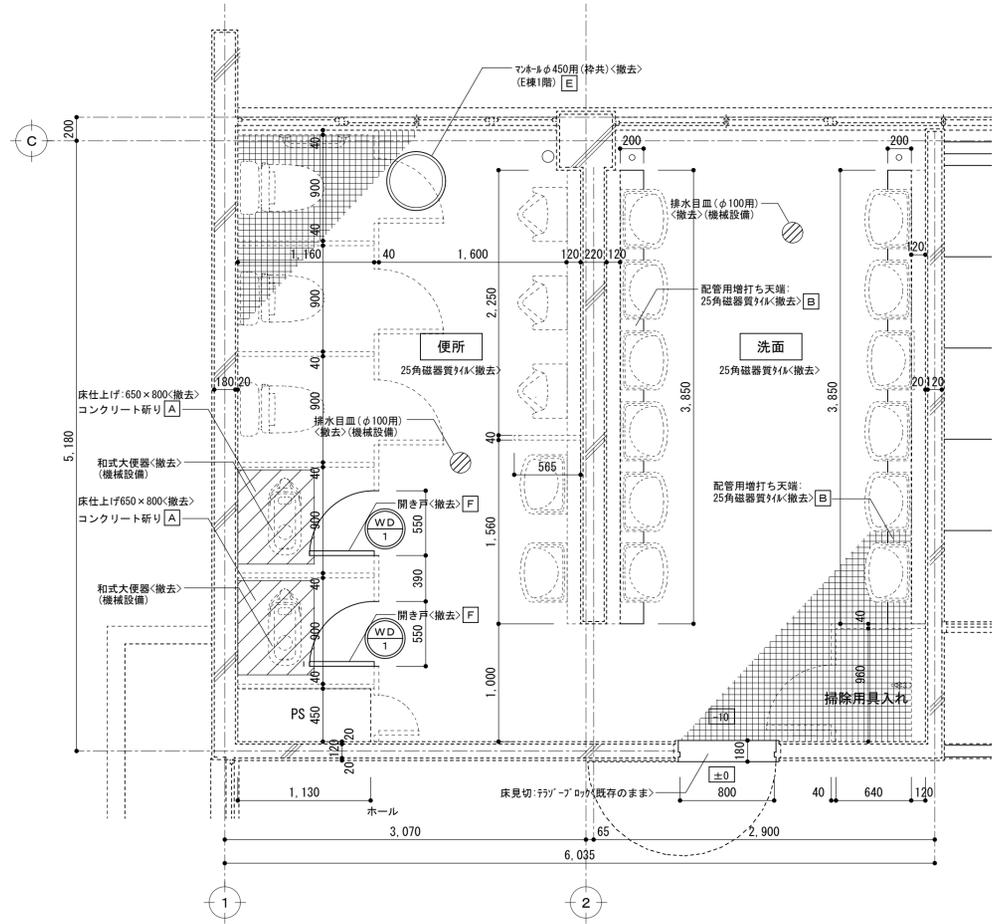


1階展開図 S=1/50

凡例	A : 部分詳細図記号		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟D>1階 洗面・便所 平面詳細図・展開図(改修前・後)	A-20 48 S: 1/50
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構						

改修前

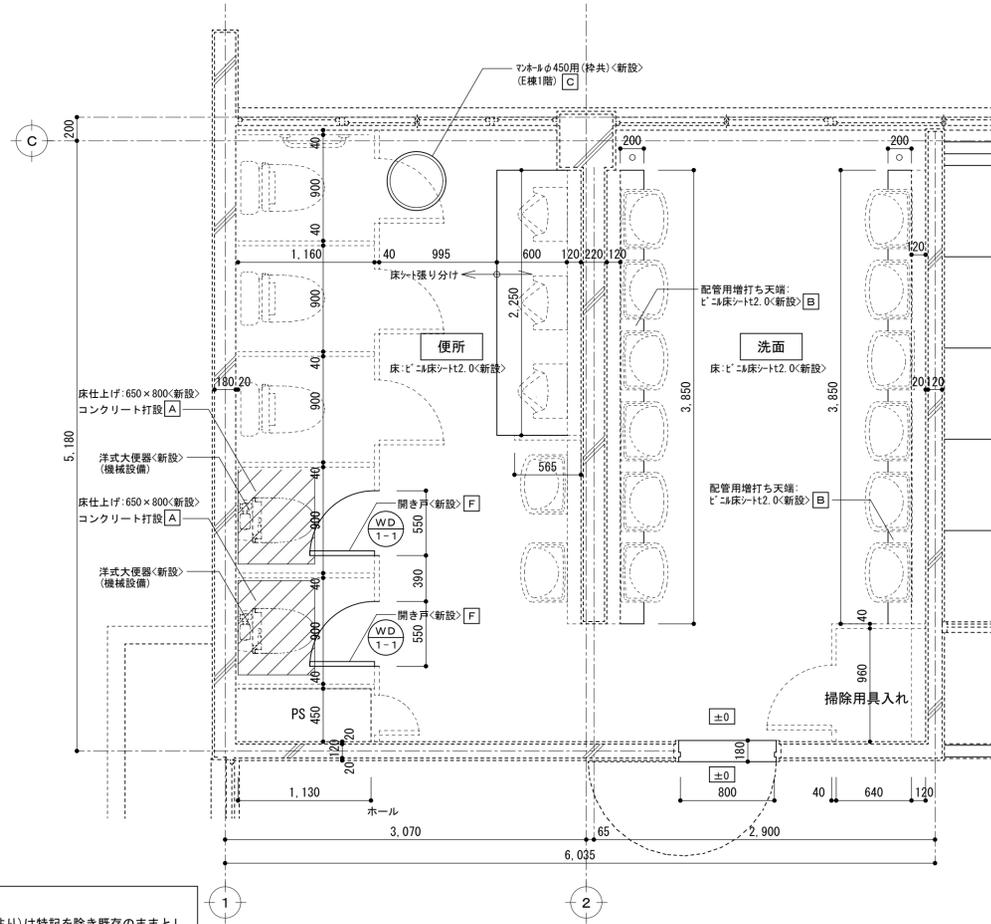
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち(天端・立上り)	トイレブース	その他
仕様	25角磁器質タイル(既存のまま) 一部25角磁器質タイル(撤去) ///:コンクリート新設	天端:25角磁器質タイル(既存のまま) 立上り:75角陶器質タイル(撤去)	隔て壁:テラゾーブロックt40(既存のまま) 片開き戸(2か所):木製(撤去)	マンホールφ450用(枠共)(撤去) 小便器3個、大便器3個(再取付)(機械設備)



2階平面詳細図 S=1/30

改修後

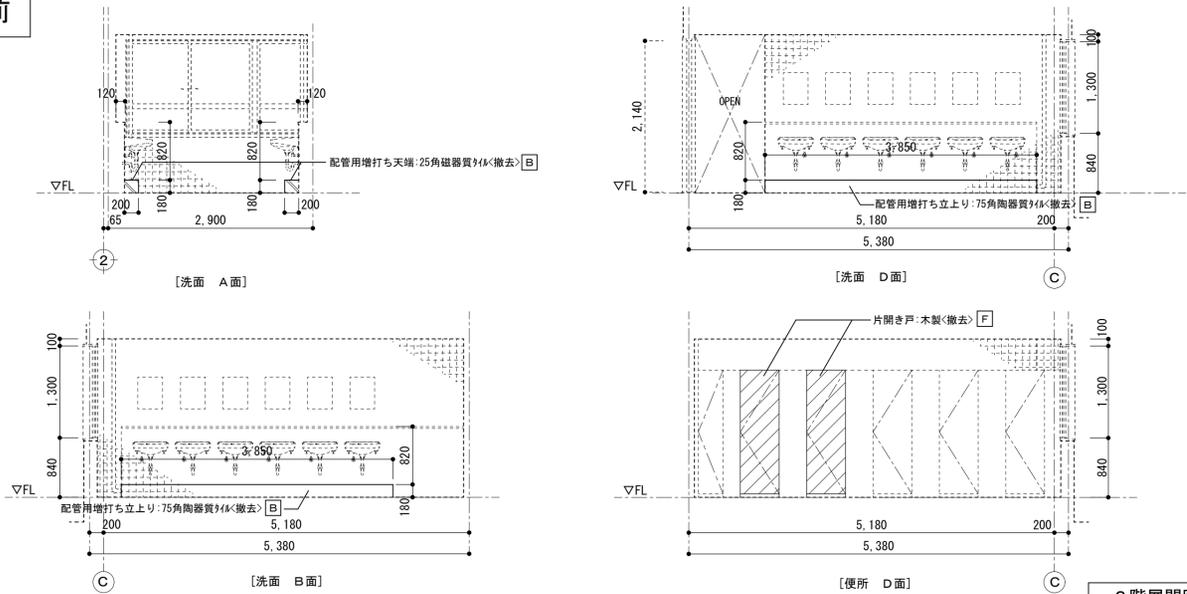
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち(天端・立上り)	トイレブース	その他
仕様	ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)新設 和便器部:鉄筋(新設)、コンクリート打設 ///:鉄筋(新設)、コンクリート打設	防水モルタルの上 ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)新設	隔て壁:テラゾーブロックt40(既存のまま) 片開き戸(2か所):木製(新設)	マンホールφ450用(枠共)(新設) 小便器3個、大便器3個(再取付)(機械設備)



2階平面詳細図 S=1/30

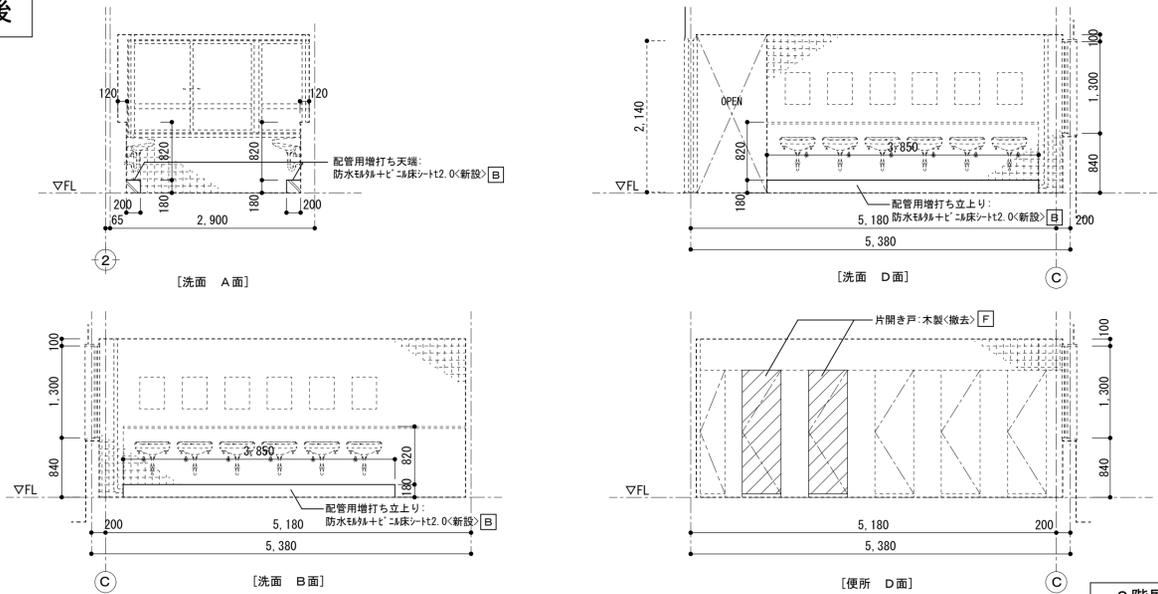
- 共通事項
- 既存床仕上・配管増し打ち部(タイル貼り)は特記を除き既存のままとし、セムレベリングにて床レベル調整の上、ビニル床シートを新設する。
 - 洋便器へ改修したブースの扉は外開きに改修する。(WD1-1)
 - トイレブースに取付けられている紙巻器などは再取付けとする。

改修前



2階展開図 S=1/50

改修後

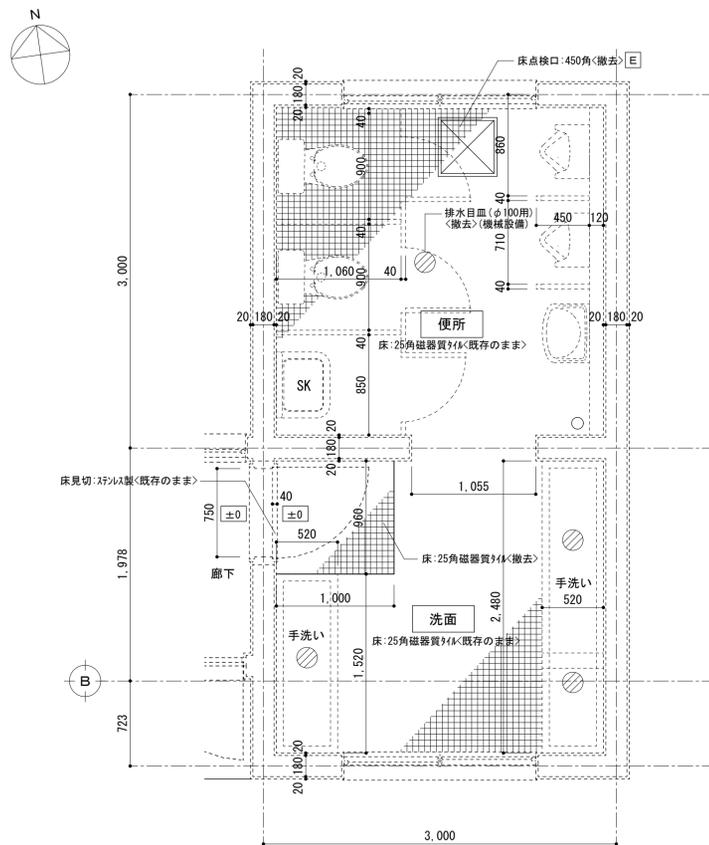


2階展開図 S=1/50

凡例			設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟D>2階、<宿泊棟E>1・2階 洗面・便所 平面詳細図・展開図(改修前・後)	A-21 48 S:1/00
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構						

改修前

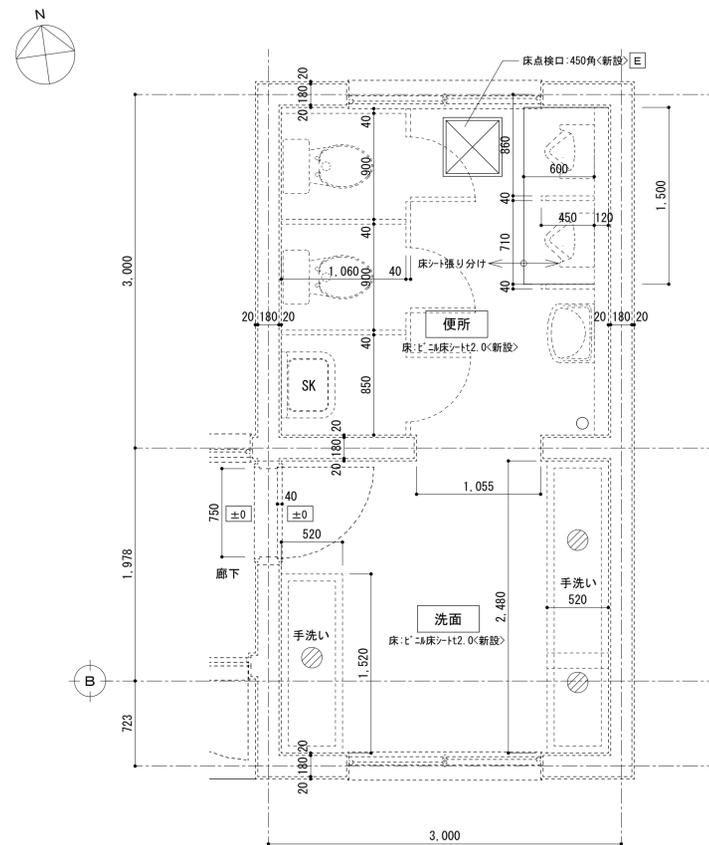
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち	トイレブース	その他
仕様	25角磁器質タイル(下地も共)〈撤去〉			床点検口450用(枠共)〈撤去〉 小便器2個、大便器2個〈取外し〉(機械設備)



1階 便所平面詳細図 1/30

改修後

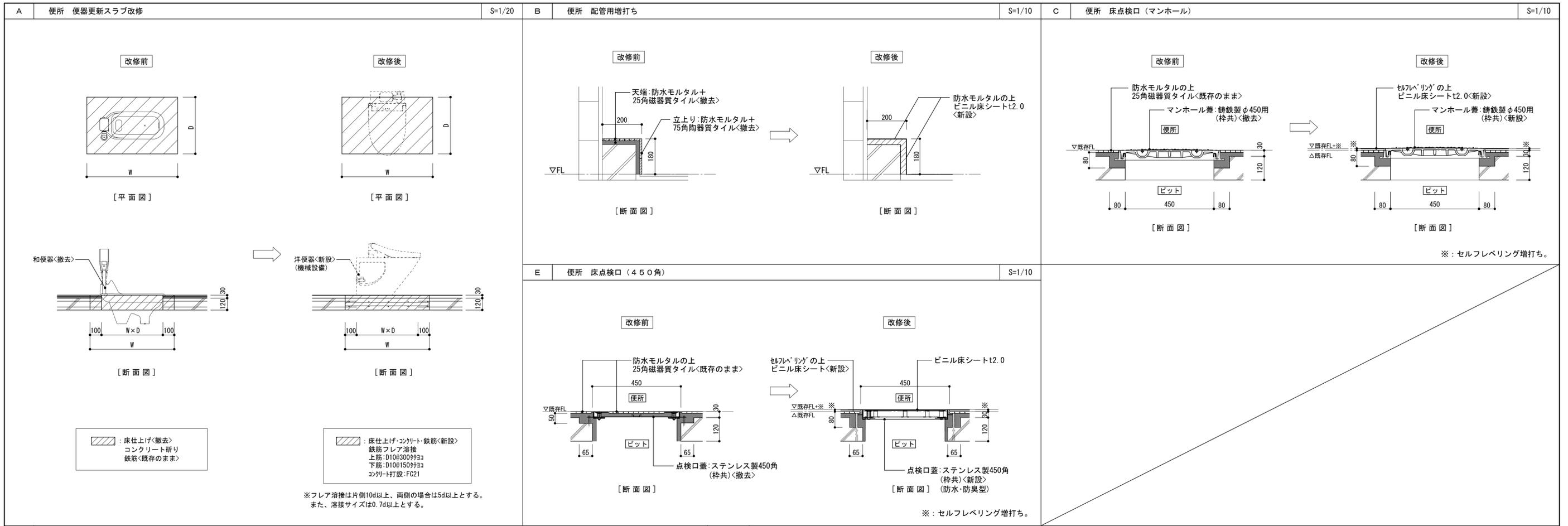
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち	トイレブース	その他
仕様	ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)〈新設〉			床点検口450用(枠共)〈新設〉 小便器2個、大便器2個〈再取付〉(機械設備)



1階 便所平面詳細図 1/30

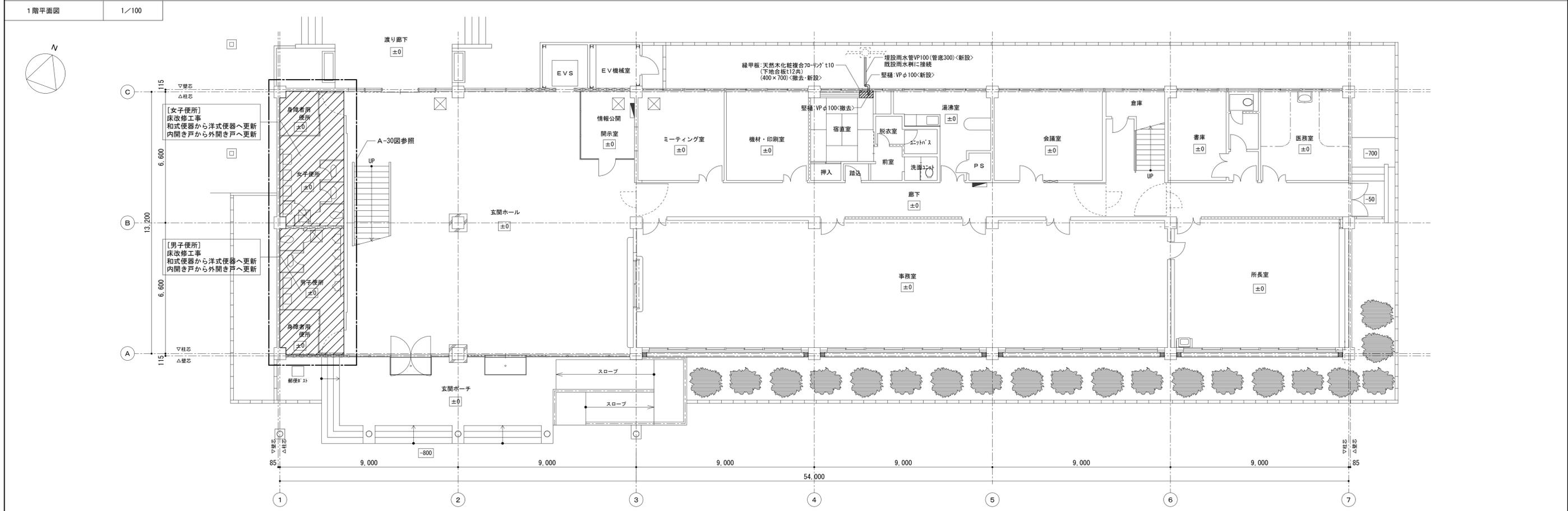
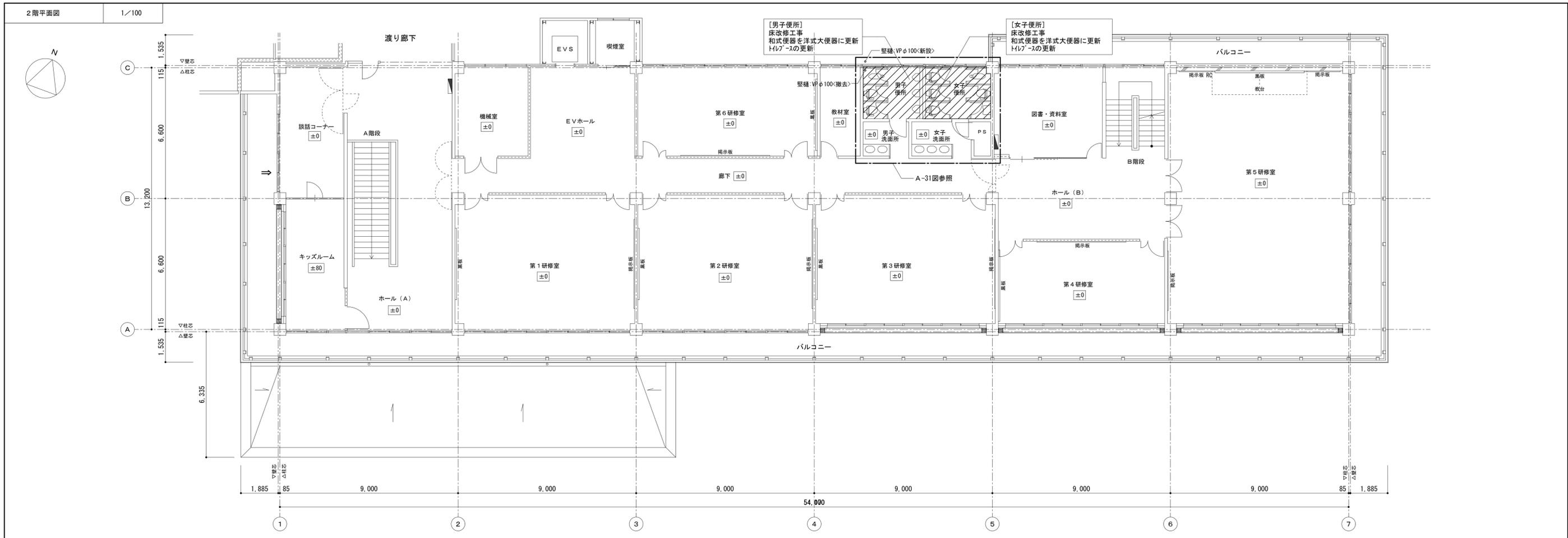
- 共通事項
- ・既存床仕上・配管増し打ち部(タイル貼り)は特記を除き既存のままとし、セパレートリングにて床レベル調整の上、ビニル床シートを新設する。
 - ・洋便器へ改修したブースの扉は外開きに改修する。
 - ・トイレブースに取付けられている紙巻器などは再取付けとする。

凡例	A : 部分詳細図記号		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟D> 1階 便所① 平面詳細図(改修前・後)	S: 1/30 A-22 48
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構						

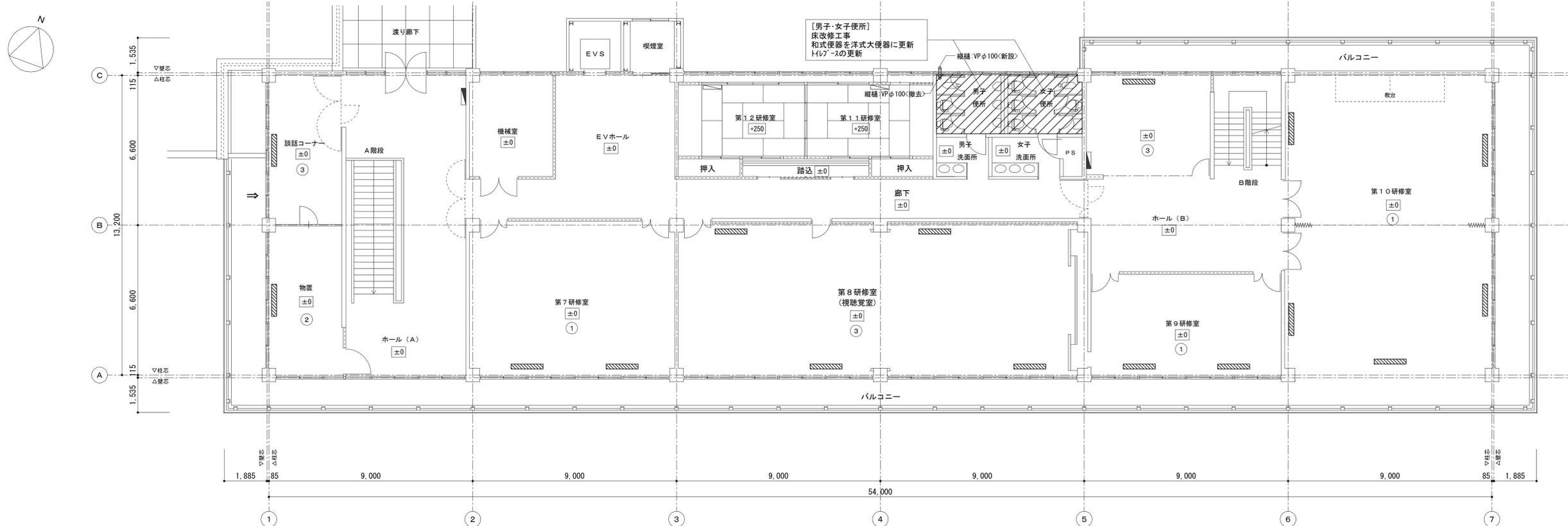
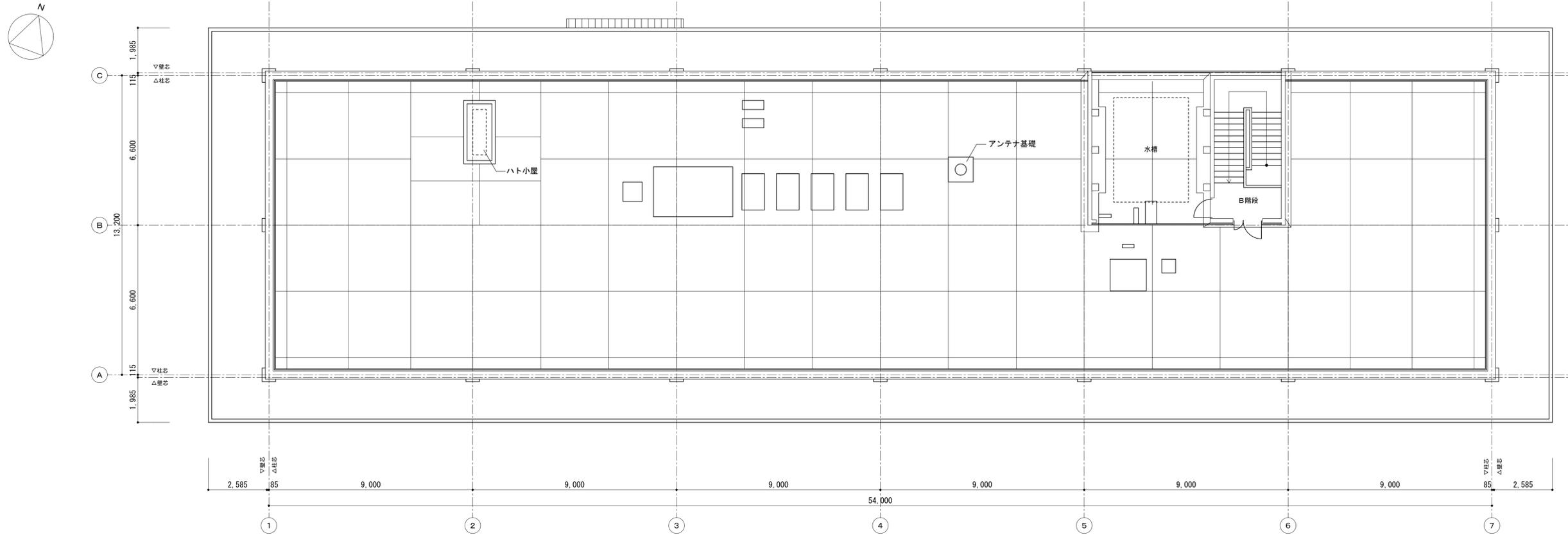


<p>F 片開き戸 S=1/30</p>		
<p>符号・数量: $\text{WD} \begin{matrix} 1 \\ 1 \end{matrix}$ <撤去> 洗面・便所 14か所</p> <p>図面: </p>	<p>符号・数量: $\text{WD} \begin{matrix} 1-1 \\ 1 \end{matrix}$ <新設> 洗面・便所 14か所</p> <p>図面: </p>	<p>符号・数量: $\text{LSD} \begin{matrix} 1 \\ 1 \end{matrix}$ <取外し・再取付> A棟1階 洗面・便所 1か所</p> <p>図面: </p>
<p>形式: 片開き(内開き)フラッシュ戸</p>	<p>形式: 片開き(内開き)フラッシュ戸</p>	<p>形式: 吊片引き戸(レール共)</p>
<p>材料・仕上: 木製+OP</p>	<p>材料・仕上: 木製+OP</p>	<p>材料・仕上: メラミン化粧合板</p>
<p>枠巾・見込: 40</p>	<p>枠巾・見込: 40</p>	<p>枠巾・見込: 40</p>
<p>金物: 付属金物一式</p>	<p>金物: 表示錠・付属金物一式</p>	<p>金物: 表示錠・付属金物一式</p>

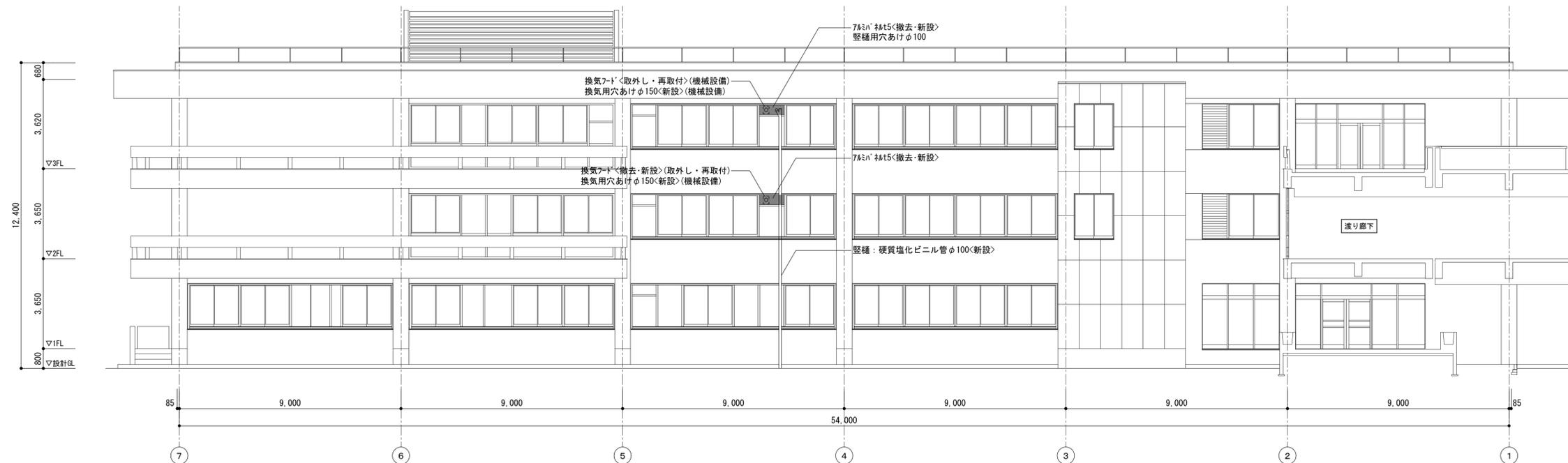
<p>凡例</p>	<p>設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)</p>	<p>施設管理課長 施設管理課担当者</p>	<p>設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子</p>	<p>工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事</p> <p>図面名称 <宿泊棟> S:1/5、10、20 便所部分詳細図(改修前・後)</p>	<p>A-23 48</p>
-----------	--	----------------------------	--	--	--------------------



凡例	内部仕上改修範囲を示す。(詳細図参照)		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <管理研修棟> 1・2階 平面図 (改修前・後)	A-24 48 S : 1/100
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構						

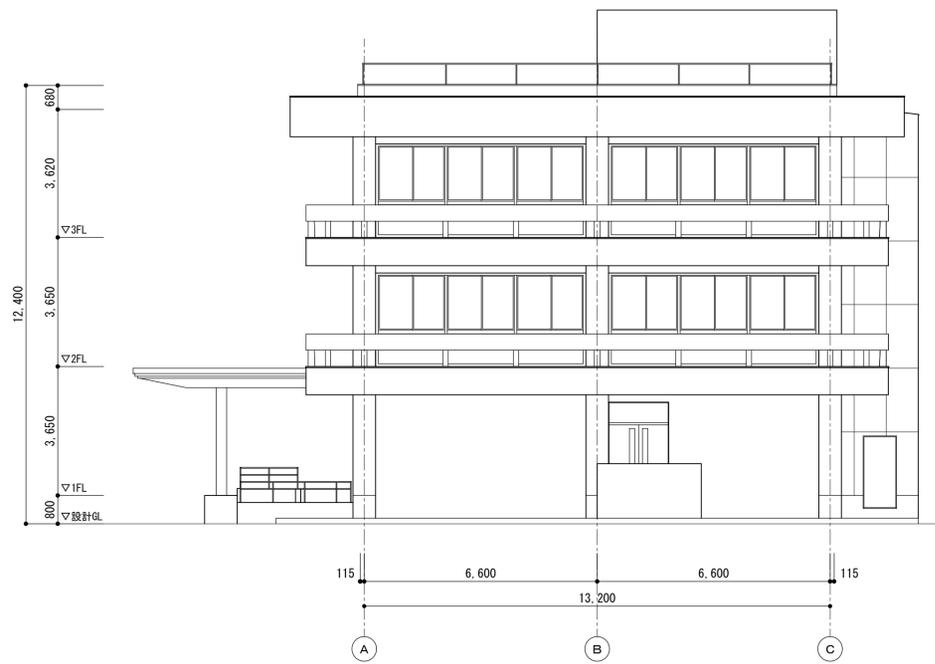


凡例		内部仕上改修範囲を示す。(詳細図参照)		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <管理研修棟> 3・R階平面図(改修前・後)	S: 1/100 A-25 48
		IPYN(埋込式)撤去後、床仕上げ<新設> ①: びん床タイルt2.0の上タイル<ベ>ットt6.5 ②: フリ-77t2707-+合板t12+タイル<ベ>ットt6.5 ③: びん床シートt2.5						

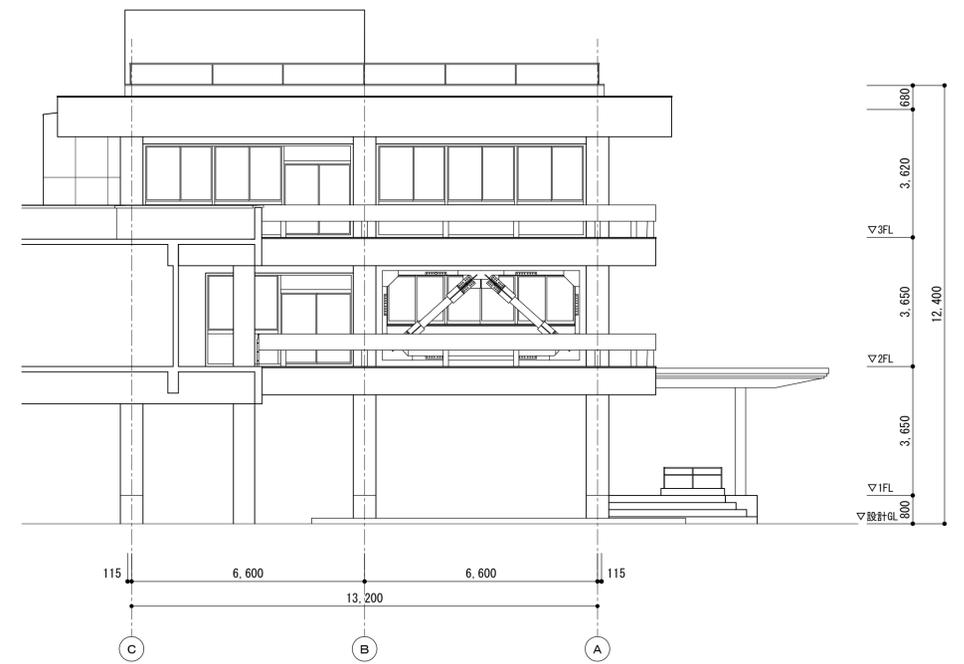


凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者	株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家	A-26
		ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				図面名称	<管理研修棟> 北・南立面図 (改修前・後) <参考>	

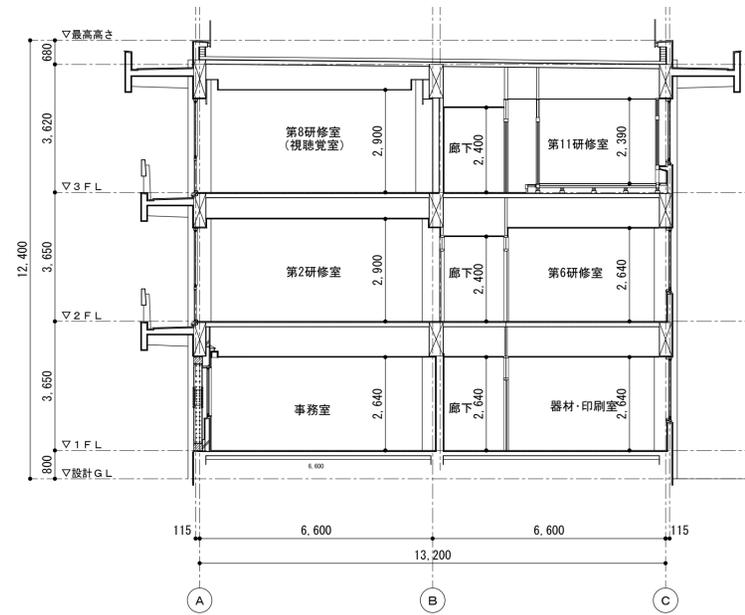
東面立面図 1/100



西面立面図 1/100

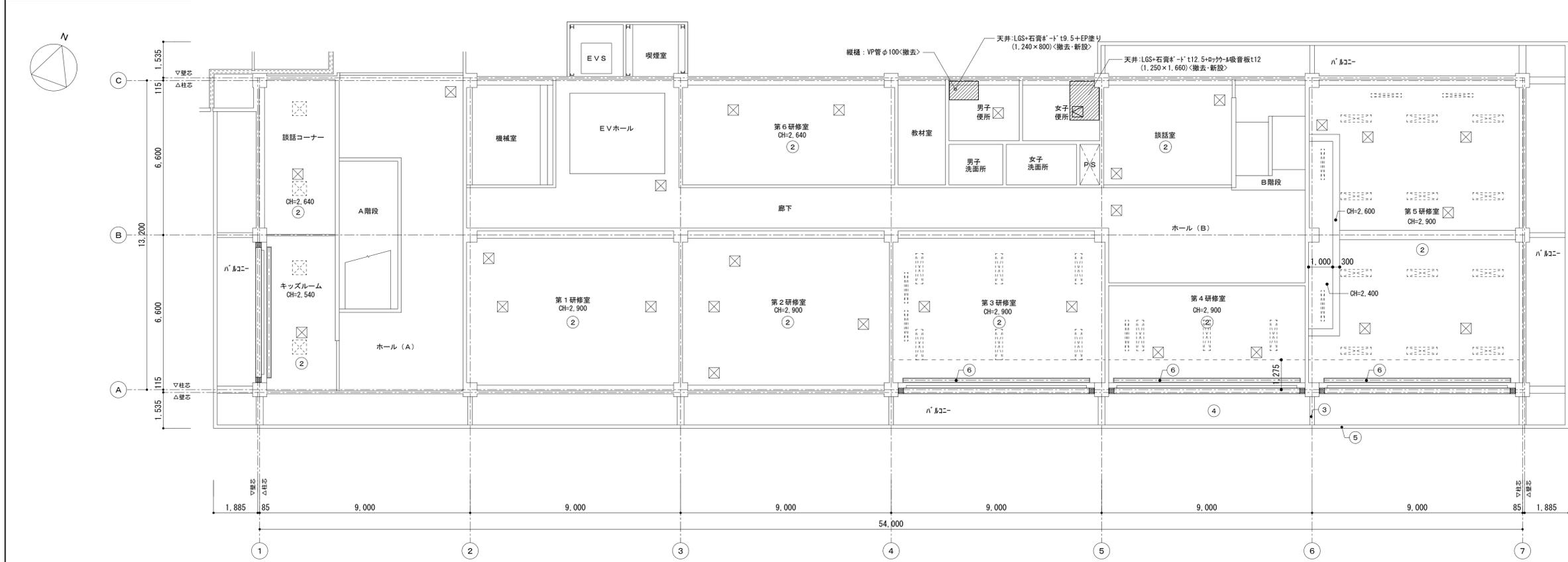


断面図 1/100

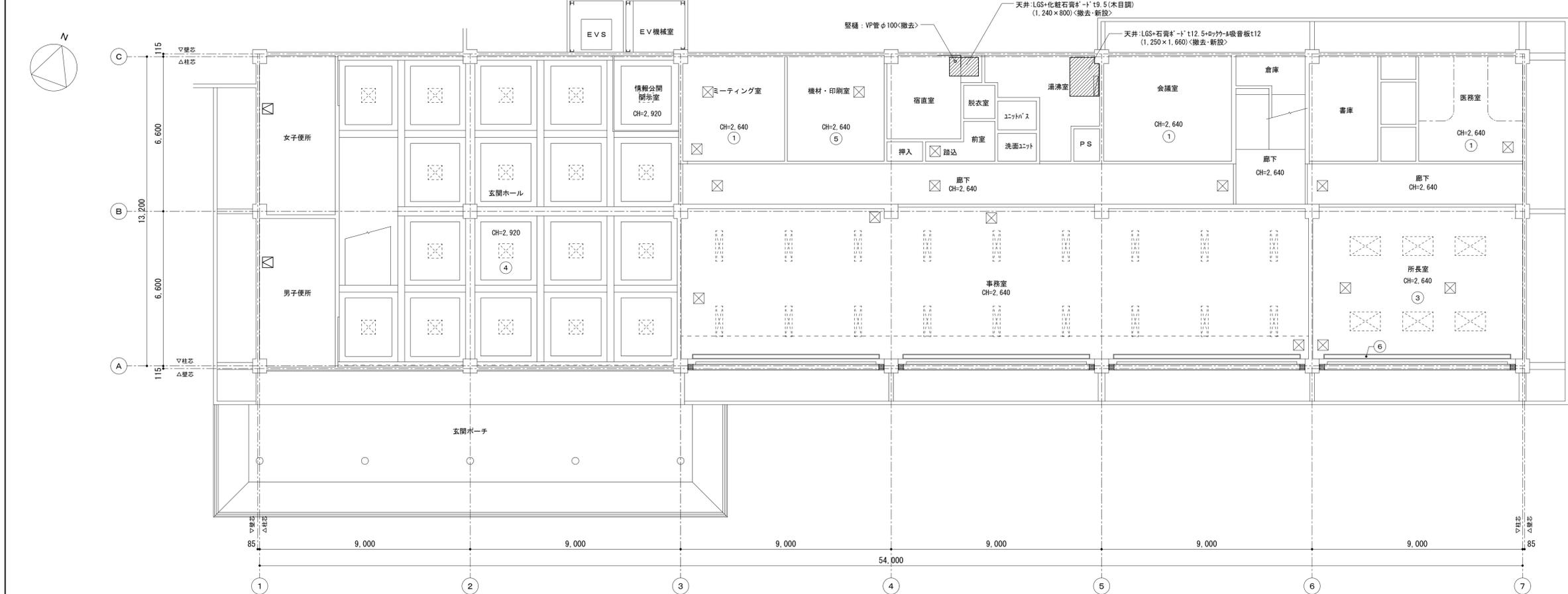


凡例	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-27 48 S: 1/100
		独立行政法人 国立青少年教育振興機構			図面名称 <管理研修棟> 東・西立面図・断面図(既設)<参考>	

2階天井伏図 1/100



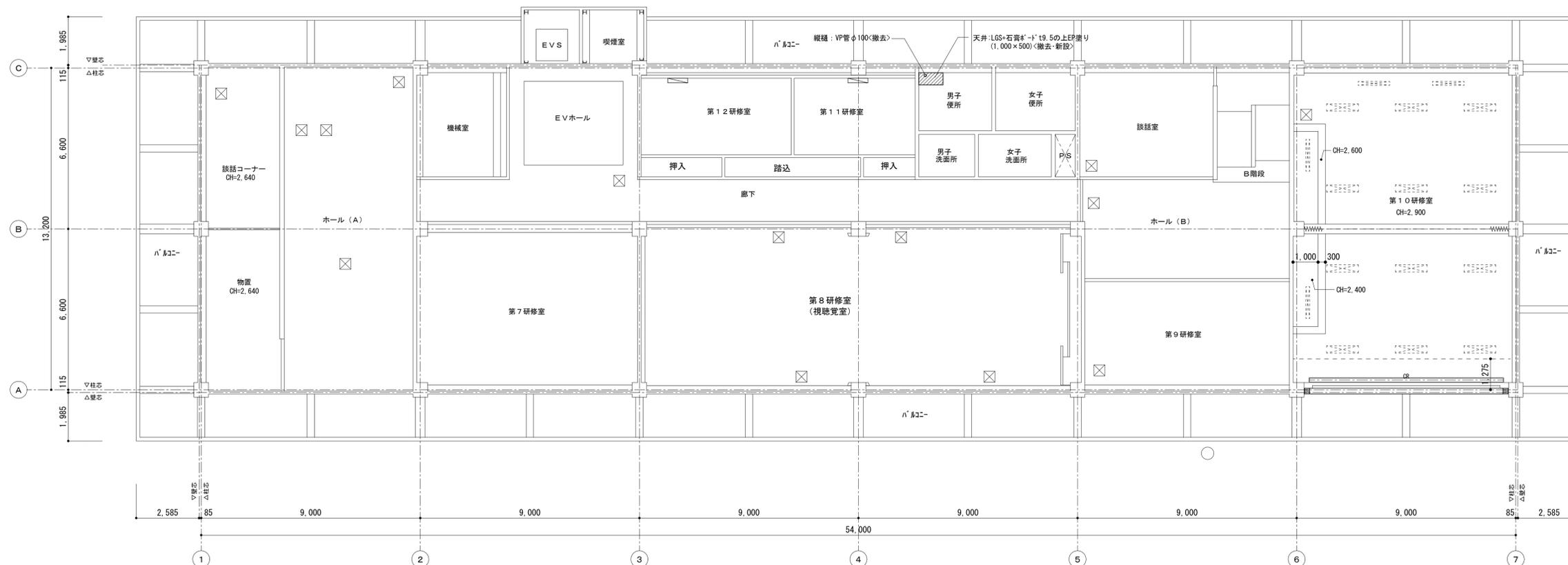
1階天井伏図 1/100



天井伏図仕上表

番号	部位	仕様
①	天井	仕上: 石膏ボード t9.5の上 ロック4化難燃吸音板 t12 下地: 軽量鉄骨天井下地
②	天井	仕上: 石膏ボード t12.5の上 ロック4化難燃吸音板 t12 下地: 軽量鉄骨天井下地
③	天井	仕上: 石膏ボード t9.5の上 ロック4化難燃吸音板 t12 (9付) 下地: 軽量鉄骨天井下地
④	天井	仕上: 石膏ボード t12.5の上 ロック4化難燃吸音板 t15 (9付) 下地: 軽量鉄骨天井下地
⑤	天井	仕上: 化粧石膏ボード t9.5 (トラバーチン) 下地: 軽量鉄骨天井下地
⑥	ブラインドBOX	ブラインドBOX L=8,000
⑦	⊗	既存天井点検口: 450×450 (アルミ額縁)
⑧	⊠	天井点検口: 450×450 (アルミ額縁) (開口補強共) <新設>

凡例			設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <管理研修棟> 1・2階 天井伏図 (改修前・後)	S: 1/100 A-28 48
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構						



天井伏図仕上表

番号	部位	仕様
①	天井	仕上: 石こうボードt9.5の上 ロックレ化難燃吸音板t12 下地: 軽量鉄骨天井下地
②	天井	仕上: 石こうボードt12.5の上 ロックレ化難燃吸音板t12 下地: 軽量鉄骨天井下地
③	天井	仕上: 石こうボードt9.5の上 ロックレ化難燃吸音板t12(9付) 下地: 軽量鉄骨天井下地
④	天井	仕上: 石こうボードt12.5の上 ロックレ化難燃吸音板t15(9付) 下地: 軽量鉄骨天井下地
⑤	天井	仕上: 化粧石こうボードt9.5 (トラバーチン) 下地: 軽量鉄骨天井下地
⑥	ブラインドBOX	ブラインドBOX L=8,000
⑦	⊗	既存天井点検口: 450×450 (アルミ額縁)
⑧	⊠	天井点検口: 450×450 (アルミ額縁) (開口補強共) <新設>

凡例

設計業務名
国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家
ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)

施設管理課長

施設管理課担当者

株式会社 YSアーキテツ
管理技術者 種田 玲
1級建築士 324523号
主任技術者 高見 順子

工事名称
国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家
ライフライン改修工事

図面名称 <管理研修棟>

3階 天井伏図 (改修前・後)

S: 1/100

A-29

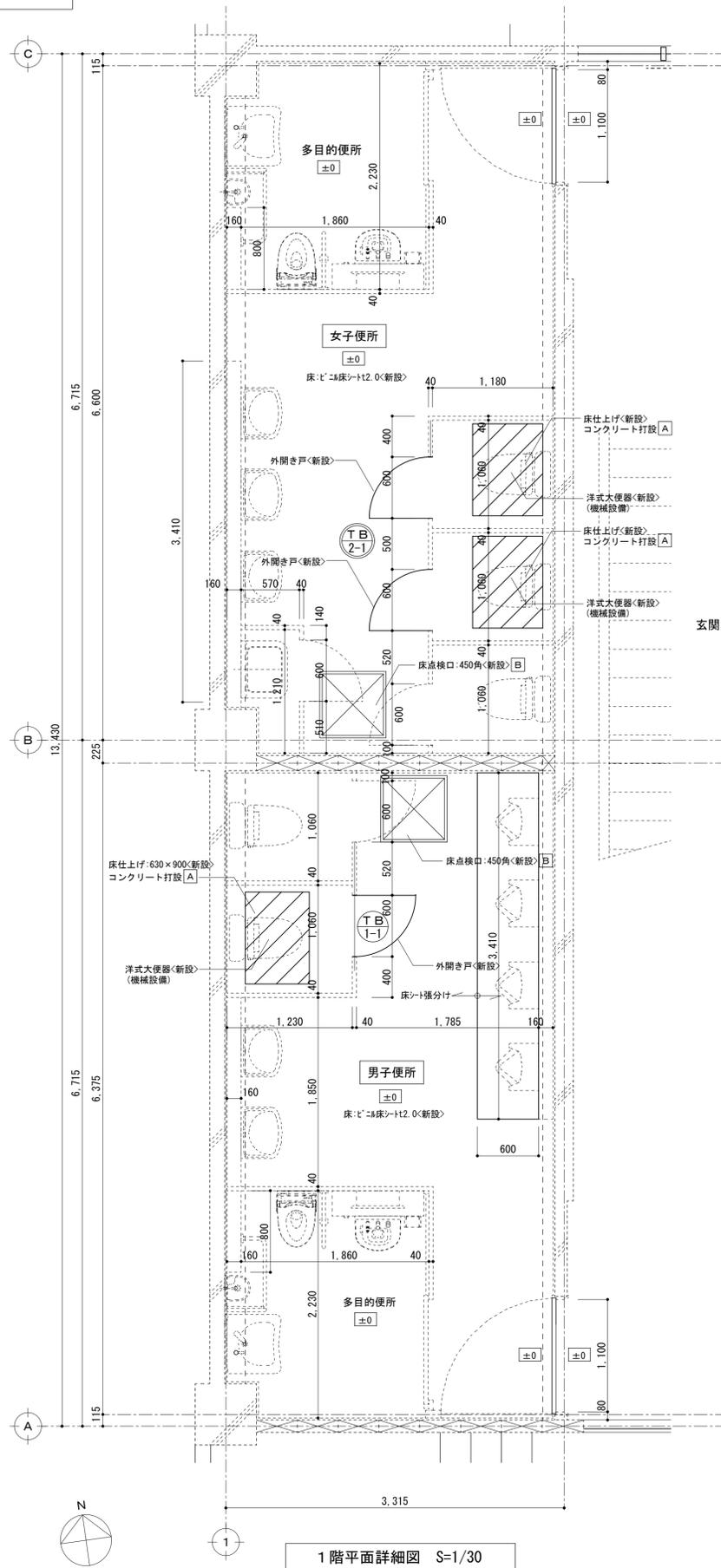
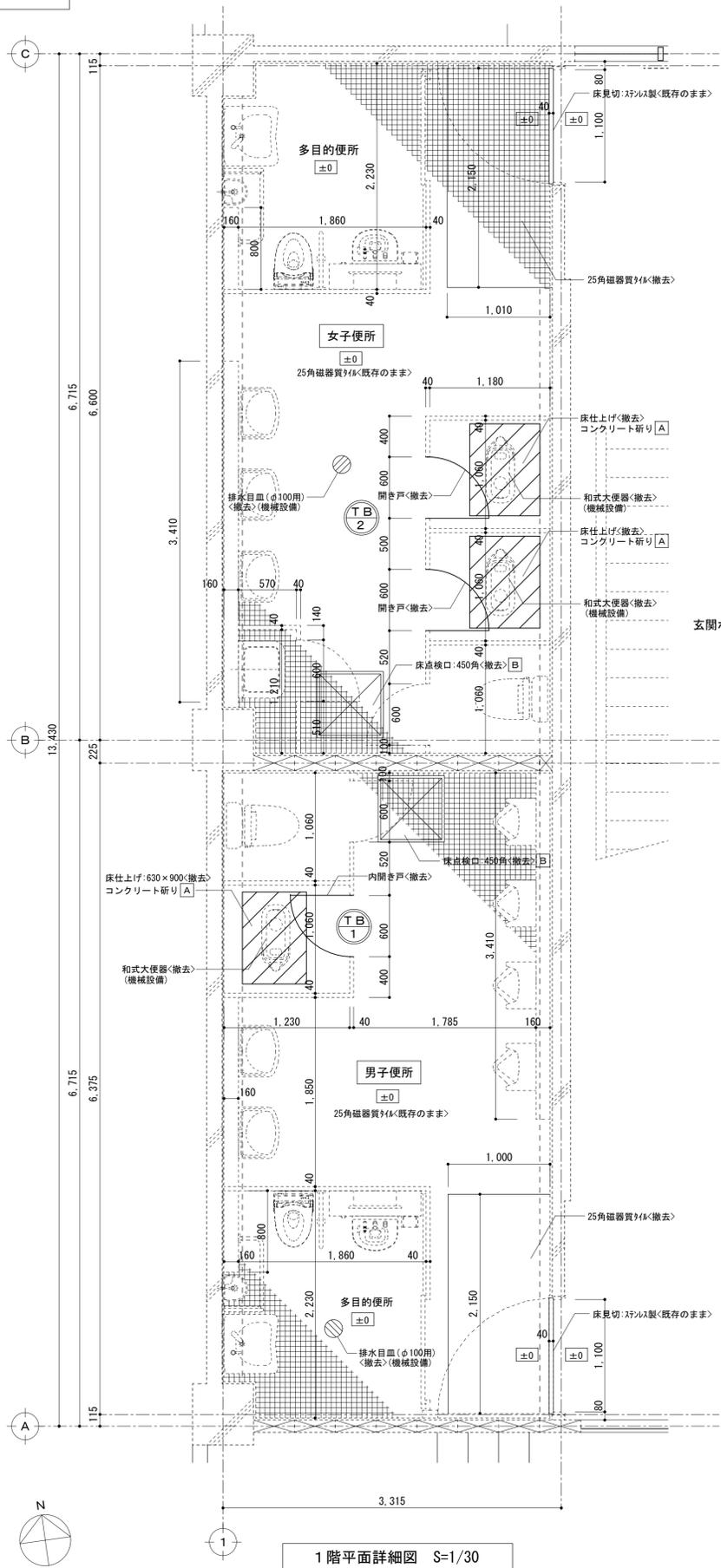
48

独立行政法人 国立青少年教育振興機構

S: 1/100

改修前

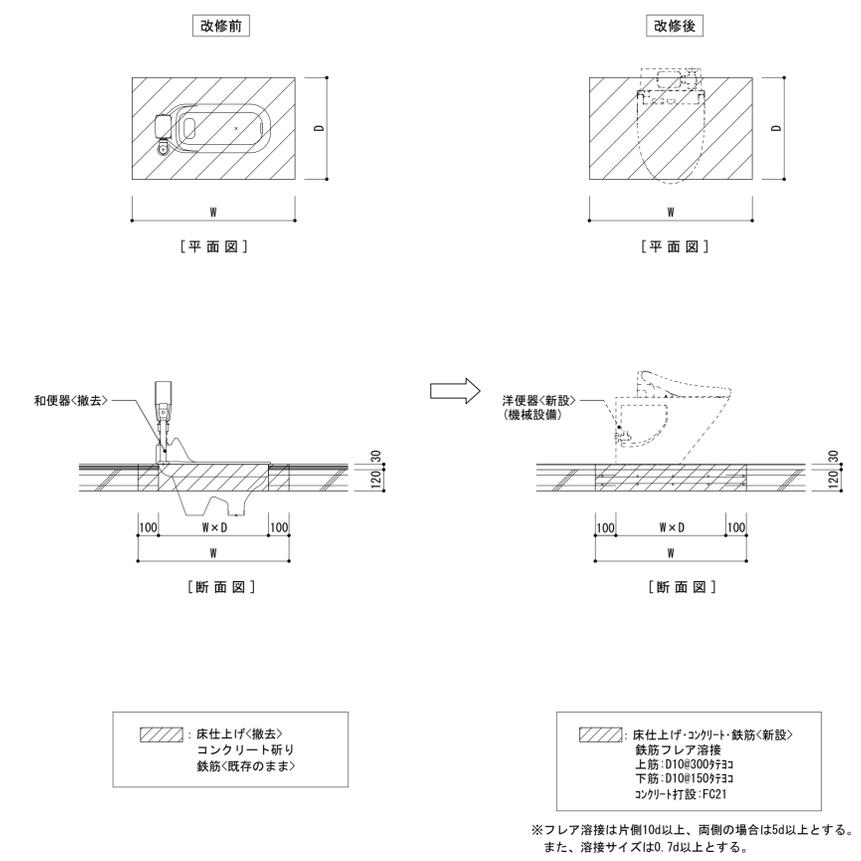
改修後



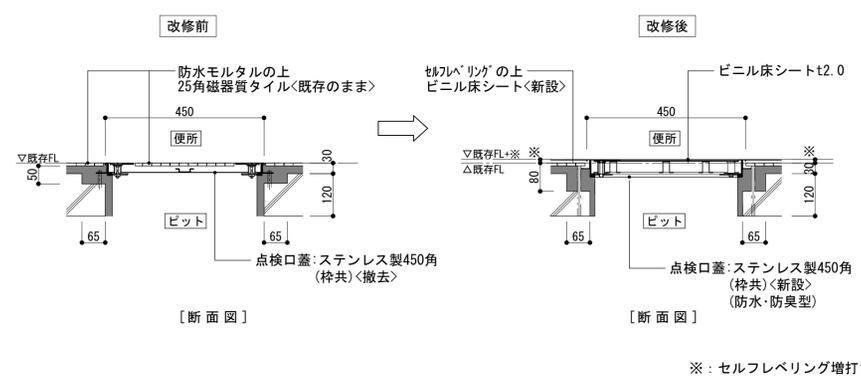
仕上表			
場所	床	その他	
仕様	改修前	25角磁器質タイル(下地タイル共)〈既存のまま〉 和便器部:コンクリート新り	トイレブース:扉のみ〈撤去〉 床点検口450用(枠共)〈撤去〉 小便器4個、大便器4個〈取外し〉
	改修後	セルフレベリングt10の上 ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)〈新設〉 和便器部:鉄筋〈新設〉、コンクリート打設	トイレブース:扉のみ〈新設〉 床点検口450用(枠共)〈新設〉 小便器4個、大便器4個〈再取付〉

■共通事項
 ・既存床仕上は特記を除き既存のままとし、
 ・セルフレベリングt10にて床いし調整の上、ビニル床シートを新設する。
 ・洋便器へ改修したブースの扉は外開きに改修する。

A 便所 便器更新スラブ改修 S=1/20



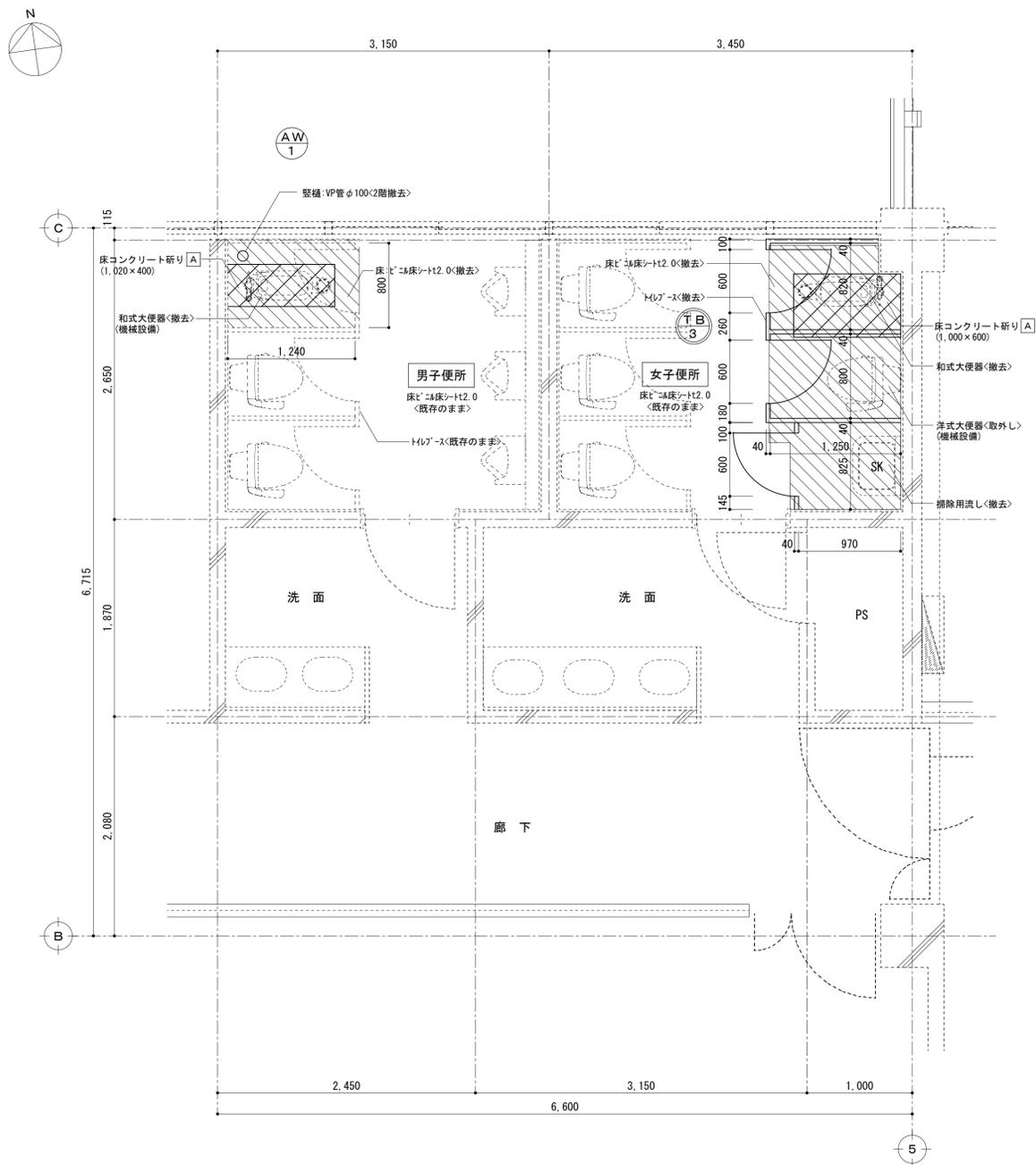
B 便所 床点検口(450角) S=1/10



凡例	A : 部分詳細図記号		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <管理研修棟> 1階 男子・女子便所詳細図、雑詳細図(改修前・後)	S: 1/30 A-30 48
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構						

改修前

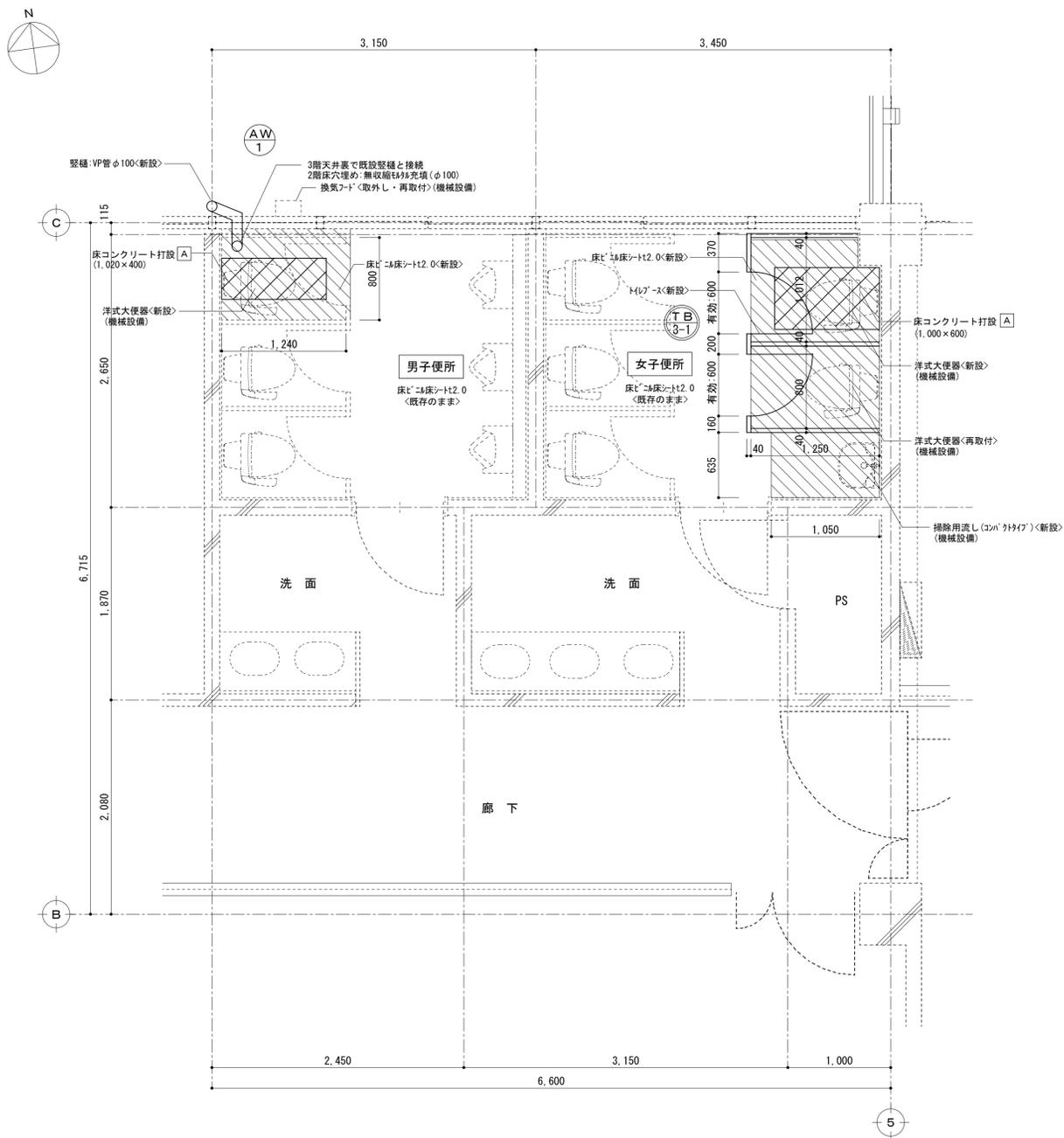
仕上表			
場所	床	トイレブース	その他
仕様	床:ビニル床シートt2.0<一部撤去> 和便器部床:コンクリート新り	メラミン化粧板t40<一部撤去>	和式大便器:2か所<撤去> 掃除用流し:1か所<撤去>



2・3階平面詳細図 S=1/30

改修後

仕上表			
場所	床	トイレブース	その他
仕様	床:ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)<新設> 和便器部床:コンクリート打設	メラミン化粧板t40<一部新設>	洋式大便器:2か所<新設> 掃除用流し:1か所<新設>



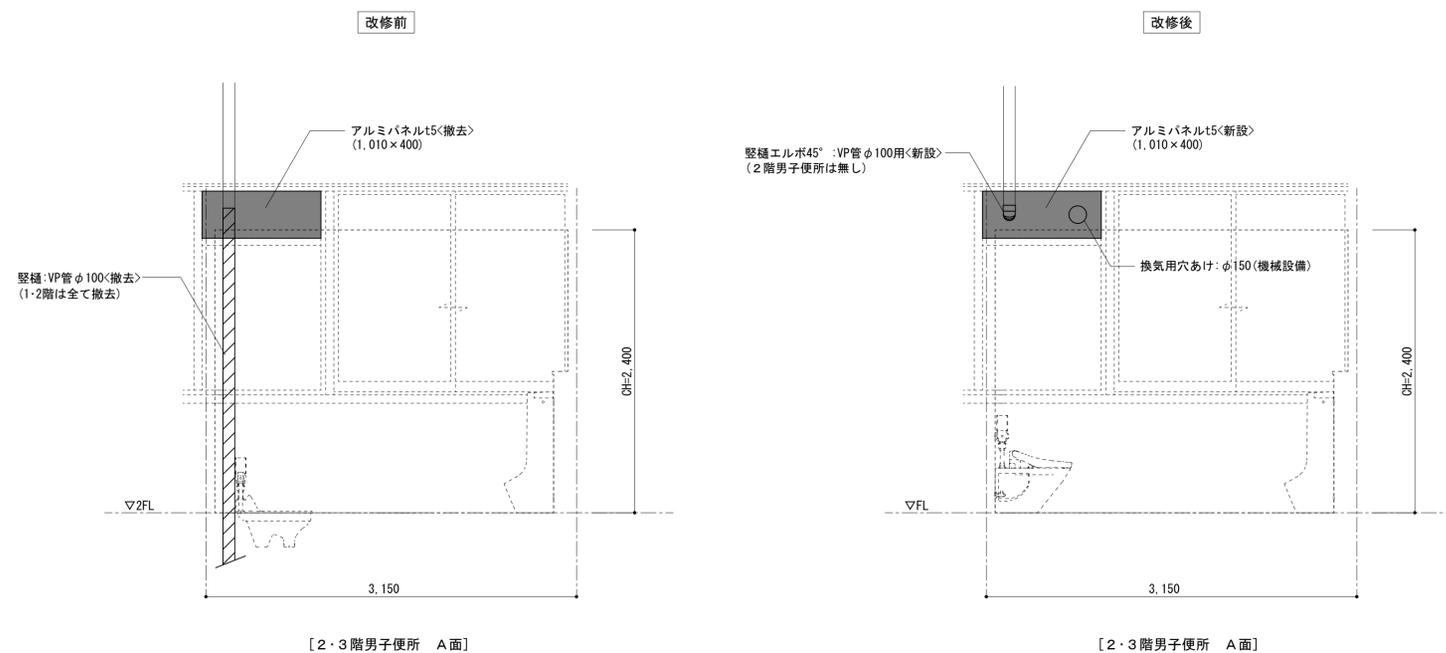
2・3階平面詳細図 S=1/30

凡例		部分詳細図記号		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツク 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <管理研修棟> 2・3階 男子・女子便所詳細図(改修前・後) S:1/30	A-31 48
		床コンクリート新り範囲						
		床改修仕上範囲						

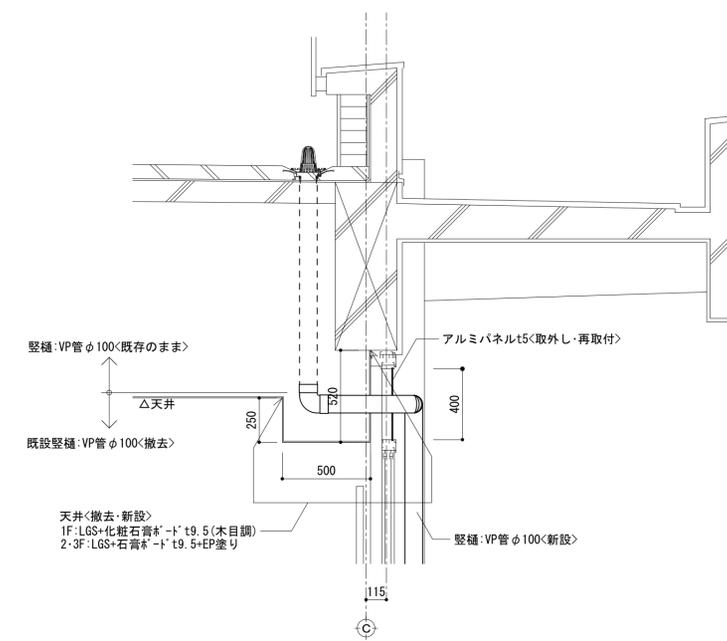
建具表 S=1/50

符号・数量	①B-1 <取外しの上一部撤去> 1階男子便所 1ヶ所	①B-1 <再取付の上一部新設> 1階男子便所 1ヶ所	①B-2 <取外しの上一部撤去> 1階女子便所 1ヶ所	①B-2 <再取付の上一部新設> 1階女子便所 1ヶ所
形状・寸法				
形式	フラッシュパネル	フラッシュパネル	フラッシュパネル	フラッシュパネル
材料・仕上	亜鉛メッキ化粧鋼板	亜鉛メッキ化粧鋼板	亜鉛メッキ化粧鋼板	亜鉛メッキ化粧鋼板
枠巾・見込	見込=40	見込=40	見込=40	見込=40
金物	表示錠・付属金物一式	表示錠・付属金物一式	表示錠・付属金物一式	表示錠・付属金物一式
備考				
符号・数量	①B-3 <撤去> 2・3階女子便所 1ヶ所	①B-3 <新設> 2・3階女子便所 1ヶ所	①AW <新設> 2・3階男子便所 2ヶ所	
形状・寸法				
形式	フラッシュパネル	フラッシュパネル	アルミサッシ	
材料・仕上	亜鉛メッキ化粧鋼板	亜鉛メッキ化粧鋼板	シルバー	
枠巾・見込	見込=40	見込=40	見込=70	
金物	表示錠・付属金物一式	表示錠・付属金物一式	クレセント・付属金物一式	
備考				

展開図 1/30



縦樋廻り 1/20



A : 部分詳細図記号

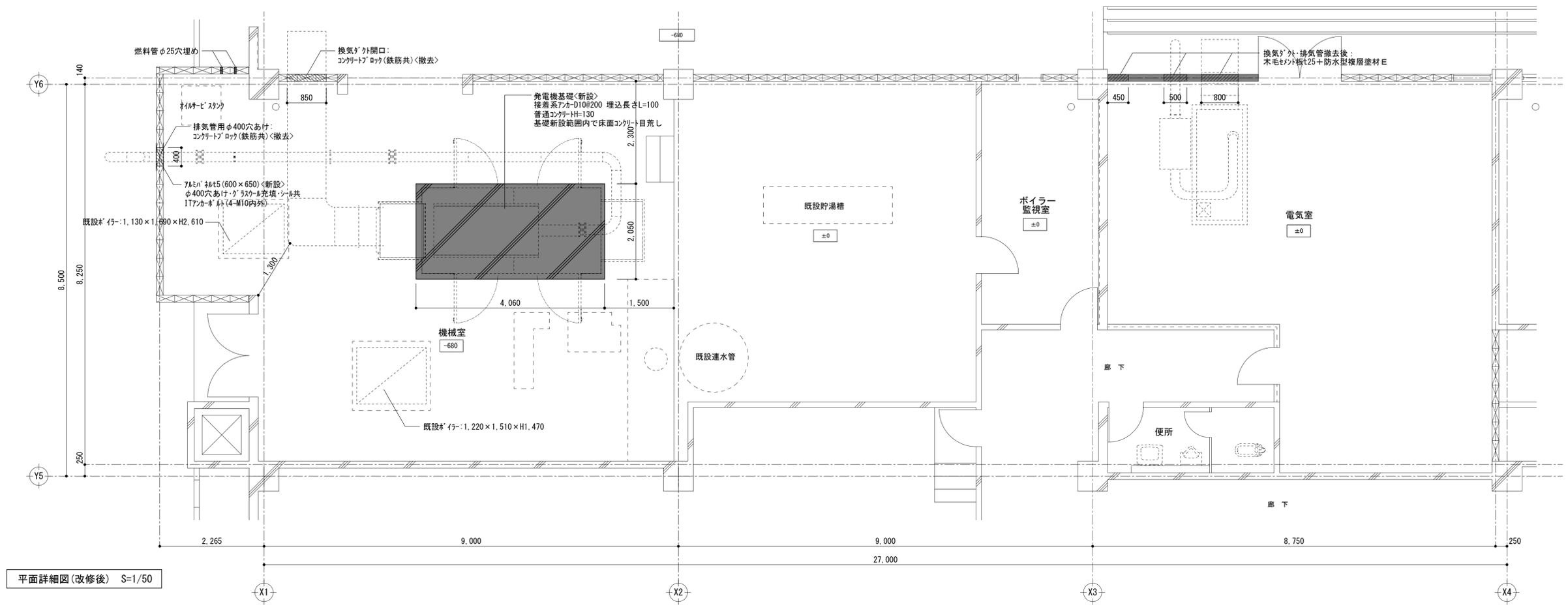
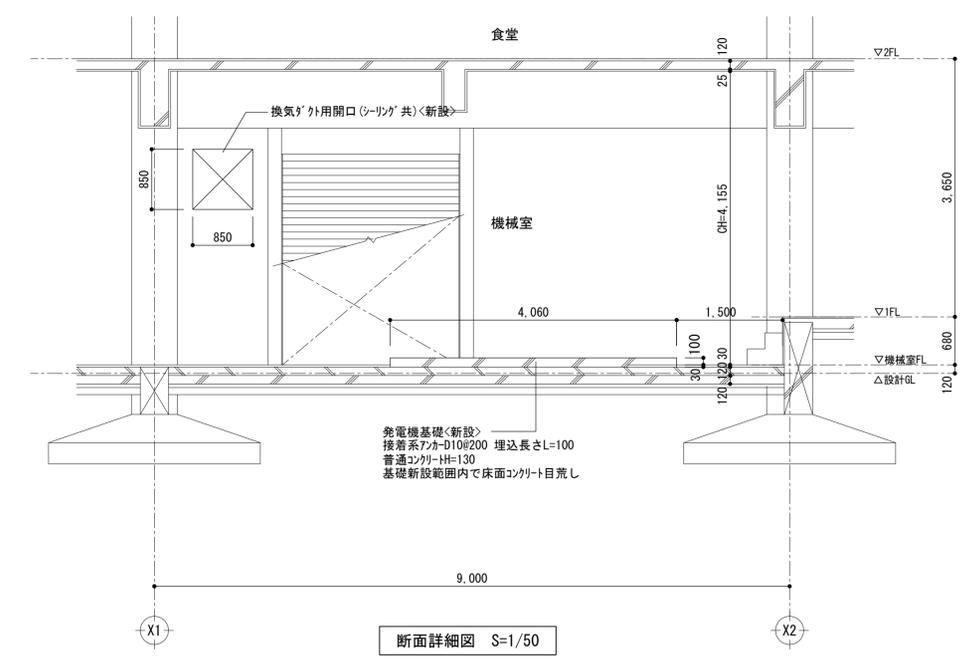
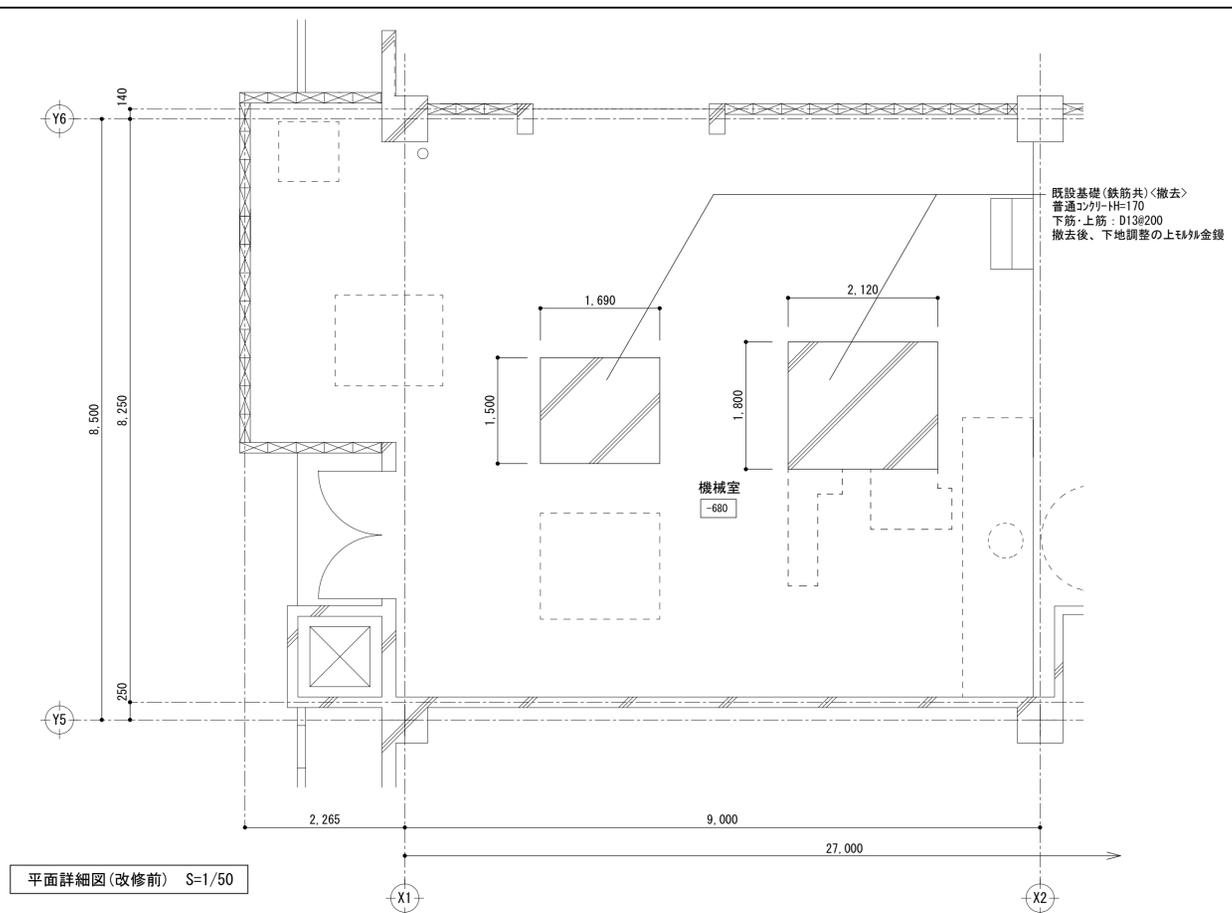
凡例

設計業務名
国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家
ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)

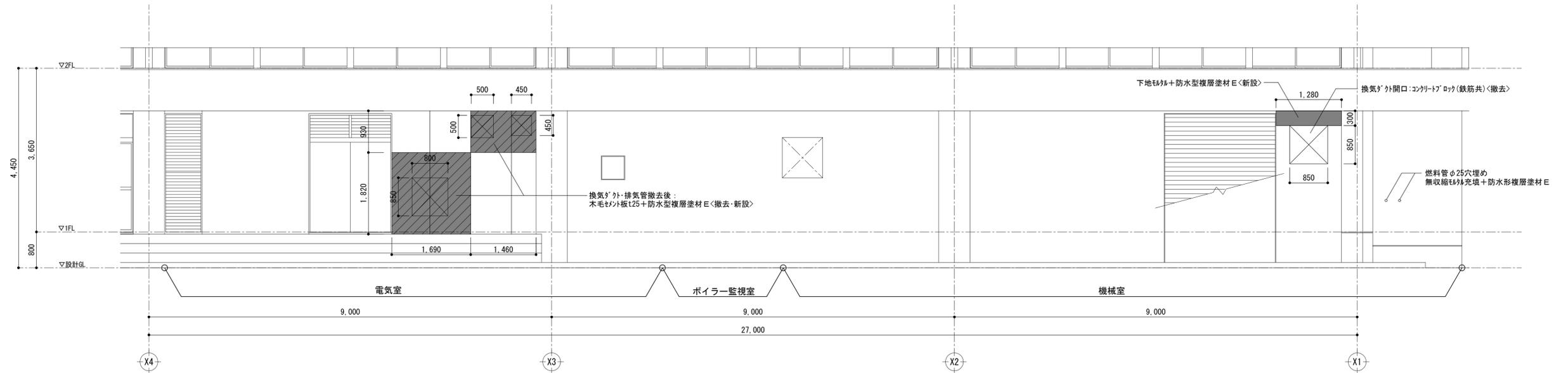
施設管理課長
施設管理担当者
独立行政法人 国立青少年教育振興機構

株式会社 YSアーキテツク
管理技術者 種田 玲
1級建築士 324523号
主任技術者 高見 順子

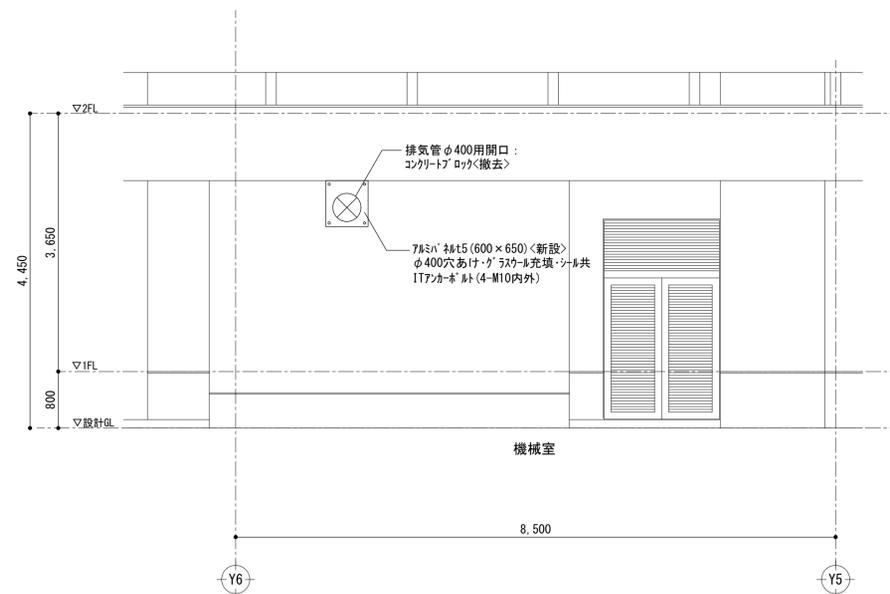
工事名称
国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家
ライフライン改修工事
図面名称 <管理研修棟>
建具表・男子便所展開図(改修前・後) S: 1/50、30



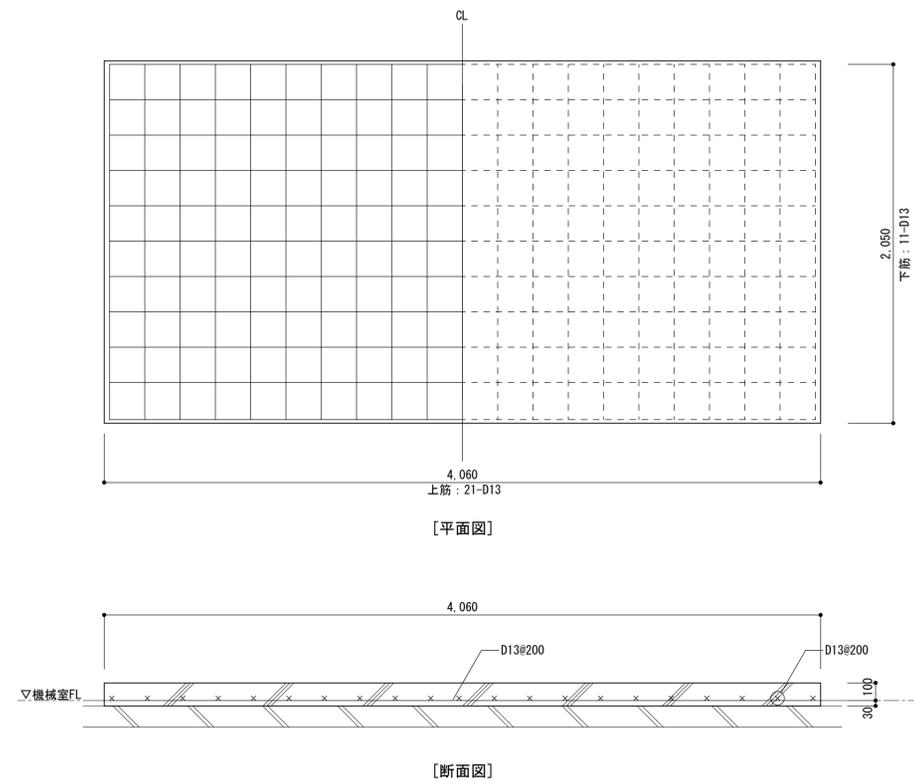
凡例	A D 展開方向 B C		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <講堂・食堂棟> 電気室・機械室 平面詳細図(改修前・後)・断面詳細図 S: 1/50	A-33 48
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構							



北面立面図 S=1/50

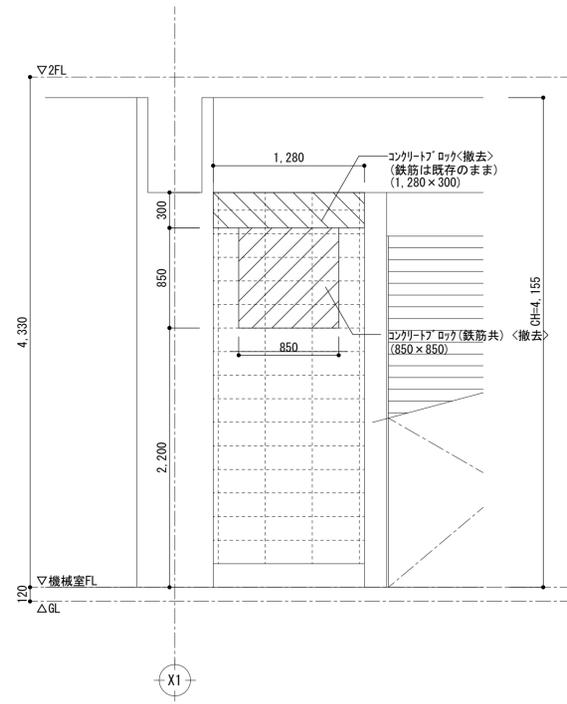


西面立面図 S=1/50

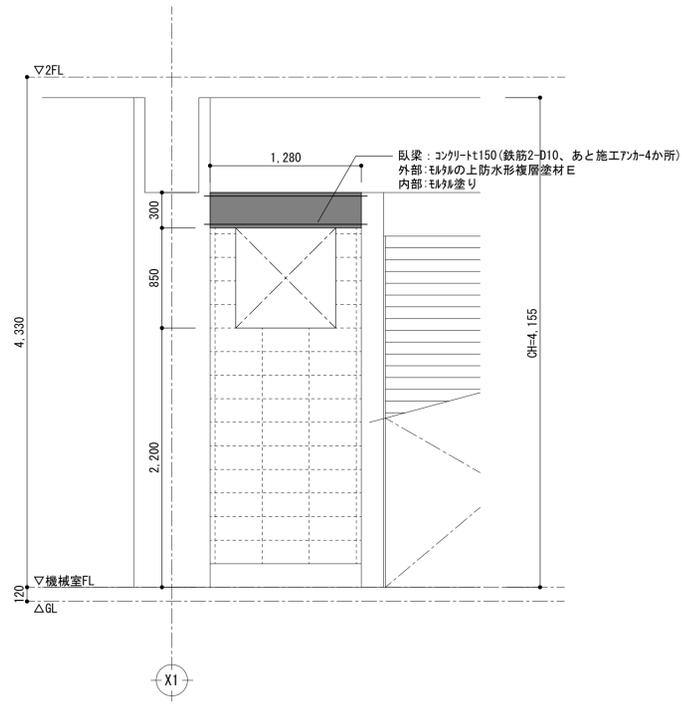


発電機基礎詳細図 S=1/20

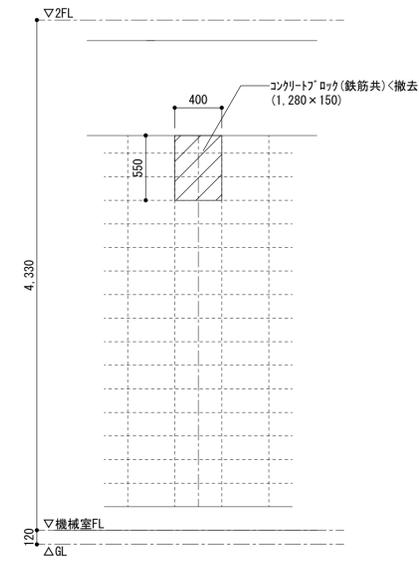
凡例			設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	管理課担当者	設計者 株式会社 Y Sアーキテツク 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	図面名称 <講堂・食堂棟> 電気室・機械室 立面図・基礎配筋図 S : 1/50, 20	A-34 48
				独立行政法人 国立青少年教育振興機構					



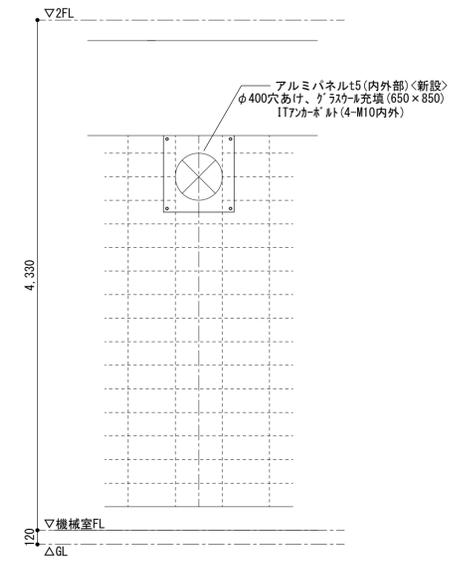
[A面 (改修前)]



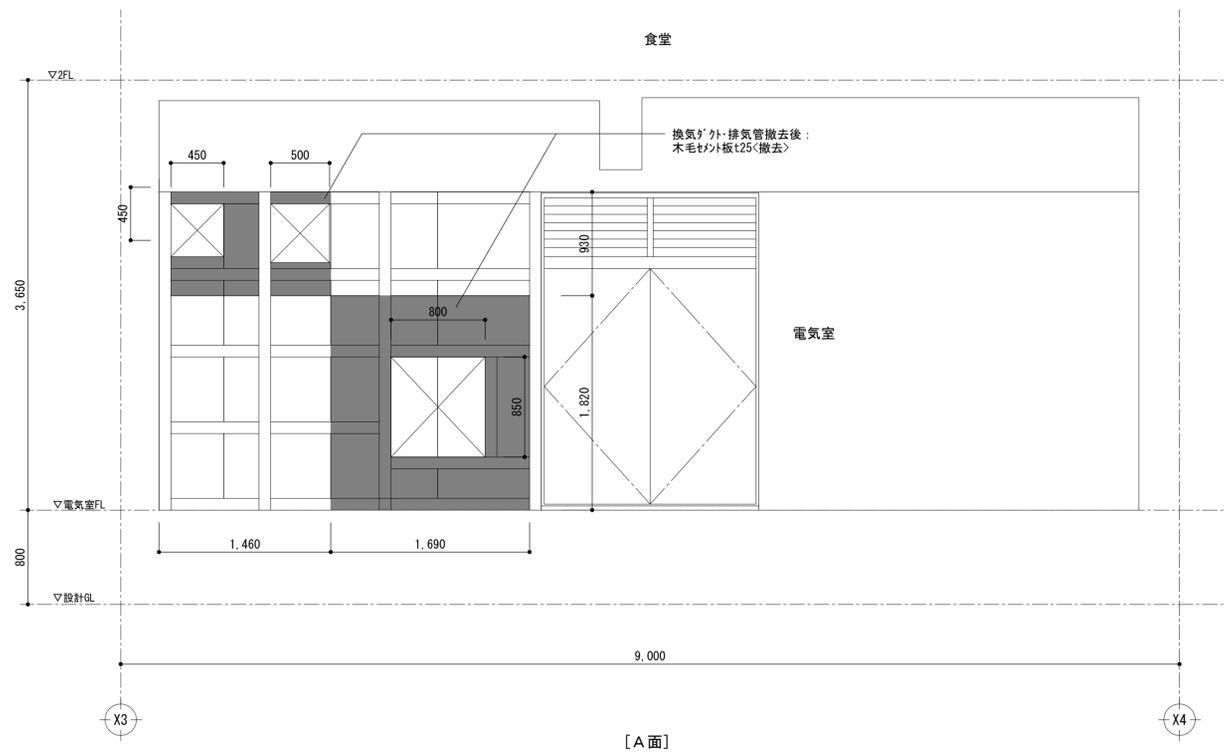
[A面 (改修後)]



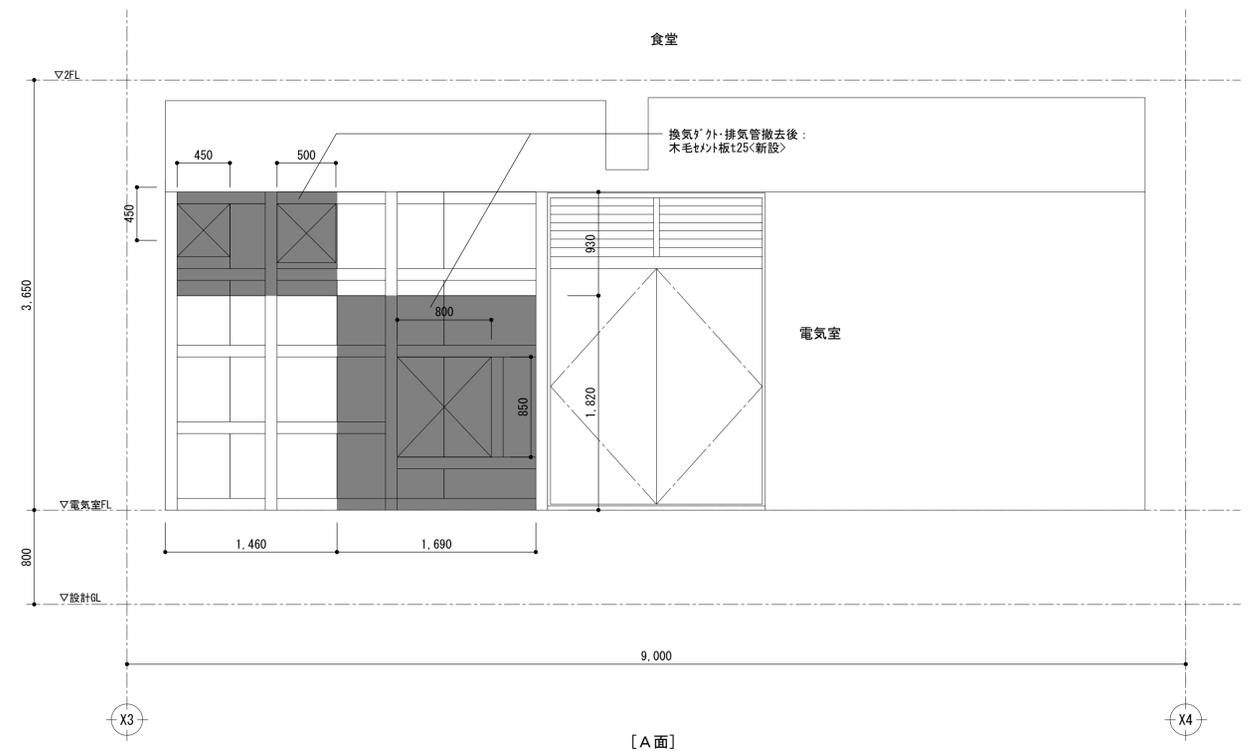
[D面 (改修前)]



[D面 (改修後)]

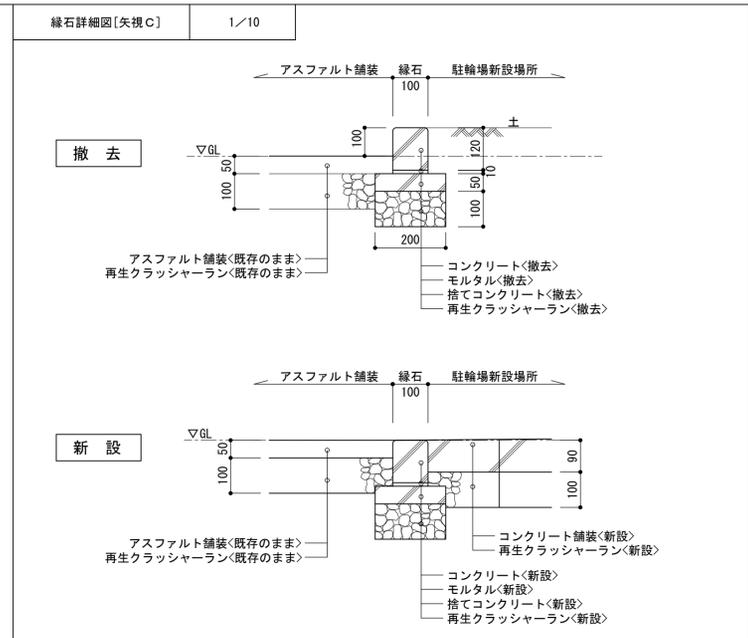
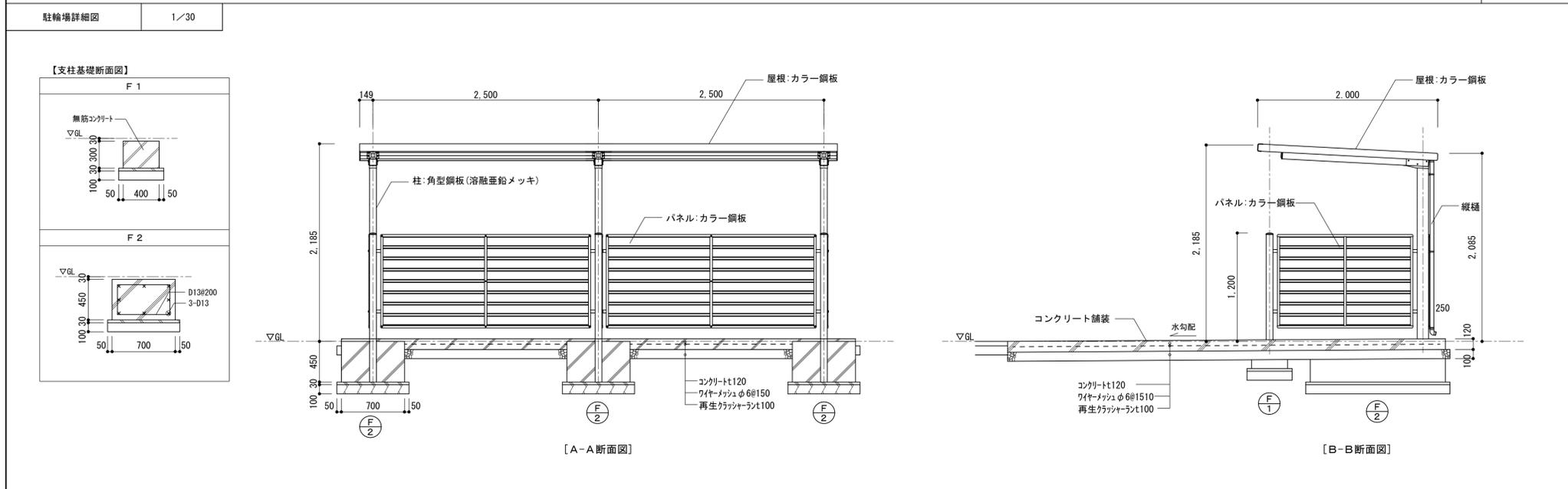
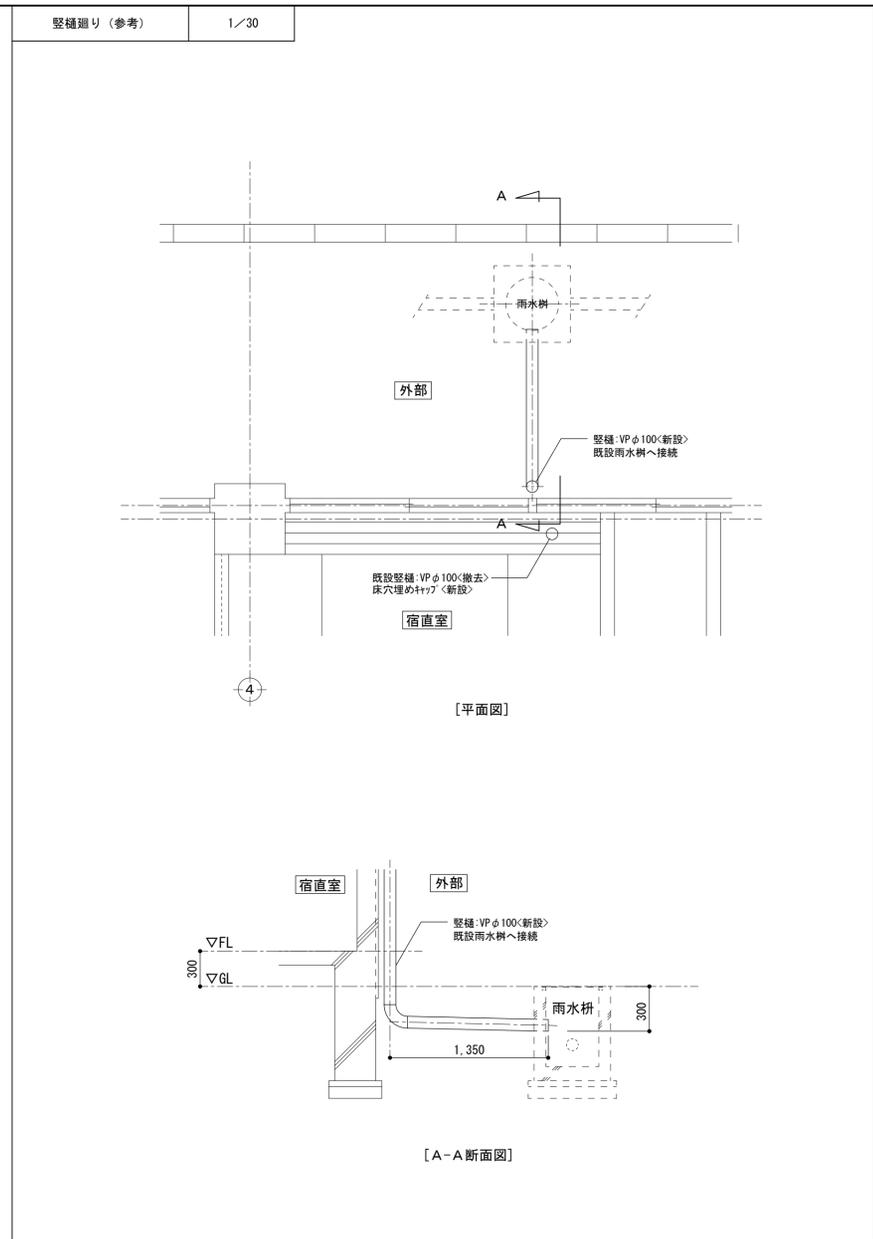
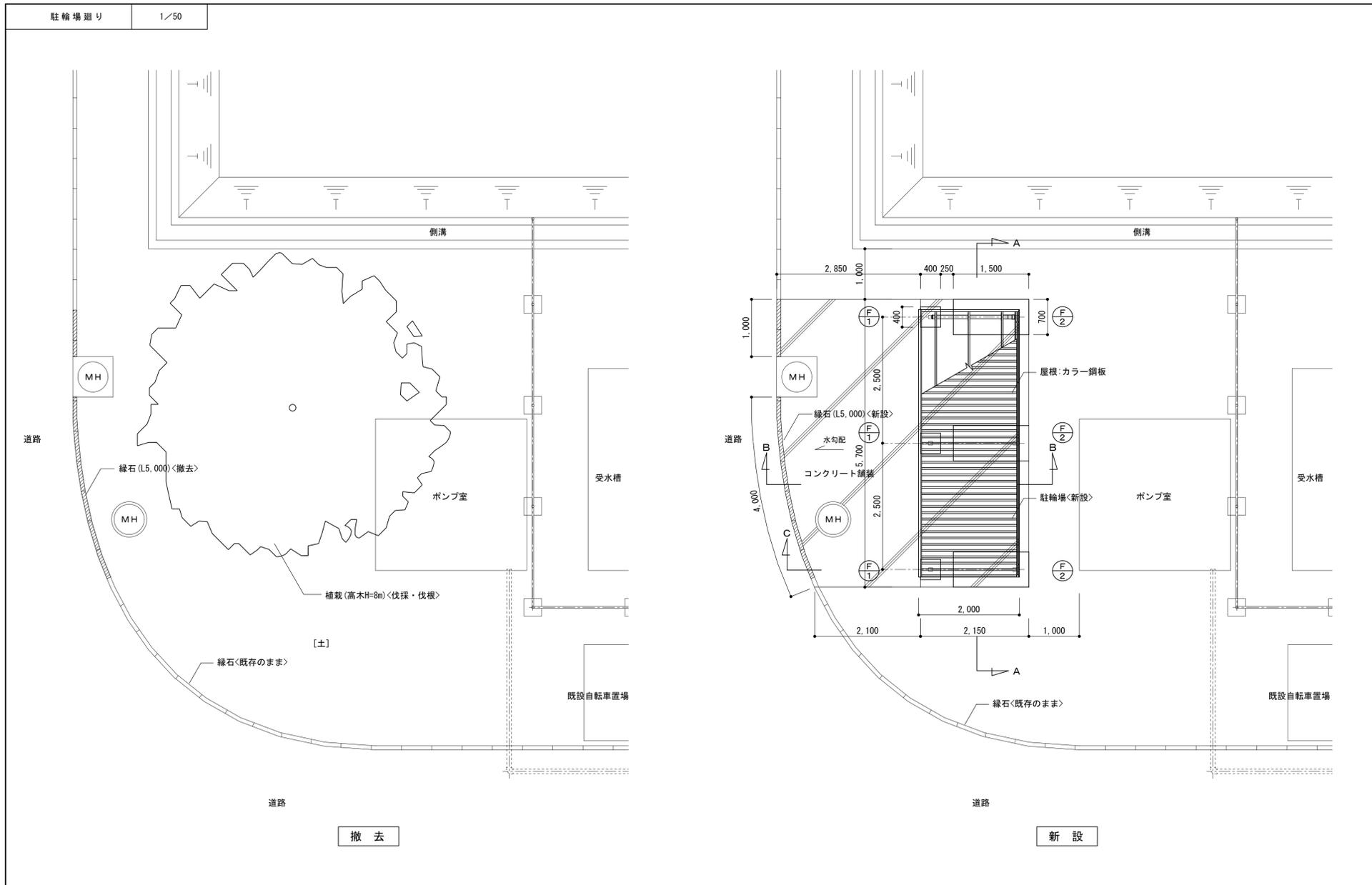


[A面]

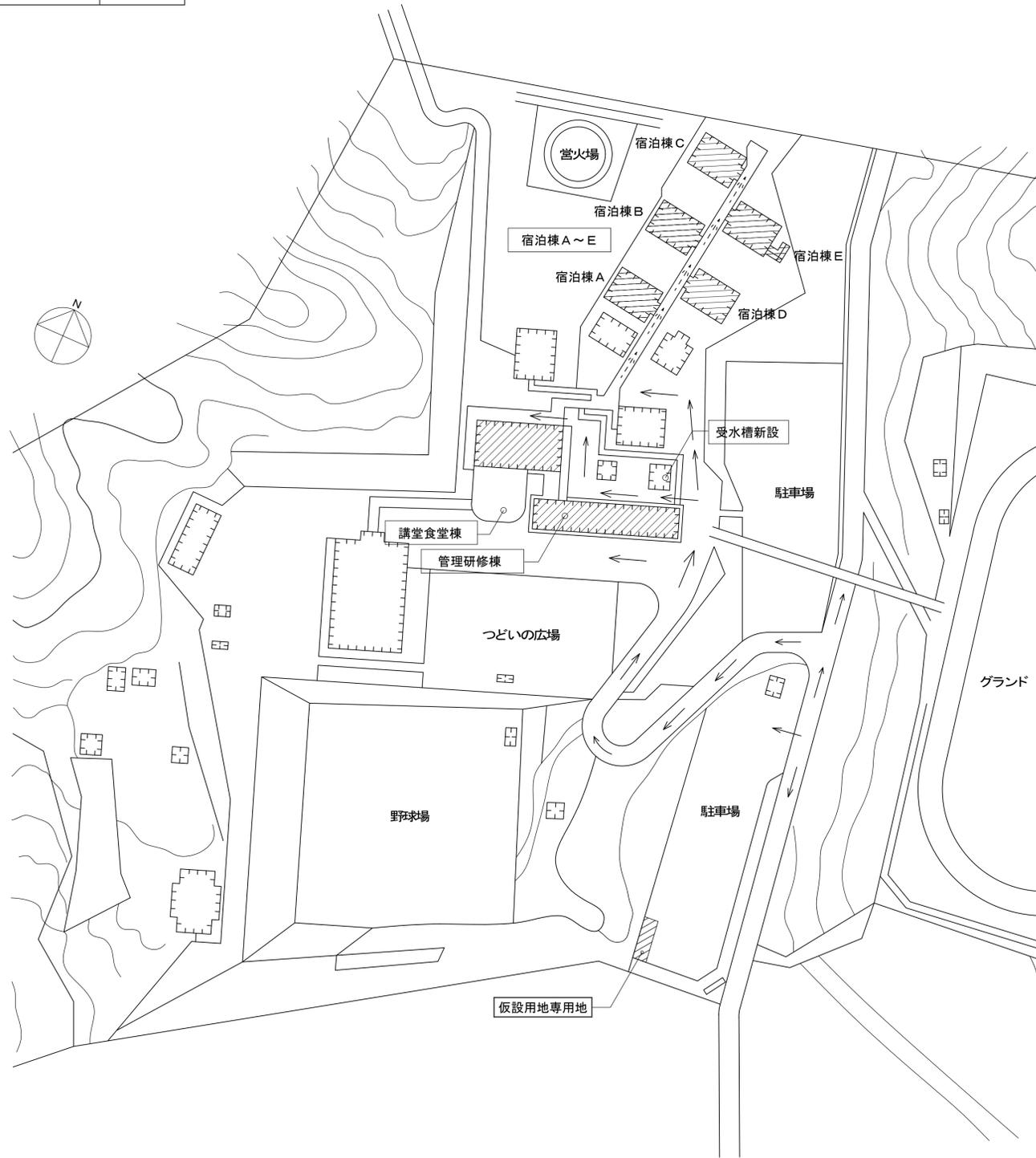


[A面]

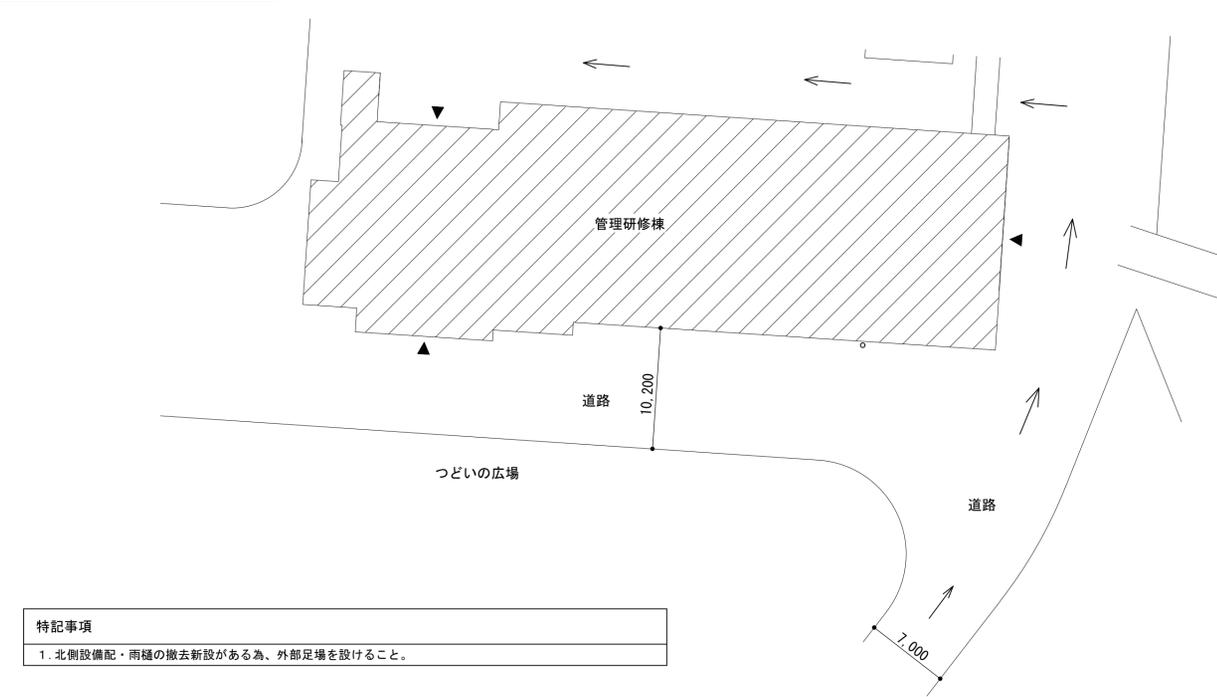
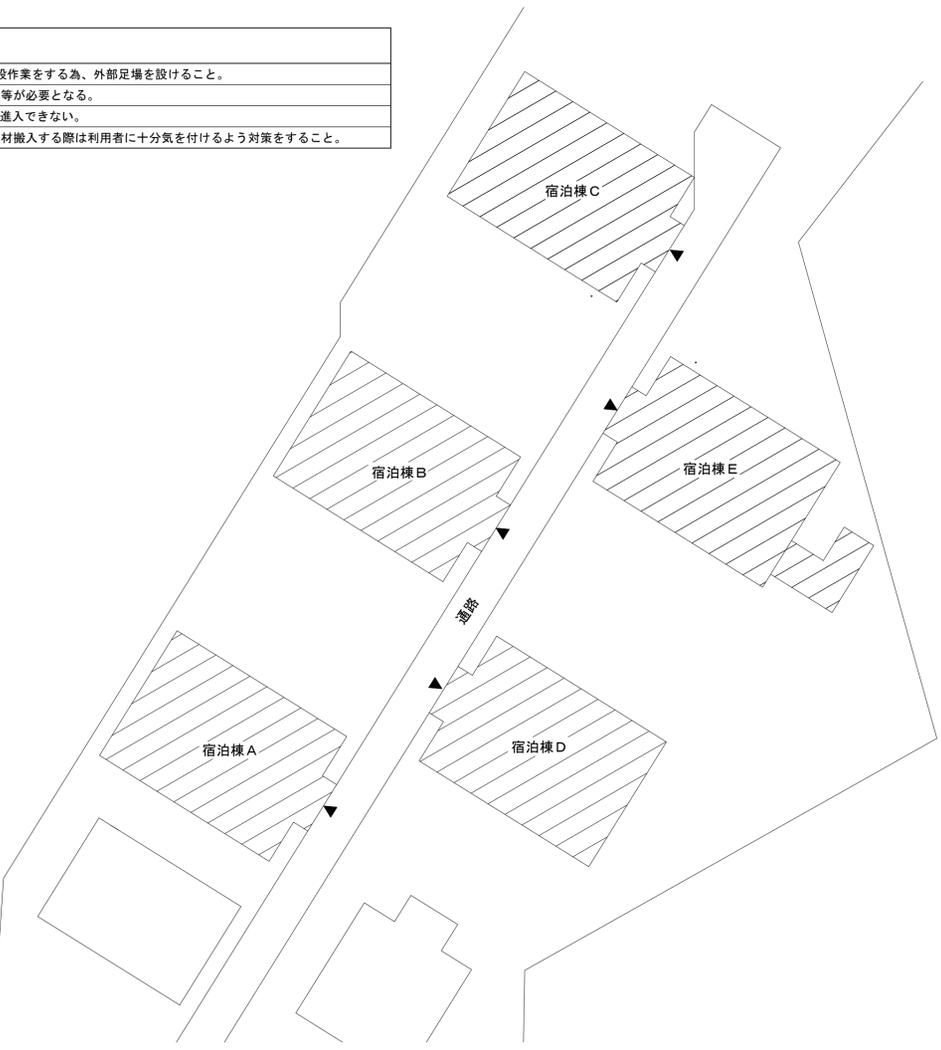
凡例			設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	図面名称 <講堂・食堂棟> 電気室・機械室 展開図 S: 1/30	A-35
				独立行政法人 国立青少年教育振興機構					48



凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	設計者	株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-36 48
	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者	主任技術者 高見 順子	図面名称	外構図(改修前・後)	
独立行政法人 国立青少年教育振興機構			設計者	主任技術者 高見 順子	S: 1/50, 30		



特記事項
1. 作業員が屋上で作業・外壁配管の撤去新設作業をする為、外部足場を設けること。
2. 屋上室外機の撤去新設の為、簡易リフト等が必要となる。
宿泊施設の外部通路が狭いため、車輛は進入できない。
4. 宿泊利用者も外部通路を使用する為、資材搬入する際は利用者に十分気を付けるよう対策をすること。



特記事項
1. 北側設備配・雨樋の撤去新設がある為、外部足場を設けること。

特記事項	
1. 作業は原則として平日の午前8時30分から午後17時までとする。	11. 工事施工に必要な官公署その他への諸手続き及び届出は、全て請負者の負担において遅滞無く行なうこと。
2. 施工時期は、工事説明による	12. 資機材等の搬出入及び工事施工により、施設運営に影響が予測される場合は、事前に監督職員と協議の上承諾を得ること。
3. 工事範囲以外への立ち入りは、許可なき限り立ち入り禁止。	13. 当所への入出方法等については、監督職員の指示を受けること。
4. 工事車輛は原則指定駐車場に駐車を行うこと。(一時的な資機材の搬出入を除く)	14. 火気の使用は原則認めないので、工法等の選定の際には留意すること。なお、やむを得ない場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。
5. 外部足場を設置するにあたり、建物の非常口、避難経路を確保するよう計画を行うこと。	15. 工事区画及びその周辺には注意喚起表示及びその他の第三者災害防止策を確実に実施すること。
6. 外部足場を設置するにあたり、建物周囲の植込内樹木について、必要に応じ必要最小限の剪定を行うこと。	16. 工事車両の通行時間帯や安全対策などについて事前に監督職員と協議すること。
7. 改修工事も当施設(今回工事建物以外の棟、駐輪場、一部駐車場を含む)を使用可能な状態とするよう、施設担当者及び監督員と十分な協議を行い、施設の利用状況・行事等を把握し、施設利用者の通行等の支障とならないよう仮設計画及び工程計画を行うこと。	17. 水道・電気メーターを設置の上、使用料を支払う。使用料を計測するために必要となるメーター等については請負者の負担により設置すること。
8. 資材搬入等大型車輛進入及び音の出る作業、振動の出る作業等の施設利用者に支障となる工程については、資材搬入日・施工日等事前に報告し、施設担当者・監督員の承諾を得ること。	
9. 作業終了後の資材、工具等は全て仮囲い内に保管又は持ち帰ること。	
10. 隣接建物又は既存建物等(外構舗装等含む)に損傷を与えた場合は、速やかに請負者負担により現状復旧を行うこと。	

凡例		今回工事建物	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-37
		工事関係者(車輛)動線				
		出入口				
※足場にはメッシュシートを設置すること。			設計業務名 国立青少年教育振興機構	図面名称 仮設計画図1(配置図)	S: 1/1,000, 300	48

機械設備工事 特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 広島県江田島市江田島町津久茂1-1-1
2. 完成期限

3. 建物概要	
建物名称	屋外（受水槽）
工種	改修
構造	
階数	
建築基準法による	建築面積 (㎡) 延べ面積 (㎡)
消防法施行令第1条の区分	
改修面積 (㎡)	
建物使用の有無	

4. 工事種目（●印の付いたものが対象工事種目）	
建物別及び屋外	工 事 種 別
工 事 種 目	受水槽
○空調設備	
○換気設備	
○排煙設備	
●自動制御設備	一式
○衛生器具設備	
●給水設備	一式
●排水設備	一式
○給湯設備	
○消火設備	
○ガス設備	
○雨水利用設備	
○撤去工事	

5. 指定部分 ●無 ○有 対象部分（ 年 月 日 指定部分工期
6. 概成工期 ●無 ○有 令和 年 月 日（ 曜日） [第1編1.1.2] [第1編1.1.2]

7. 設備概要（●印の付いたものを適用する）	
方式及び種別	設 備 概 要
空調方式	○空冷ヒートポンプエアコン（電気式）
換気方式	○空調換気扇
給水方式	●加圧給水方式
排水方式	○建物内分流式（実験排水系統、高温水系統、汚水・雑排水系統）
給湯方式	○ガス湯沸器（シャワー系統）
消火設備	○屋内消火栓設備、連結送水管設備
ガスの種類	○都市ガス 13A

II 工事仕様

1. 共通仕様
 - (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構発注工事請負契約規則第二章第19条の工事請負契約基準、現場説明書、図面 枚及び本特記仕様書2枚によるほか、●印の付いたものを適用する。
 - 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)以下「標準仕様書」という。
 - 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)以下「改修標準仕様書」という。
 - 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)以下「標準図」という。
 - 文部科学省機械設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)以下「文科仕様書」という。
 - 文部科学省機械設備工事標準図(特記基準)(令和4年版)以下「文科標準図」という。
 - 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)以下「改修標準仕様書」という。
 - 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)以下「標準図」という。
 - 文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)以下「文科仕様書」という。
 - 工事写真撮影要領(令和元年7月)

- (2) 建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。なお、建築工事の特記仕様書は（ ）図、電気設備工事の特記仕様書は（ ）図による。

2. 特記仕様

- (1) 本特記仕様書の表記
 - 1) 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。
 - 2) 項目に記載の〔第 編 . . . 〕内表示番号は、標準仕様書の該当項目番号を示す。
 - 3) 項目に記載の〔第 編 . . . 〕内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目番号を示す。
 - 4) 項目に記載の<第 編 . . . >内表示番号は、文科仕様書の該当項目番号を示す。

章	項 目	特 記 事 項																			
●	●適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ●風圧力 風速 (Vo= 34 m/s) 地表面粗度区分 (Ⅲ) ●積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表 (二十四) この工事現場に、下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。																			
	●電気保安技術者 (第1編1.3.2) [第1編1.3.2]	<table border="1"> <tr> <th>項 目 名</th> <th>電気保安技術者</th> </tr> <tr> <td>1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>3. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に關する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>4. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>5. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>6. 第1種電気工事士の資格を有する者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8. 第2種電気工事士の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者</td> <td>○</td> </tr> </table>	項 目 名	電気保安技術者	1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	●	2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	●	3. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に關する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	●	4. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	●	5. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	●	6. 第1種電気工事士の資格を有する者	●	7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○	8. 第2種電気工事士の資格を有する者	○	9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者
項 目 名	電気保安技術者																				
1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	●																				
2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	●																				
3. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に關する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	●																				
4. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	●																				
5. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	●																				
6. 第1種電気工事士の資格を有する者	●																				
7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○																				
8. 第2種電気工事士の資格を有する者	○																				
9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	○																				
●	●施工条件 (第1編1.3.3) [第1編1.3.3]	本工事は「屋ながら施工」となるため、騒音・振動・塵埃・臭気等の発生を最小限にすると共に、給水・排水・ガス等の切替は施設の運営に影響が少ない日時に行うこととする。また、利用者の状況によっては各機各階連続して施工ができない場合もあるため、事前の調整が必要となる。																			
●	●環境への配慮 (第1編1.4.1) [第1編1.4.1]	(1) 本工事において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成31年2月閣議決定）」に定める特定調達品目の分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。 (2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用するものとする。 (3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (4) 機器の性能は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づいた性能基準を満たすものとする。																			
●	●機材の品質等 (第1編1.4.2) [第1編1.4.2]	●機材の検査等 機材の検査に伴う試験 (第1編1.4.5~6) [第1編1.4.5~6]																			
●	●施工調査 [第1編1.5.1~3]	事前調査 ●本工事 ○別途 調査内容 ●既存資料調査 調査項目 ○図示 ●工事影響範囲 調査範囲 ○図示 ●目視等 調査方法																			

- 技能士 (第1編1.5.2) [第1編1.6.2]
- 施工の検査等検査に伴う試験・立会い等 (第1編1.5.4~6) [第1編1.6.5~7]

- 技術検査 (第1編1.6.2) [第1編1.7.2]

- 完成時の提出図書 (第1編1.7.1~2) [第1編1.8.1~3]

名 称	体 裁 等	部 数
●完成図	原図、縮小原図	-
●完成図	見開きA3版仮製本	2
※●完成図	黒厚表紙製本	2
●施工図	原図	-
●施工図	見開きA3版仮製本	2
※●機器完成図	黒厚表紙製本	2
※●各種試験成績書	黒厚表紙製本	2
※●諸手続き書類(写)	黒厚表紙製本	2
※●保全指導書	黒厚表紙製本	2
●工事写真帳	・電子媒体 ・紙媒体(ファイル綴じ)	1

工事後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。
CADデータ (●要 ○不要) ※JWW.DXF, オリジナルの3形式とする。
※印は一冊にまとめてよい。
本工事は、次の書類について電子納品の対象とする。
●上記完成図書一式

貸与する設計図のCADデータ著作社名： ファイル形式：
貸与条件：貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成の為に以外に使用しないこと。
提出方法：

- 保全に関する資料 (第1編1.7.3) [第1編1.8.4]

- 他工事又は他工種との取り合い

- 電動機 (第2編1.2.1) [第2編1.2.1]

- 電源周波数 ○50Hz ●60Hz

- 容量等の表示 (1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

- 総合試運転調整 (第2編1.3.1~3) [第2編1.3.1~3]

- 足場その他 (第2編4.1.1) [第1編2.1.1]

- 埋め戻し土・盛土 (第2編4.2.1) [第2編7.1.1]

- 建設発生土の処理方法 (第2編4.2.1) [第2編7.1.1]

- 地中埋設機等 (第2編2.7.1~3)

- (1) 地中埋設機 ●要 (図示による) ○不要 (2) 埋設表示テープ ●要 (排水管を除く) ○不要

- 耐震措置

		設計用標準水平震度			
		●特定の施設		○一般の施設	
	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び 塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器 水槽類	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器 水槽類	1.5	1.5	1.5	1.0
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器 水槽類	1.0	1.0	1.0	0.6

- ・上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
- ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
- ・水槽類にはオイルタンクを含む。
- ・重要機器は次による。
- ・消火等の防災機能を果たす設備機器

- (2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。
- (3) 吊りボルト等で吊り下げる機器は1m以上となる場合、全て振れ止めを行うこと。

- 配管 (第2編第2章) [第2編第2章] <第2編1.1.1> <第2編2.1.1>

- 絶縁継手 (第2編2.2.12) [第2編2.1.1]

- 試験 (第2編2.9.1~5) [第2編2.7.1~5]

- 保温 (第2編3.1.1~6) [第2編3.1.1~3]

- 塗装 (第2編3.2.1) [第2編3.2.1]

- 電線類 (第2編4.7.1)

- 電線の色別 (第2編1.3.1) (第3編1.1.4) [第2編2.1.4]

電気方式	第1相	第2相	第3相	中性相
高圧 三相3線式	赤	白	青	
低圧 三相3線式	赤	接地側 白	黒	
単相2線式	赤(青)	接地側 白		白
単相3線式	赤	青		白
直流2線式	青	白		
配線	(1) 分岐回路の色別	分岐前の色別による。		
	(2) 発電回路の第2相	接地側の電線の色は黄色とする (無停電回路含む)		
	(3) 切替回路の2次側	規定しない。		
分電盤類	(4) 漏電遮断器回路の接地	専用接地極とした時の接地線は、監督職員と協議し、一般接地線と色別を区別する。		
	共通事項	配線(1)~(4)による。		
	左右・上下及び遠近の別は、正面から見た状態	ア) 左右の別は、左からとする。 イ) 上下の別は、上からとし、直流2線式は、下からとする。 ウ) 遠近の別は、近いほうからとし、直流2線式は、遠いほうからとする。		

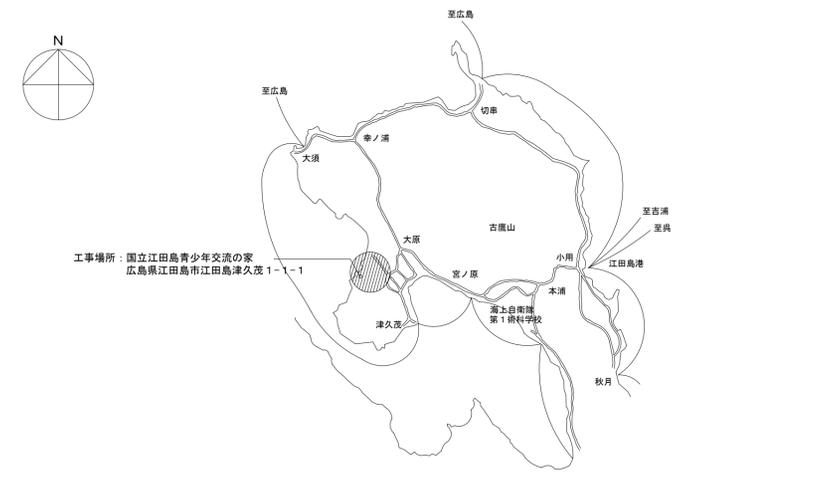
- 備考 (a) 配電盤類については、次による。
(1) 左右、遠近の別は、各回路部分における主となる開閉器の操作側又はこれに準ずる側から見た状態とし、分電盤類による。
(2) 三相回路又は単相3線式回路より分岐する回路は分岐前の色別による。
(3) 三相交流の相は、第1相、第2相、第3相の順に相回転するものとする。
(b) 屋外架空配線の色別は、本表によらなくてよい。
(c) 接地線の色別は、監督職員の承諾を受けること。

- 既存躯体への穿孔 [第2編5.2.1]

- はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に下記の方法により埋設物調査を行い、監督職員に報告する。
- 走査式埋設物調査 ○放射線透過検査

凡 例	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課	設 計 者	株式会社 YSアーキテツク 管理技術者 神田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 竹中 正剛	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	M-01
	図面名称 機械設備 特記仕様書 (1/2)	S:-	48				
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構						

<p>○ 空気調和設備</p> <p>○ 設計温湿度 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">外 気</th> <th colspan="4">屋 内</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2">一般系統</th> </tr> <tr> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>**.*°C</td> <td>**.*°C</td> <td>**.*°C</td> <td>**.*°C</td> <td>成行</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>*.*°C</td> <td>**.*°C</td> <td>**.*°C</td> <td>**.*°C</td> <td>成行</td> </tr> </table> </p> <p>○ 鋼板製煙道 (第3編1.1.3) [第3編1.1.1]</p> <p>○ ダクト (第3編1.14.1 ~3) [第3編1.2.1]</p> <p>○ チャンバー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]</p> <p>○ ダンパー (第3編1.15.6 ~14) [第3編1.3.1]</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.1 ~2) [第2編2.1.1] <第2編2.1.1></p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 油面制御装置 (第2編2.3.5)</p> <p>○ 保温及び消音内貼 (第2編3.1.1 ~2) [第2編3.1.1] [第2編3.1.3]</p>	外 気		屋 内				一般系統		一般系統		一般系統		温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	夏季	**.*°C	**.*°C	**.*°C	**.*°C	成行	冬季	*.*°C	**.*°C	**.*°C	**.*°C	成行	<p>○ 排水設備</p> <p>○ ダクト (第3編1.14.1) [第3編1.2.1]</p> <p>○ 排煙口の形式</p> <p>○ 排煙口開放及び復掃方式</p> <p>○ 排煙風量測定</p>	<p>○ 自動制御設備</p> <p>● システム構成その他</p> <p>● 電気計装用配線 (第4編1.5.1) [第4編1.2.1]</p>	<p>○ 給湯設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p>	<p>● 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 屋内消火栓種別 (第5編1.5.2) [第5編1.2.1]</p> <p>○ 屋内消火栓開閉弁 (第5編1.5.2) [第5編1.2.1]</p> <p>○ 地中埋設配管の接合</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 特殊ガス等設備工事</p> <p>○ 一般事項 <第5編1.1.1 ~2></p> <p>○ 機 材 <第5編2.1.1 ~2.4.3></p> <p>○ 施 工 <第5編3.1.1 ~3.2.8></p>	<p>1) ガスの種別は、下記による。 ○窒素ガス(○高純度 ○一般) ○ヘリウムガス(○高純度 ○一般) ○水素ガス(○高純度 ○一般) ○酸素ガス(一般) ○アルゴンガス(○高純度 ○一般) ○炭酸ガス(一般) ○圧縮空気(○高純度 ○一般) ○圧縮空気(空気圧縮機)</p>		
	外 気		屋 内																																					
一般系統		一般系統		一般系統																																				
温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度																																			
夏季	**.*°C	**.*°C	**.*°C	**.*°C	成行																																			
冬季	*.*°C	**.*°C	**.*°C	**.*°C	成行																																			
<p>○ 鋼板厚 (○3. 2mm ○4. 5mm)</p> <p>○ 低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法) ○スバイラルダクト (○低圧 ○) ○図示による。</p> <p>(1) 内貼を施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサブライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けられるチャンバーは雨水の滞留のないように施工する。</p> <p>(1) 防煙ダンパー 復掃方式 遠隔復掃式(定格入力DC24V) (2) 防火ダンパー 復掃方式 手動式</p> <p>配管材料は (○ 下記による。 ○ 図示による。) (1) 蒸気管 給気管 ○ 選管 ○ (2) 油管 ○ (3) 冷温水管 ○ (4) 冷却水管 ○ (5) ドレン管 ○排水硬質ポリ塩化ビニル管 ○保温材付硬質ポリ塩化ビニル管 (6) 冷媒管 ○断熱材被覆鋼管 (冷媒用)</p> <p>○ 図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJV5Kとする。 ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ファンコイルユニットと冷温水管の接続部 (往・還) には、ボール弁を取付ける。 ○図示による。</p> <p>制御線には (○給油ポンプ制御 ○返油ポンプ制御 ○漏えい検知警報 ○満油警報 ○減油警報 ○遠隔警報) の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。</p> <p>標準仕様書第2編3. 1. 4によるほか、次による。 ○蒸気通り管の保温不要 (屋内露出は除く。) ○遠気ダクトの保温要 (保温の範囲は図示による。) ○外気ダクトの保温要 (保温の範囲は図示による。) ○膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3. 1. 4の温水管の項による。 ○建物内のエア抜き管の保温は、標準仕様書第2編3. 1. 4の温水管の項による。(エア抜き弁以降の配管は除く。) ○空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3. 1. 5の排水管の項による。 ○冷媒管の保温厚さは液管10mm・ガス管20mmとし、外装は次による。 ○機械室 (ALG化粧原紙) ○屋内露出箇所 (樹脂製化粧カバー) ○屋外露出箇所 (SUS製ラッキング)</p>	<p>○ 衛生器具設備</p> <p>○ 自動洗浄装置及びその組み込み小使器</p> <p>○ 自動水栓の電源種別 (第5編1.1.7) [第5編1.1.1]</p> <p>○ 衛生器具ユニット (第5編1.1.3) [第5編1.1.1]</p> <p>○ 個別感知フラッシュ方式 ()</p> <p>○ AC電源 ○ 自己発電 ○</p> <p>別図による。</p>	<p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 事前調査 (第7編1.2.1)</p> <p>○ 掘削 (第7編2.1.1) (第7編3.1.1)</p> <p>○ 試験 (第7編3.1.4)</p>	<p>○ 撤去工事</p> <p>○ 撤去内容 [第1編4.1.1 ~4.2.4]</p> <p>○ 発生材の処理等 [第1編5.1.1 ~2]</p>	<p>○ 事前調査 (第7編1.2.1)</p> <p>○ 掘削 (第7編2.1.1) (第7編3.1.1)</p> <p>○ 試験 (第7編3.1.4)</p> <p>○ 発生材の処理等 [第1編5.1.1 ~2]</p>	<p>○ 事前調査 (第7編1.2.1)</p> <p>○ 掘削 (第7編2.1.1) (第7編3.1.1)</p> <p>○ 試験 (第7編3.1.4)</p> <p>○ 発生材の処理等 [第1編5.1.1 ~2]</p>																																	
<p>○ 換気設備</p> <p>○ ダクト (第3編1.14.1 ~3) [第3編1.2.1] <第3編1.2.1 ~4></p> <p>○ ダンパー (第3編1.15.6 ~14) [第3編1.3.1]</p> <p>○ シールする排気ダクトの系統</p> <p>○ チャンバー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.4) [第2編3.1.3]</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>● 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 量水器 (第2編2.2.16) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 量水器掛 (第5編1.8.4) [第5編1.1.1]</p> <p>● 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 水栓柱 (第2編2.2.23) [第2編2.1.1]</p> <p>● 管の地中埋設深さ (第2編2.7.2) [第2編2.5.2]</p> <p>○ 建築物導入部</p> <p>○ 引込納付金等</p> <p>○ 給水装置</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p>	<p>○ 給水設備</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1] [第2編3.1.5] [第2編3.1.3]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1</p>

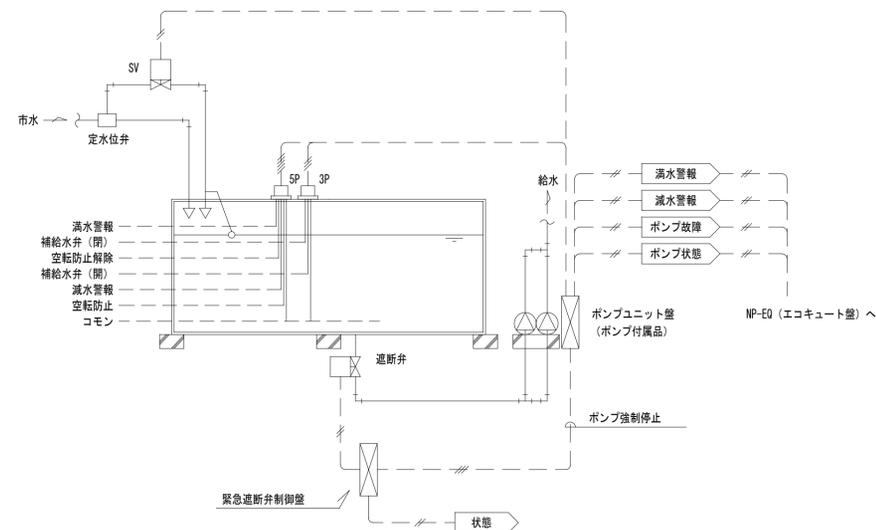


凡例
 工事部分

凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課	設計者	株式会社 YSアーキテツ	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	M-03 48
	管理技術者	神田 玲 1級建築士 324523号	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			主任技術者	竹中 正剛	図面名称	

機器表

記号	機器名	機器仕様	電気容量	数量	設置場所	備考
WT-2	受水槽	構造	SUS製パネル溶接形ポンプ室併設形水槽 耐震強度：1.5G	1	屋外	コンクリート基礎：(M-06参照)
		実容量	70m ³			
WP-2	加圧給水ポンプユニット (インバーター制御)	寸法	水槽部：8.0(W)×6.0(D)×4.0(H) (ポンプ室：2.0(H))			
		付属品	・水槽等鋼製架台 (ポンプ室前歩廊共 溶融亜鉛メッキ仕上げ 2種35) ・揚水管用防波板、電極座及び電極棒用防波筒 (1組) ・梯子 (内部：合成樹脂製 外部：溶融亜鉛メッキ製) (2組) ・緊急遮断弁及び制御盤 ・その他詳細図による。			
		型式	周波数制御による推定末端圧一定方式	3φ200V	1	屋外 受水槽ポンプ室
		能力	2台交互並列運転方式	2.2kW×2台		
		制御盤	65φ×50φ×650L/min×20mH ポンプ個別及び制御回路用ELB付、各種警報出力端子付 2槽式流入電動弁回路、2槽式受水槽対応回路付(5種) 制御基盤・圧力発信器故障時のバックアップ機能付			
		付属品	防振架台、圧力センサー、流量センサー、圧力タンク ノイズフェルター、その他一式			



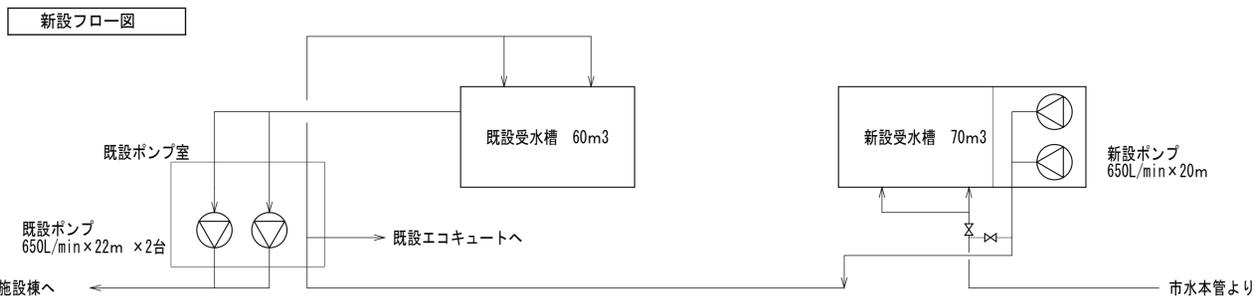
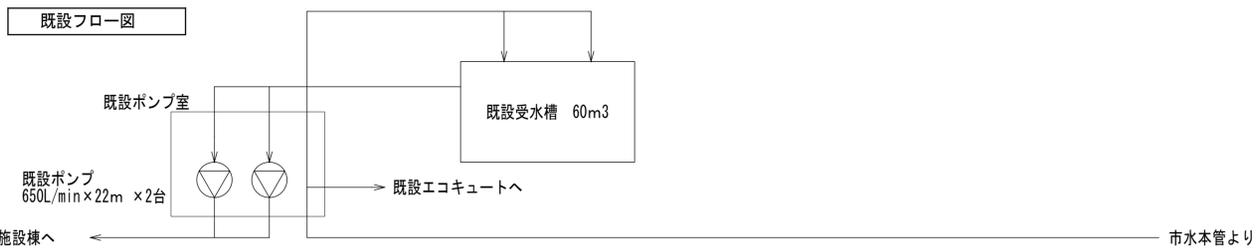
制御内容

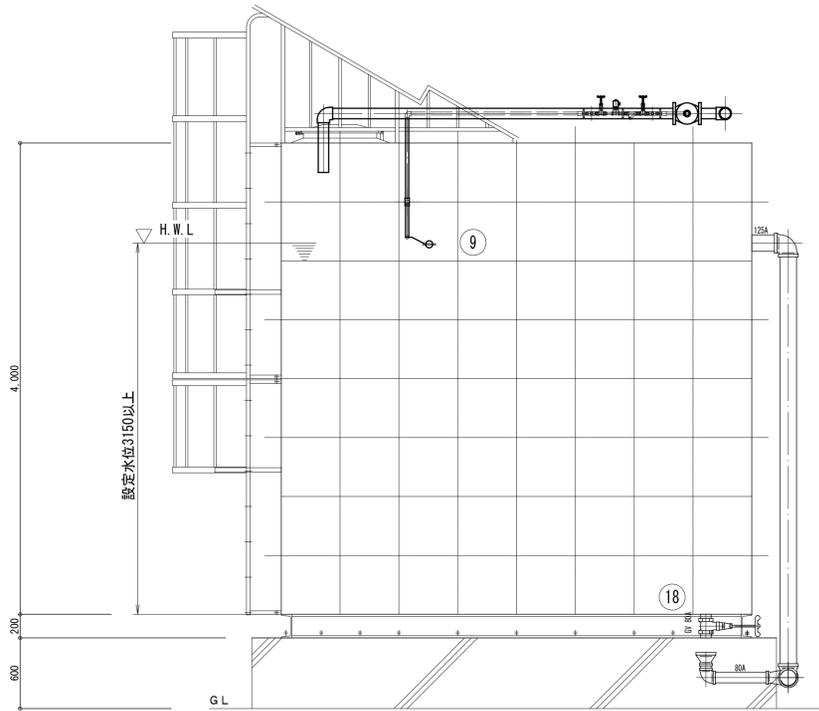
- 補給水弁制御 (給水ポンプ 機側壁機能)
水槽に設けた電極棒 (3P) により水槽水位を監視し、補給水用電磁弁 (SV) のON/OFF制御を行う。
- 空転防止制御 (給水ポンプ 機側壁機能)
水槽に設けた電極棒 (5P) により水槽水位を監視し、給水ポンプの空転防止を行う。
- 警報監視 (給水ポンプ 機側壁機能)
水槽に設けた電極棒 (5P) により水槽水位を監視し、満水警報及び減水警報の出力を行う。
- 緊急遮断弁監視
地震発生時緊急遮断弁を閉及びポンプの強制停止を行う。又、遮断弁の状態信号の出力を行う。

<注記>

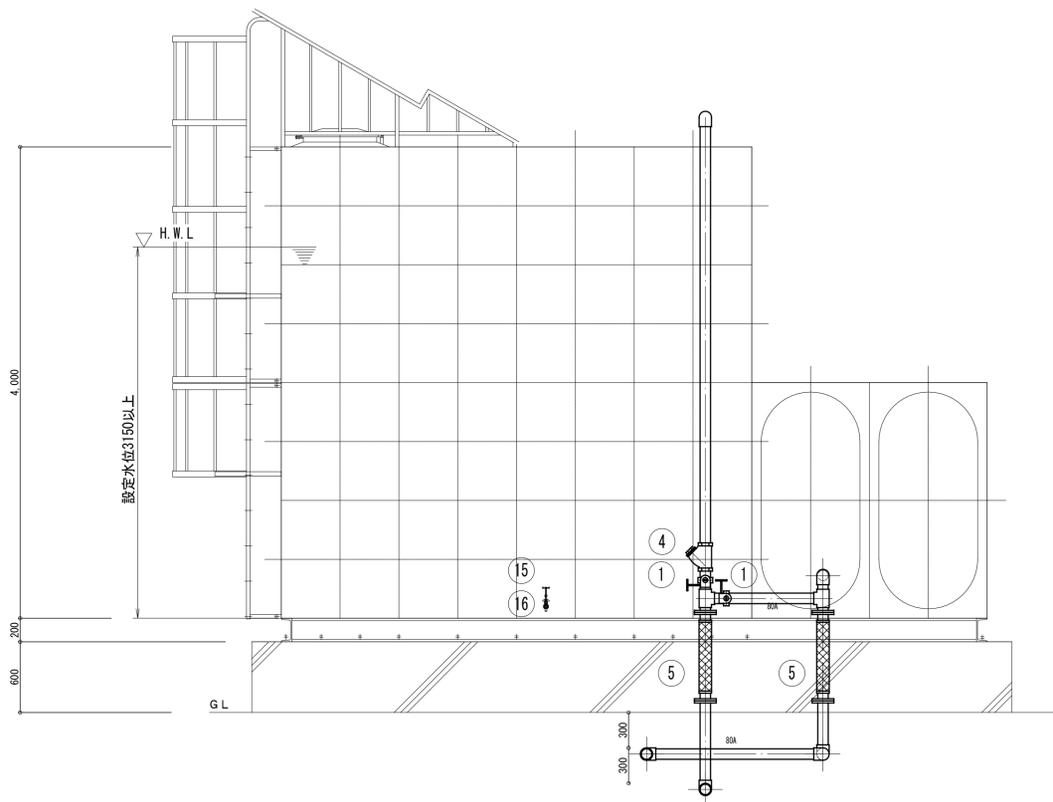
・ポンプユニットはポンプ付属品とし、液面リレー及び水槽切戻回路を具備されている事とする。

フロー図

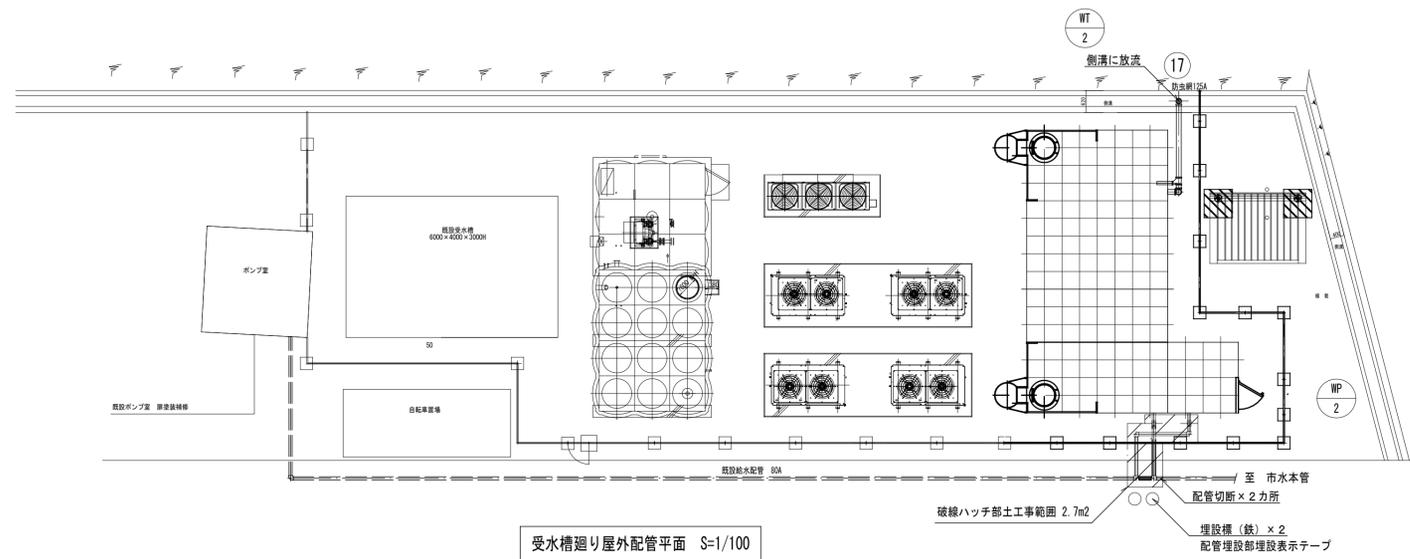




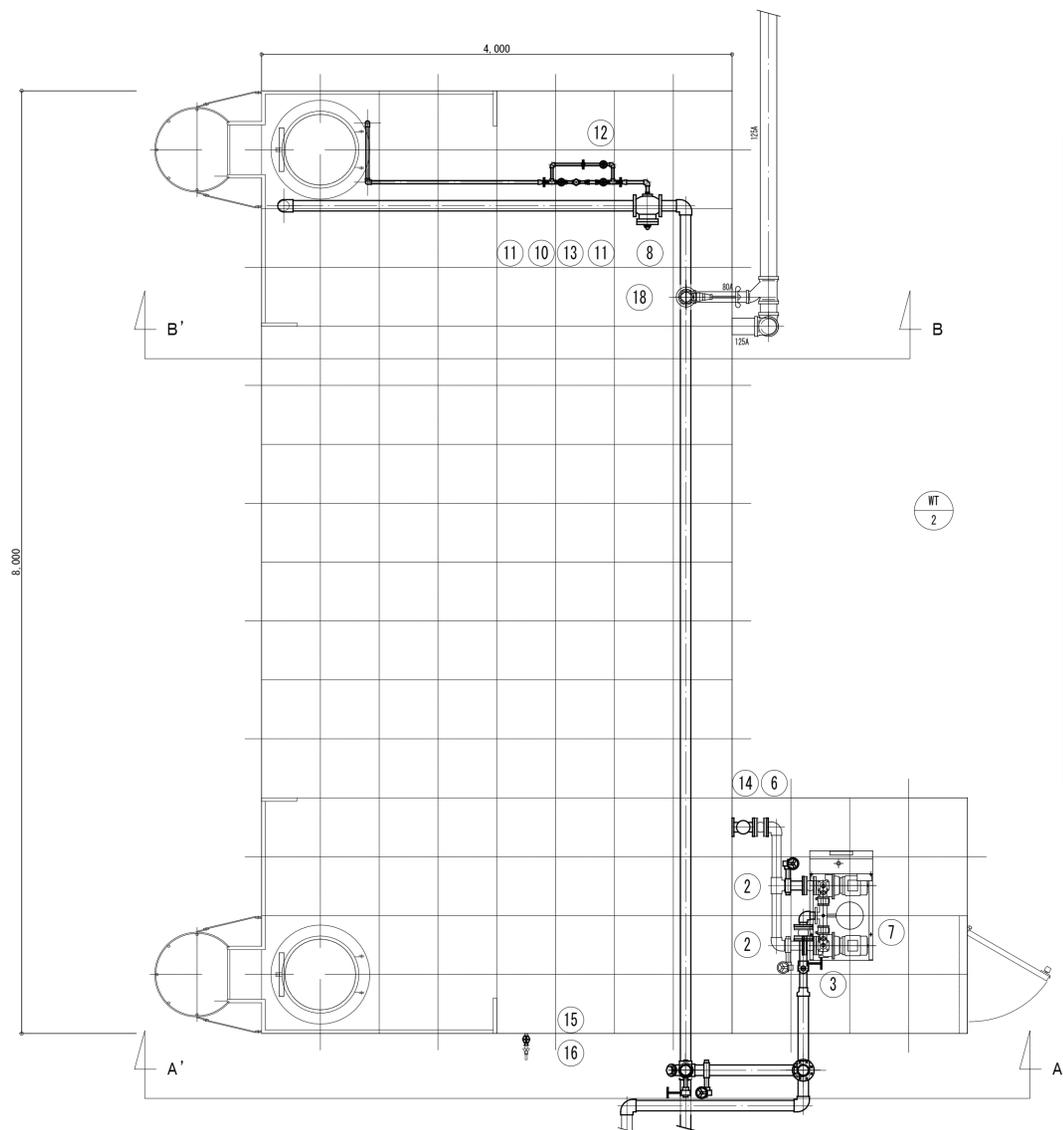
受水槽廻りB-B' 断面立面詳細図 S=1/30



受水槽廻りA-A' 断面立面詳細図 S=1/30



受水槽廻り屋外配管平面 S=1/100



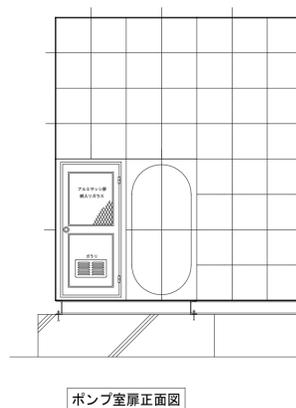
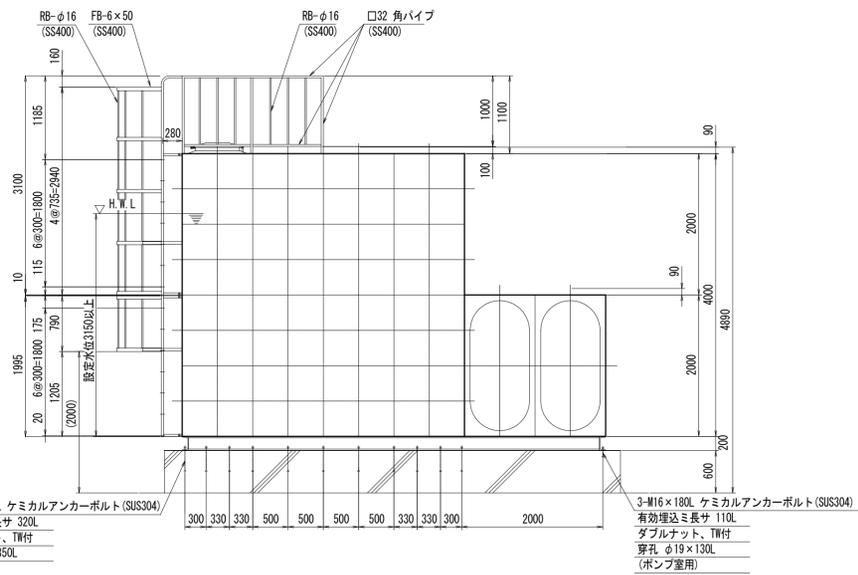
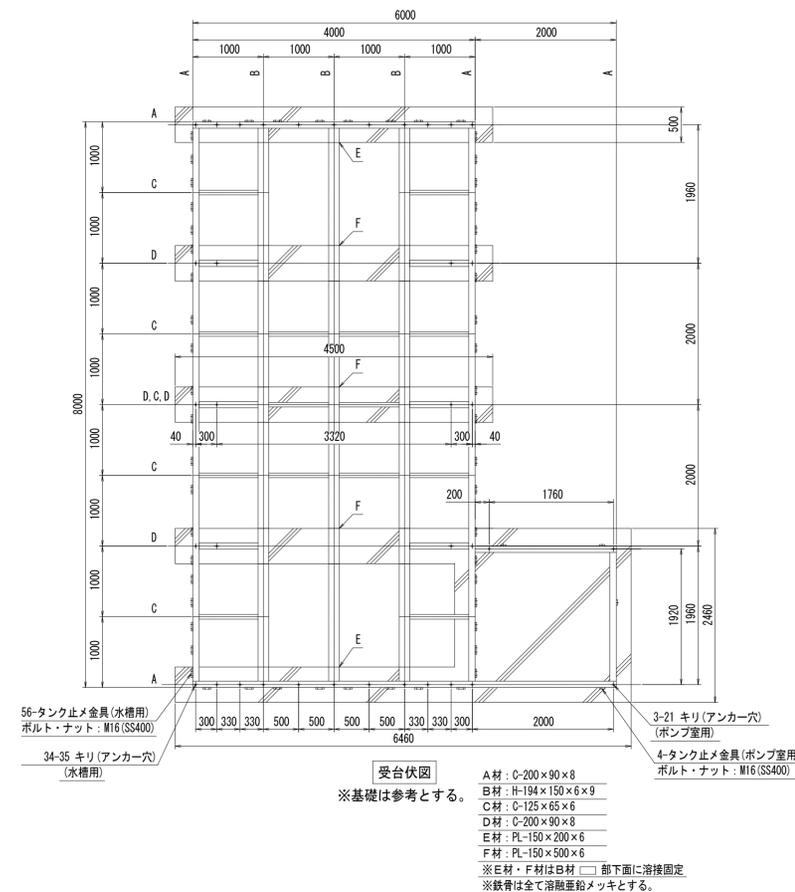
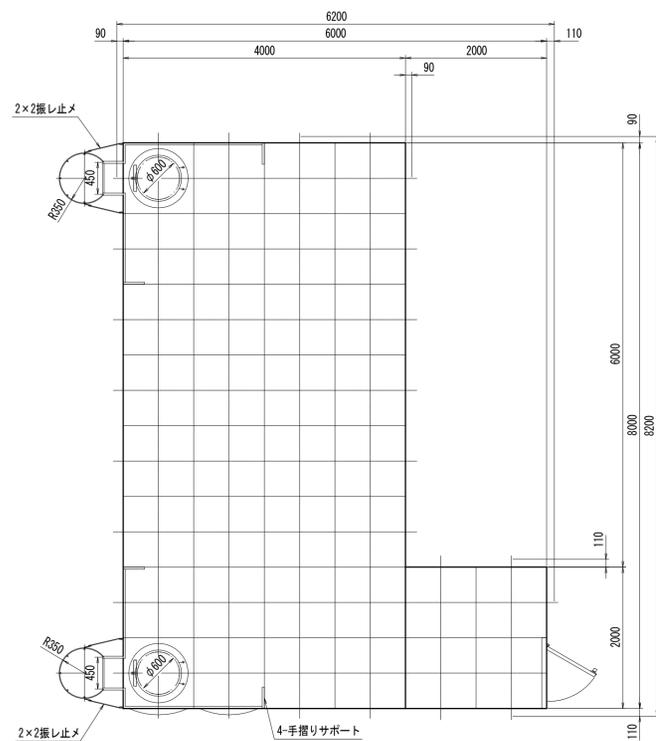
受水槽廻り配管平面詳細図 S=1/30

受水槽廻りバルブリスト

名称	数量
① BV 80A	2
② BV 65A	2
③ BV 50A	1
④ Yストレーナー 80A	1
⑤ FJ SUS製 80A	2
⑥ 玉形防振継手 65A	3
⑦ 玉形防振継手 50A	1
⑧ 定水位弁80Aボールタップ形	1
⑨ ボールタップ 20A	1
⑩ 電磁弁 20A	1
⑪ 仕切弁 20A	2
⑫ 仕切弁 15A	1
⑬ Yストレーナー 20A	1
⑭ 電気式緊急遮断弁65A (受水槽付属品)	1
⑮ 仕切弁 20A (非常用)	1
⑯ 横水栓 20A (非常用)	1
⑰ 防虫網 125A (排水用)	1
⑱ 仕切弁 80A (排水用)	1

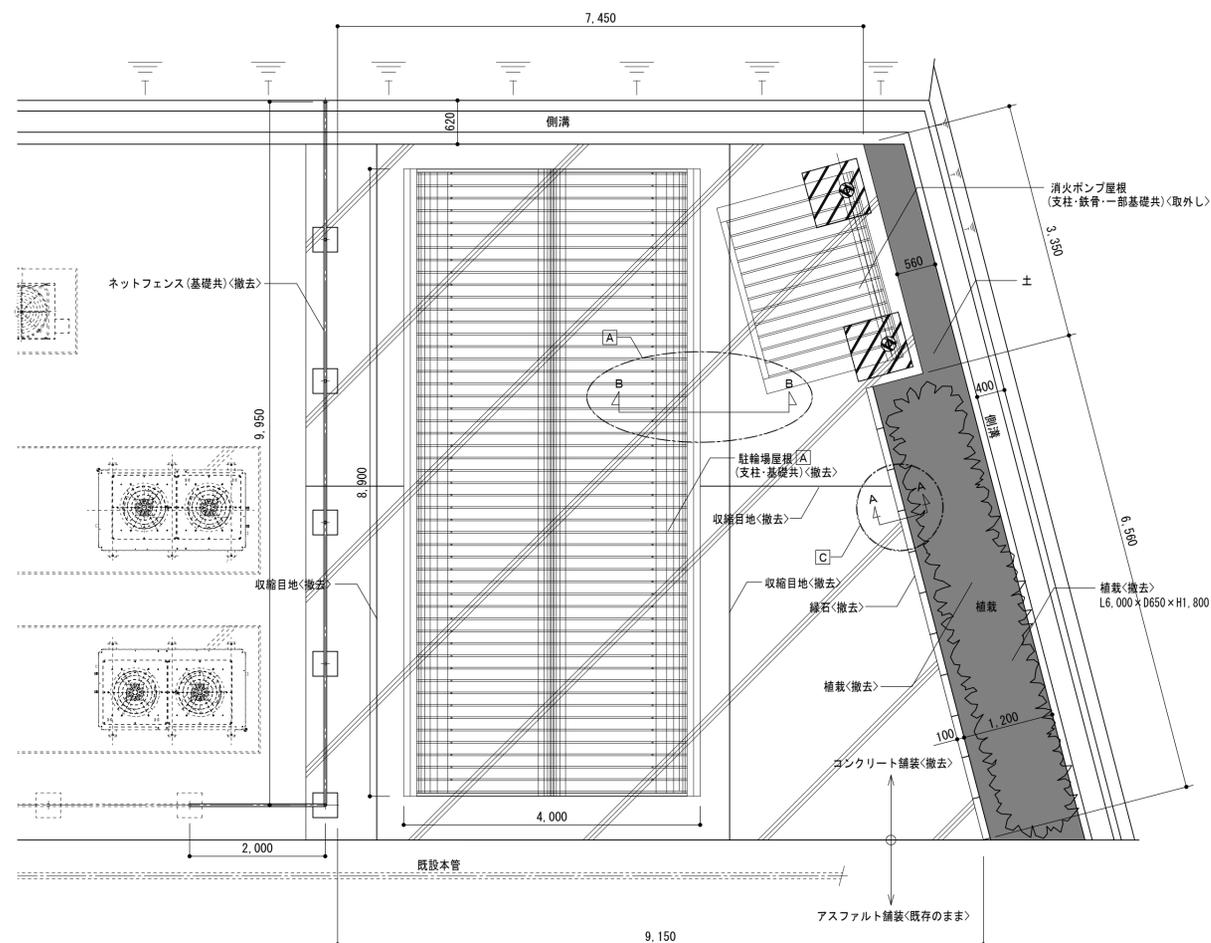
凡例	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	設計業務名 株式会社 YSアーキテツク 管理技術者 神田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 竹中 正剛	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	M-05
	図面名称 給排水衛生設備 受水槽廻り配管図	S: 1/30 S: 1/100	48	

ステンレスパネル溶接形

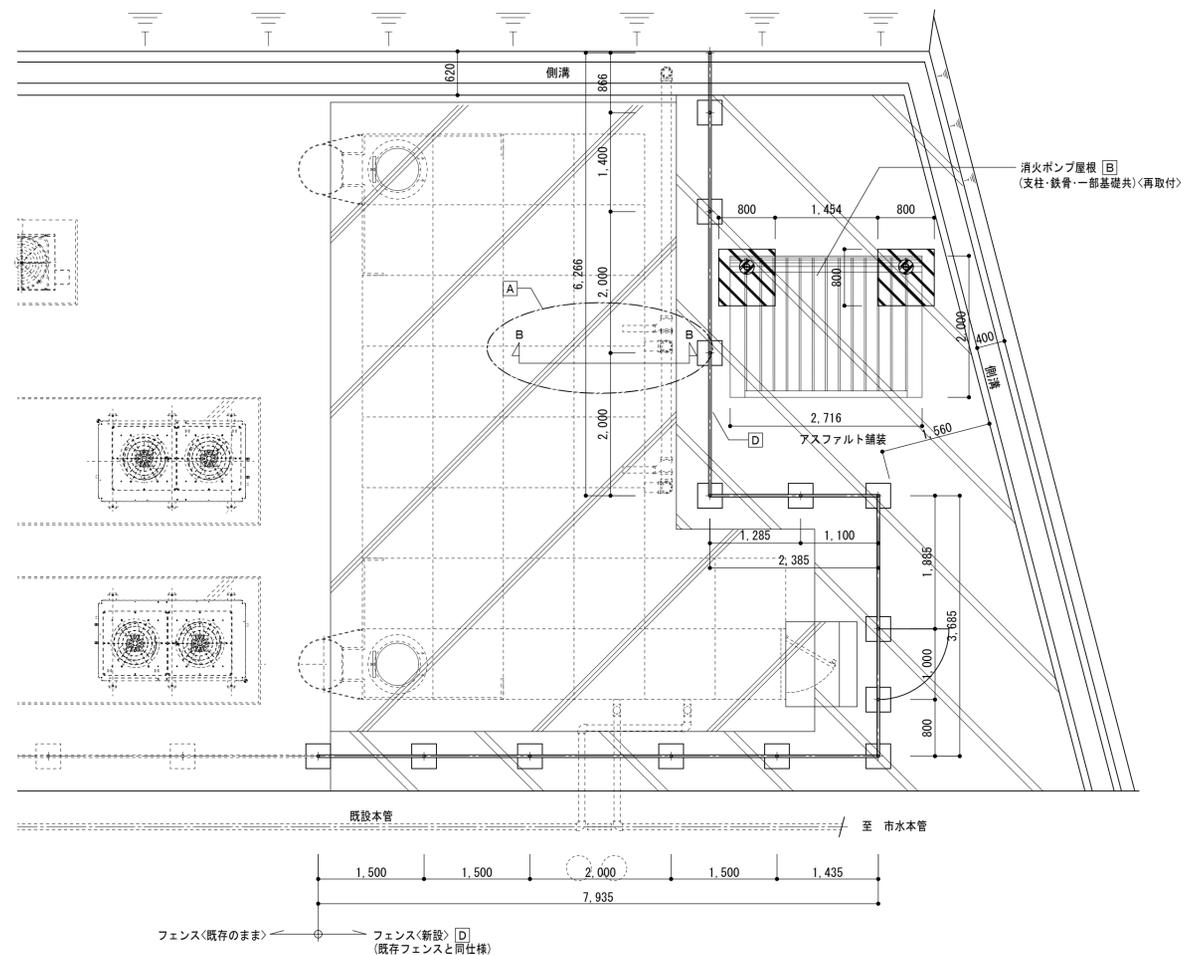


ステンレスパネル溶接形ポンプ室付受水槽仕様 1連	
寸法	8000 × 6000 × 4000 H(2000H)
本体	天井板、側板 4 段目 SUS329J4L-1.5t
	側板 3 段目 SUS444-2.0t
	側板 1、2 段目、底板 SUS444-2.5t
	仕切板は、側板に準ずる。 ポンプ室は、SUS444-1.5tとする。
補強	L-30 × 30 × 2 SUS329J4L
	L-30 × 30 × 3 L-40 × 40 × 4 SUS304A
	L-50 × 50 × 6 SUS304A
タラップ	内: L-30 × 30 × 2 (SUS329J4L) + L-30 × 30 × 3 (SUS304)
	外: STK-φ27.2、RB-φ16、保護枠付、手摺付 SS400
受台	8000 × 6000 × 200 H SS400
	部材: 図面参照 溶融亜鉛メッキ塗装
仕上	SUS 溶接部酸洗い仕上 表面磨光仕上
	受台: 溶融亜鉛メッキ (外タラップ共)
質量	本体: 4900 kg 受台: 2000 kg 計: 6900 kg
	耐震: KH=1.5 屋外設置
特記	現場組立
	満水位 (H _{max}) は必ずSUS329J4L使用部分内に設定してご使用下さい。
	満水位をこの範囲外に設定してご使用になると腐食することがあります。
	マンホールは二重蓋とする。
コンクリート設計基準強度: 2100 N/cm ² 以上	

凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課	設計者	株式会社 YSアーキテツ	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	M-06
	管理技術者	神田 玲	主任技術者	竹中 正剛		図面名称	給排水衛生設備 受水槽姿図<参考図>	S: 1/50	
独立行政法人 国立青少年教育振興機構									

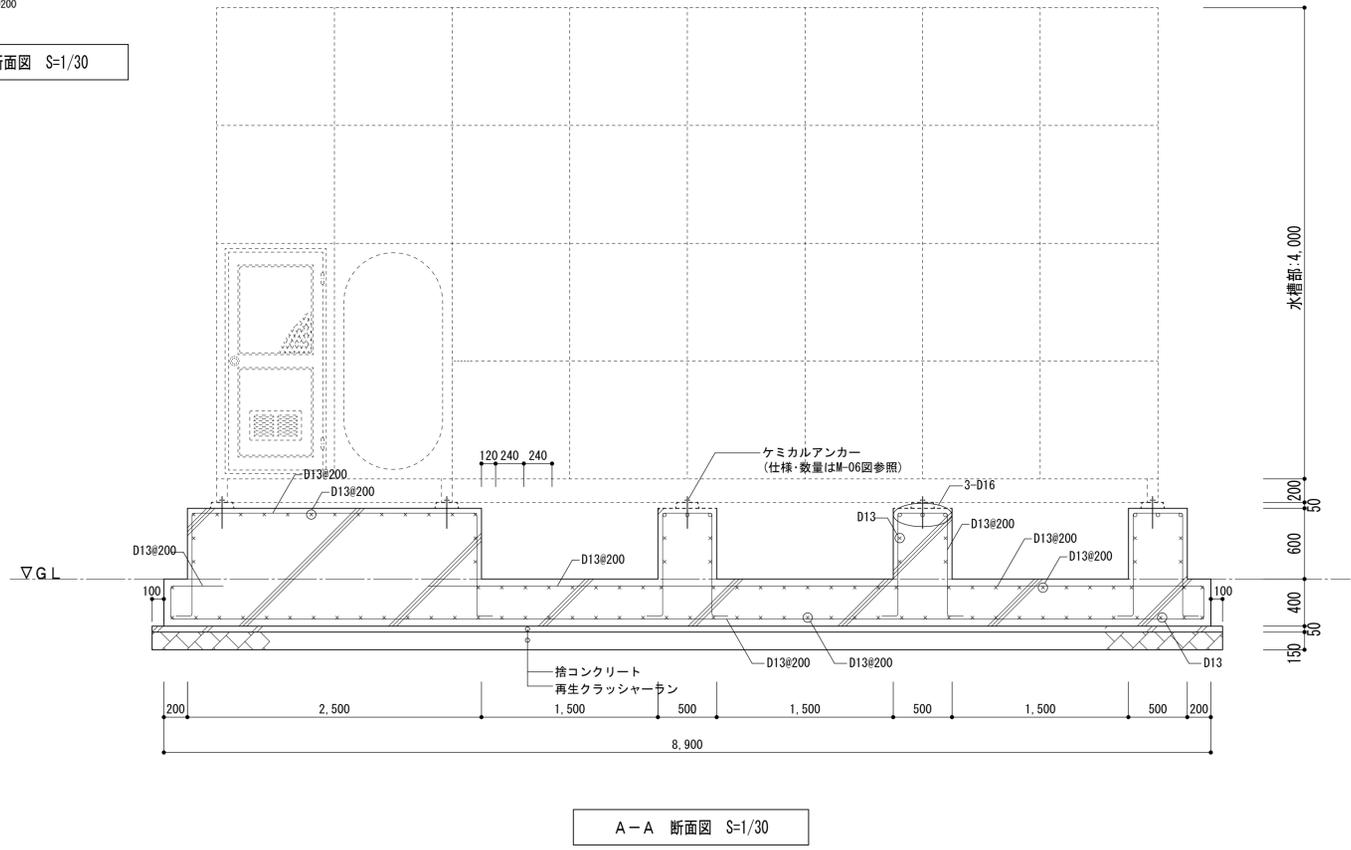
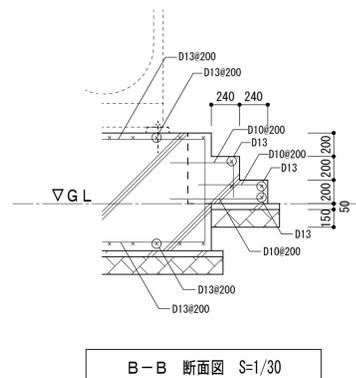
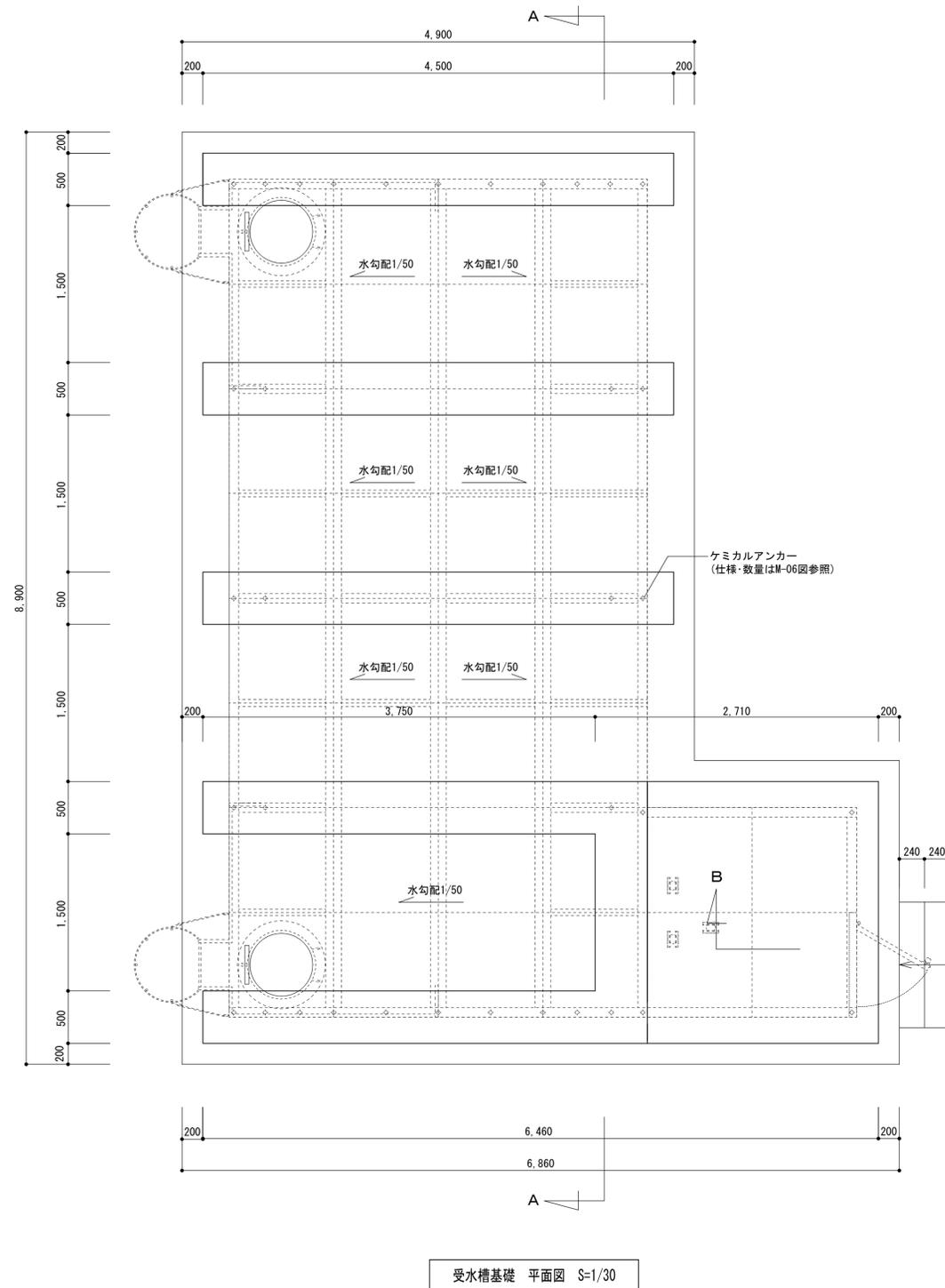


受水槽配置図 S=1/50



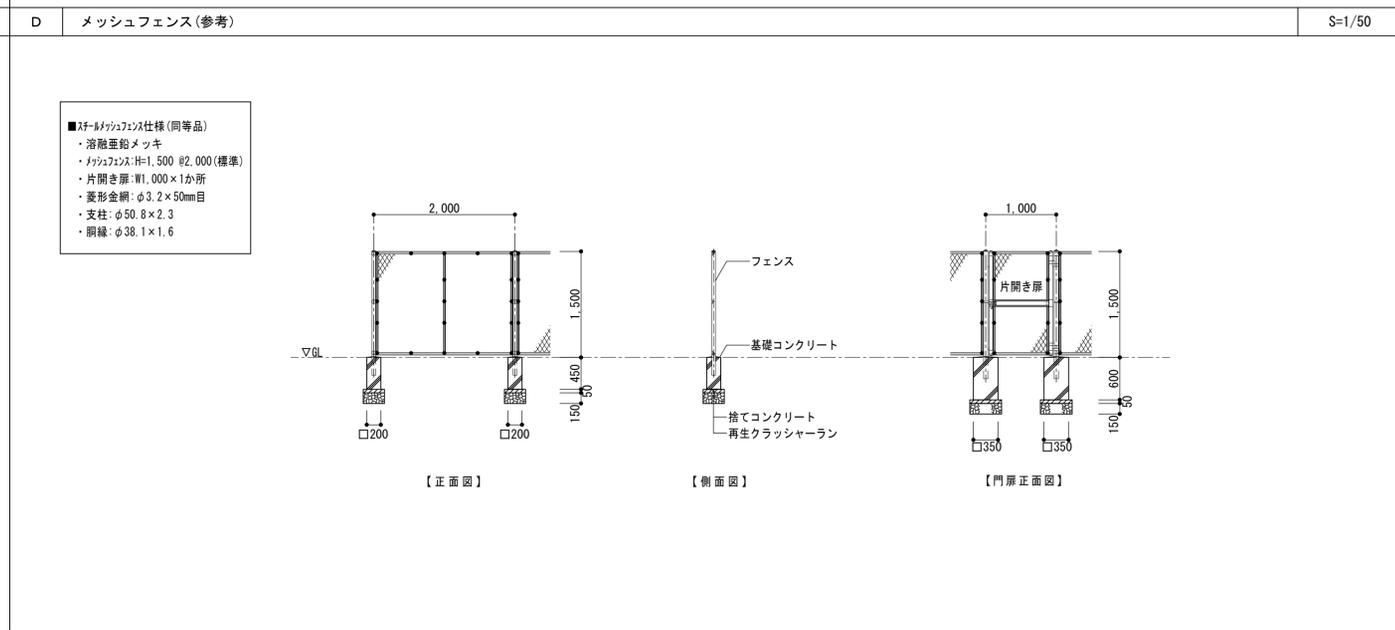
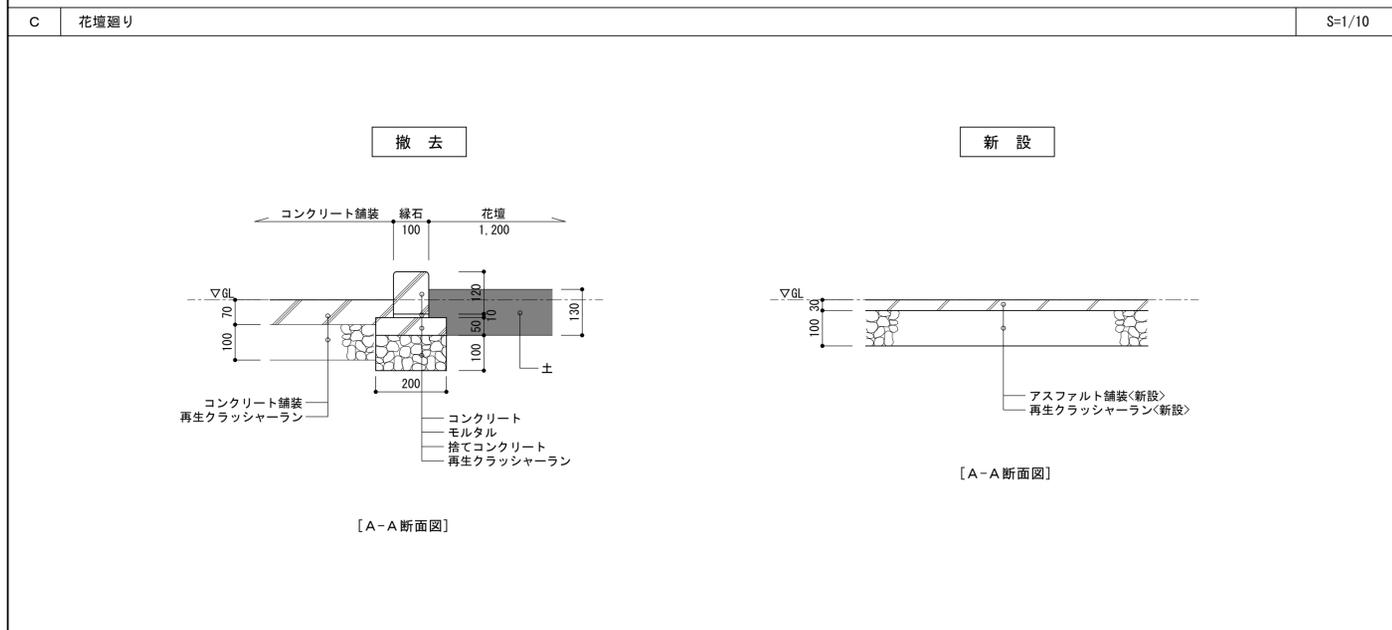
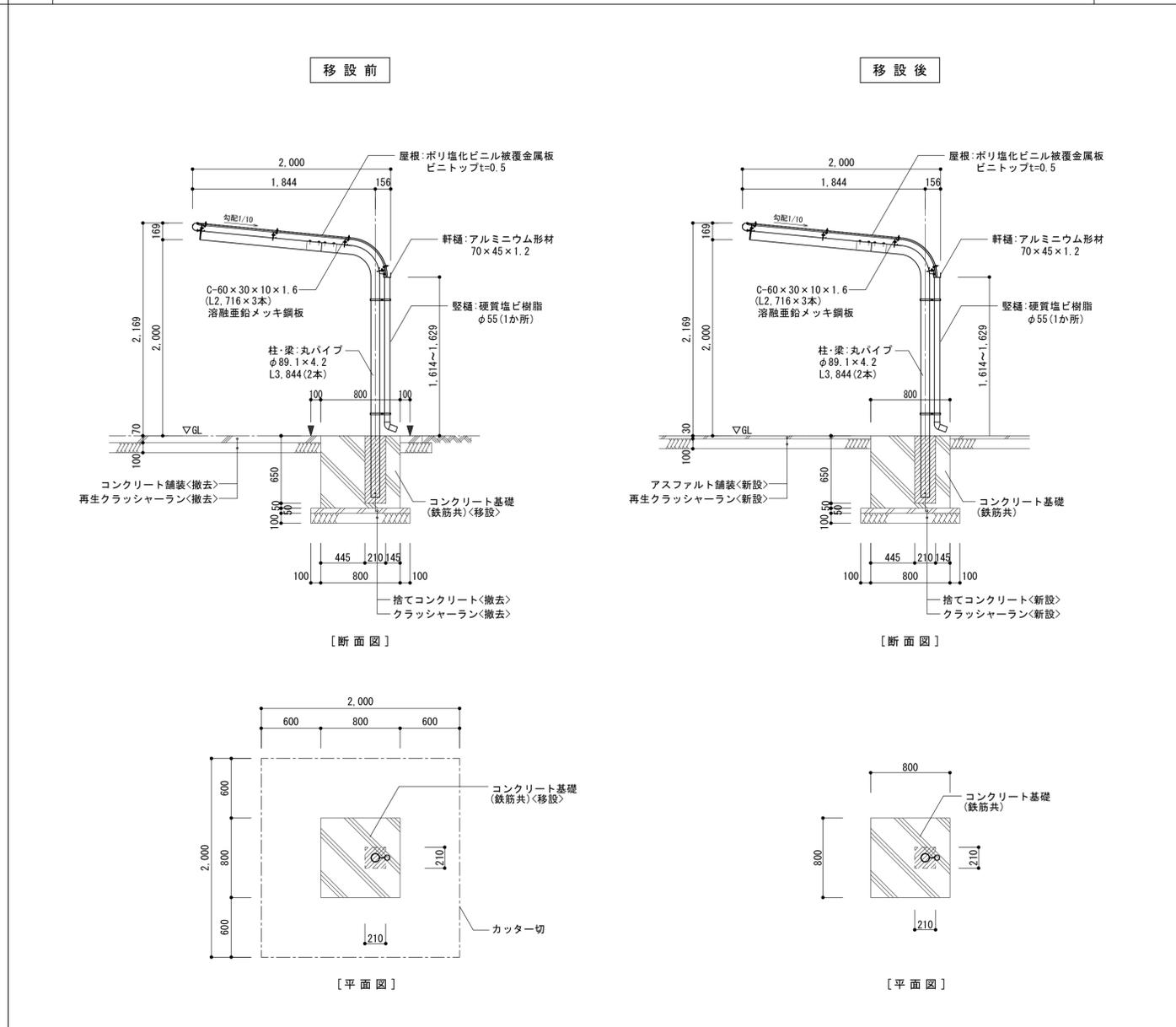
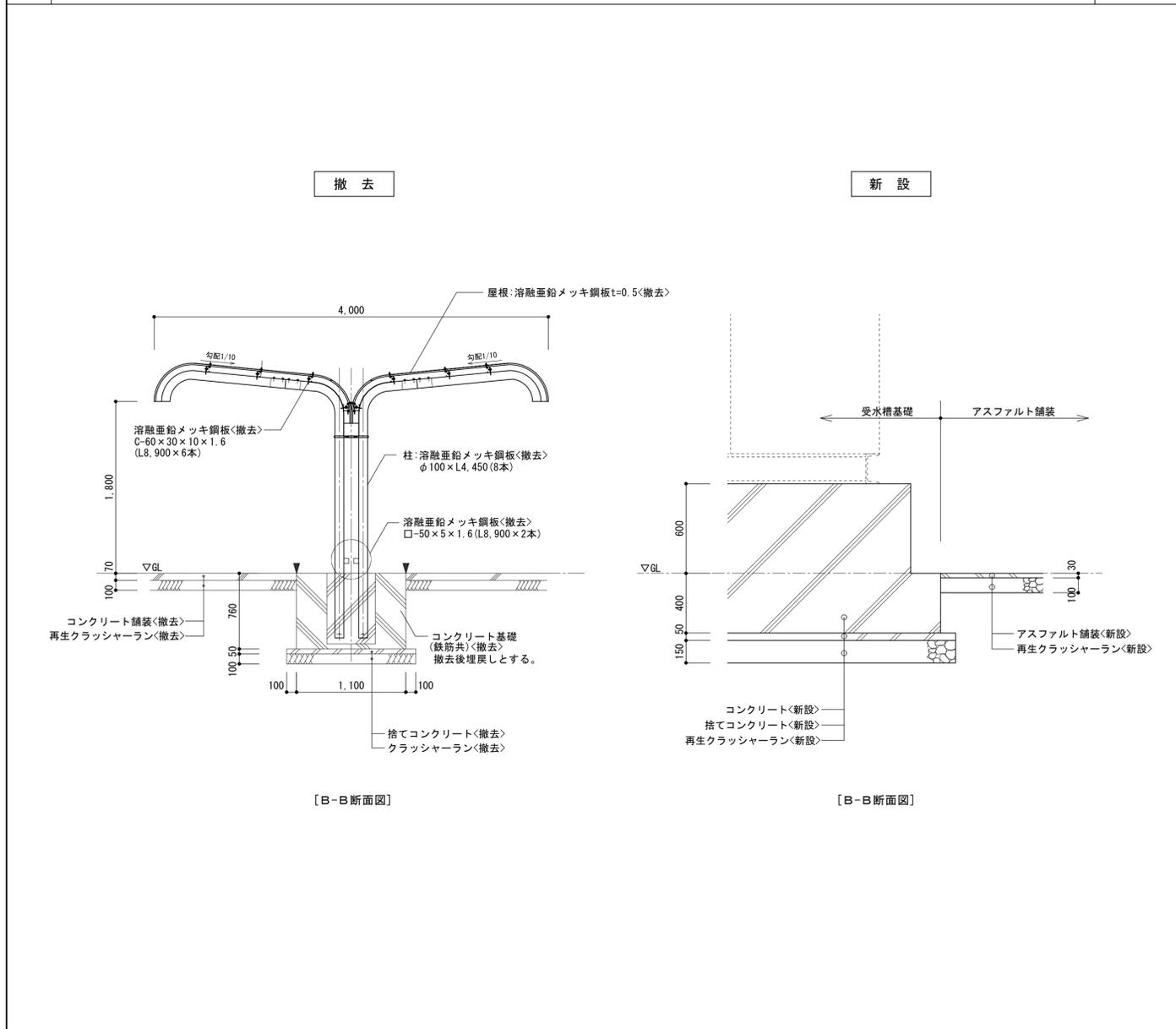
受水槽配置図 S=1/50

凡例		コンクリート舗装		カッター切	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 受水槽配置図 (改修前・後) S: 1/50	M-07 48
		アスファルト舗装		地質調査 (報告書共)					



- 特記事項
- 事前調査
 - 施工に先立ち受水槽基礎新設箇所のスクリーウエイト貫入試験を実施すること。
 - 試験箇所は基礎直下の中心部及び四隅の5点とする。
 - 調査深さは10mとする。
 - 想定支持地盤
 - 許容応力度35kN/m²以上の地盤(N値3以上のローム)を想定支持地盤とする。
 - 上記1により2が確認できない場合は、監督職員と別途協議の上、施工方法を決定すること。
- 基礎材料仕様
- 基礎コンクリート：21N-S15
 - 雑用コンクリート：18-18-20
 - 異形鉄筋：SD295A
 - 巾止め筋：D13@1,000
 - 床コンクリート面仕上：金ゴテ仕上(水勾配1/50)
 - コンクリート基礎角部は面取りとする。
 - 再生用砕石：RC40~30

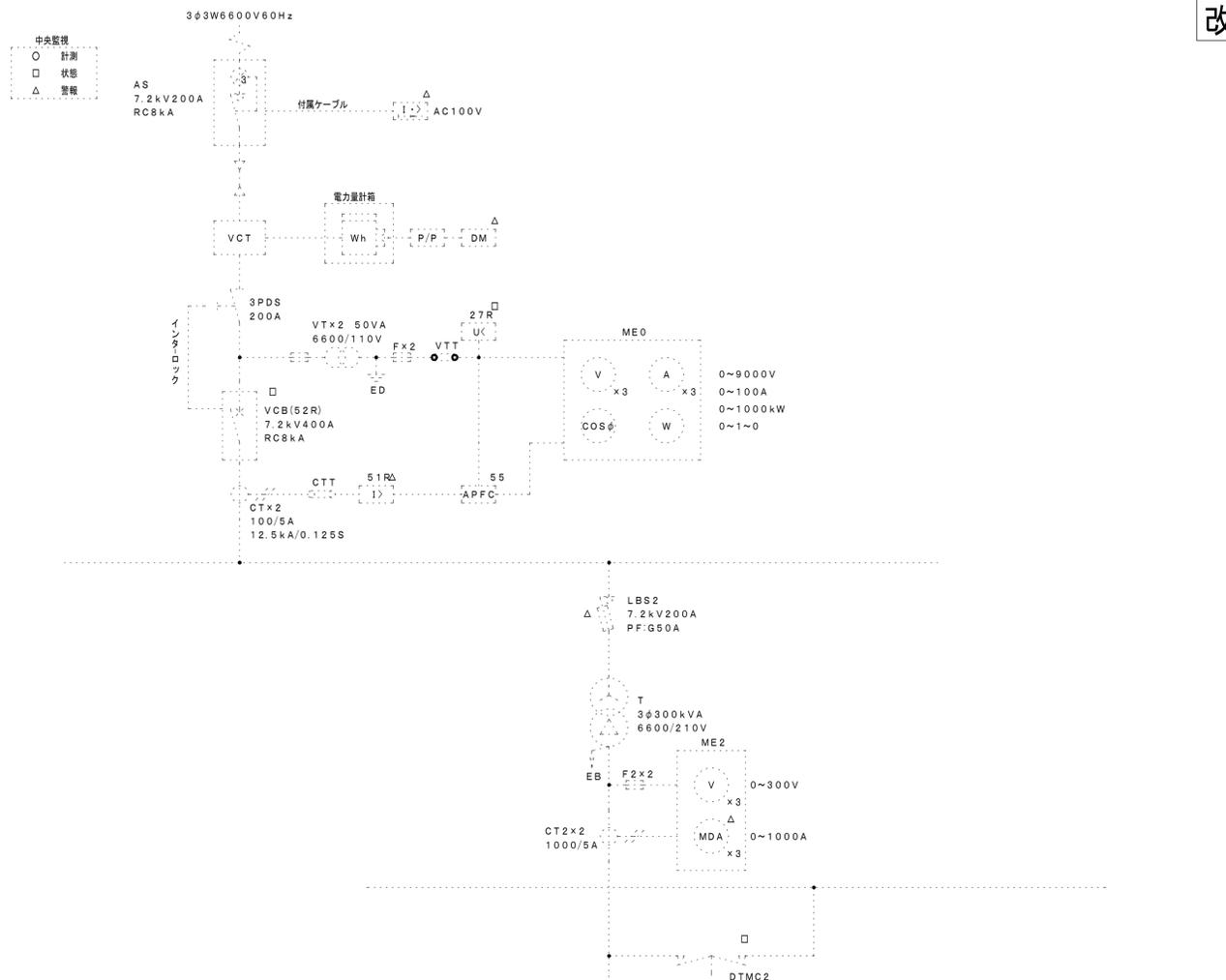
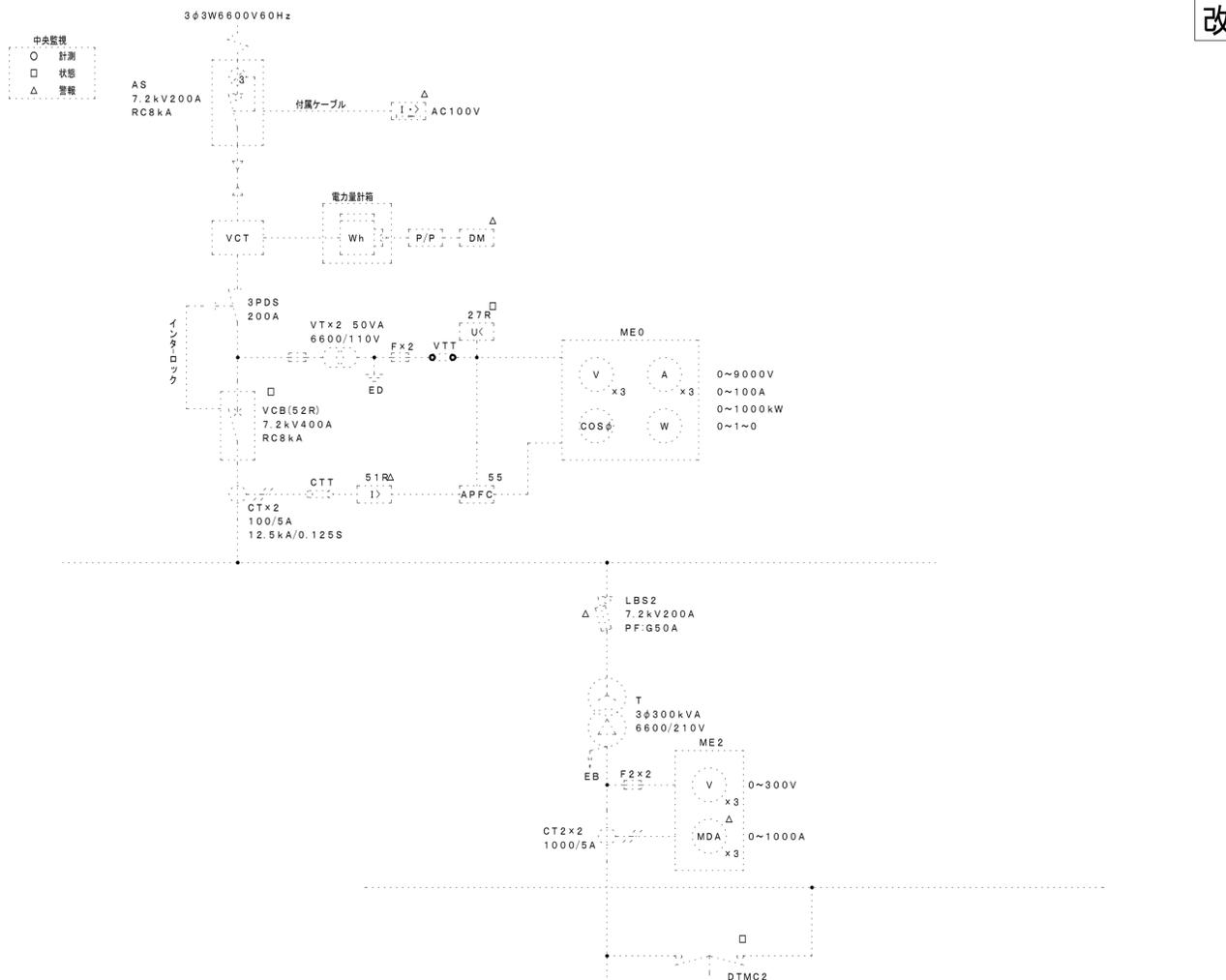
凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家	施設管理課長		設計者	株式会社 Y Sアーキテツ	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家	M-08	
	ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)		施設管理課			管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事			
			独立行政法人 国立青少年教育振興機構				図面名称	受水槽基礎平面図・断面図	S:1/30	48



凡例		コンクリート舗装		カッター切	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 詳細細図(改修前・後) S:1/10, 20, 30	M-09 48
		アスファルト舗装							
		土							
		詳細図記号							

改修前

改修後



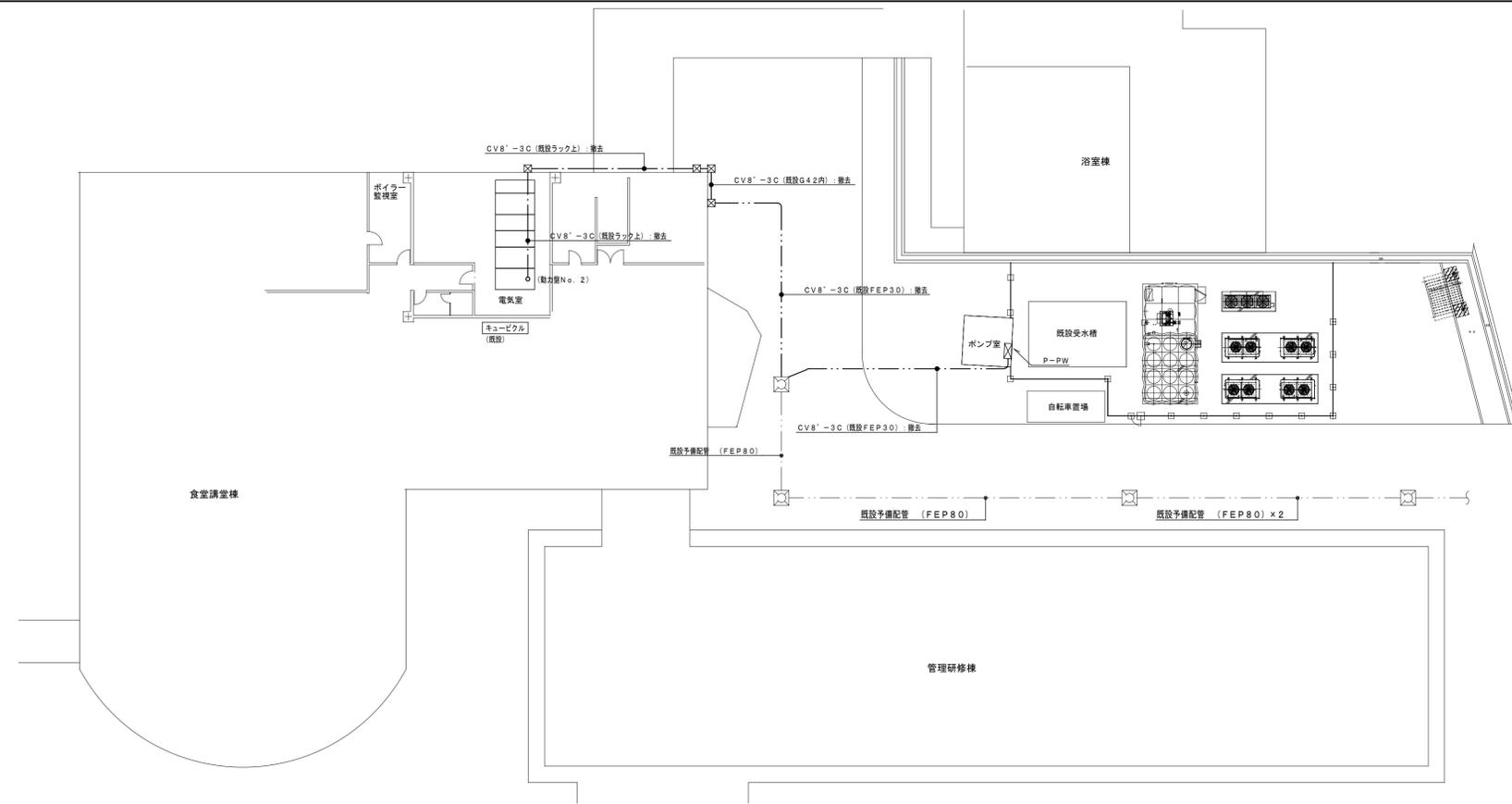
建物別	種別	負荷容量 kW(kVA)	RC kA以上	AT	AF	P	MCCB No	
管理棟	C-30kvar		30	125	225	3	21	
	SR-1.8kvar		30	125	225	3	22	
	C-30kvar		30	125	225	3	23	
	SR-1.8kvar		30	125	225	3	24	
	C-15kvar		3	85	40	100	3	P21 25
	3F教室		3	50	30	100	3	P22 219
	2F廊下		46.26	30	150	225	3	P21 26
	MA-2		56	30	225	225	3	P23 27
	2F倉庫エフコン		7.56	50	75	100	3	P22 28
	動力電盤		23.7	30	150	225	3	P24 29
PK-R		33.3	30	225	225	3	P25 210	
PK-2-3		20	30	150	225	3	P26 211	
PK-R		23.7	30	150	225	3	P27 212	
1F倉庫エフコン		19.185	30	125	225	3	P28 213	
M-1		24.5	30	150	225	3	P29 214	
宿舎E電盤		24.5	30	150	225	3	P210 215	
宿舎B電盤		7.276	50	100	100	3	P211 216	
動力電盤		0.25kVA (準用容量)	50	50	100	3	P212 217	
P-PW		20	50	75	100	3	P213 218	
海岸エフコン		0.8	50	20	100	3	P214 220	
自家発電機		36.10	30	225	225	3	P215 221	
3F倉庫エフコン		34.8	30	200	225	3	KP1	
NP-EQ		7.7	30	60	100	3	KP2	
ポンプ室			50	75	100			

建物別	種別	負荷容量 kW(kVA)	RC kA以上	AT	AF	P	MCCB No	
管理棟	C-30kvar		30	125	225	3	21	
	SR-1.8kvar		30	125	225	3	22	
	C-30kvar		30	125	225	3	23	
	SR-1.8kvar		30	125	225	3	24	
	C-15kvar		3	85	40	100	3	P21 25
	3F教室		3	50	30	100	3	P22 219
	2F廊下		46.26	30	150	225	3	P21 26
	MA-2		56	30	225	225	3	P23 27
	2F倉庫エフコン		7.56	50	75	100	3	P22 28
	動力電盤		23.7	30	150	225	3	P24 29
PK-R		33.3	30	225	225	3	P25 210	
PK-2-3		20	30	150	225	3	P26 211	
PK-R		23.7	30	150	225	3	P27 212	
1F倉庫エフコン		19.185	30	125	225	3	P28 213	
M-1		24.5	30	150	225	3	P29 214	
宿舎E電盤		24.5	30	150	225	3	P210 215	
宿舎B電盤		7.276	50	100	100	3	P211 216	
動力電盤		0.25kVA (準用容量)	50	50	100	3	P212 217	
P-PW		20	50	75	100	3	P213 218	
海岸エフコン		0.8	50	20	100	3	P214 220	
自家発電機		36.10	30	225	225	3	P215 221	
3F倉庫エフコン		34.8	30	200	225	3	KP1	
NP-EQ		7.7	30	60	100	3	KP2	
ポンプ室			50	75	100			

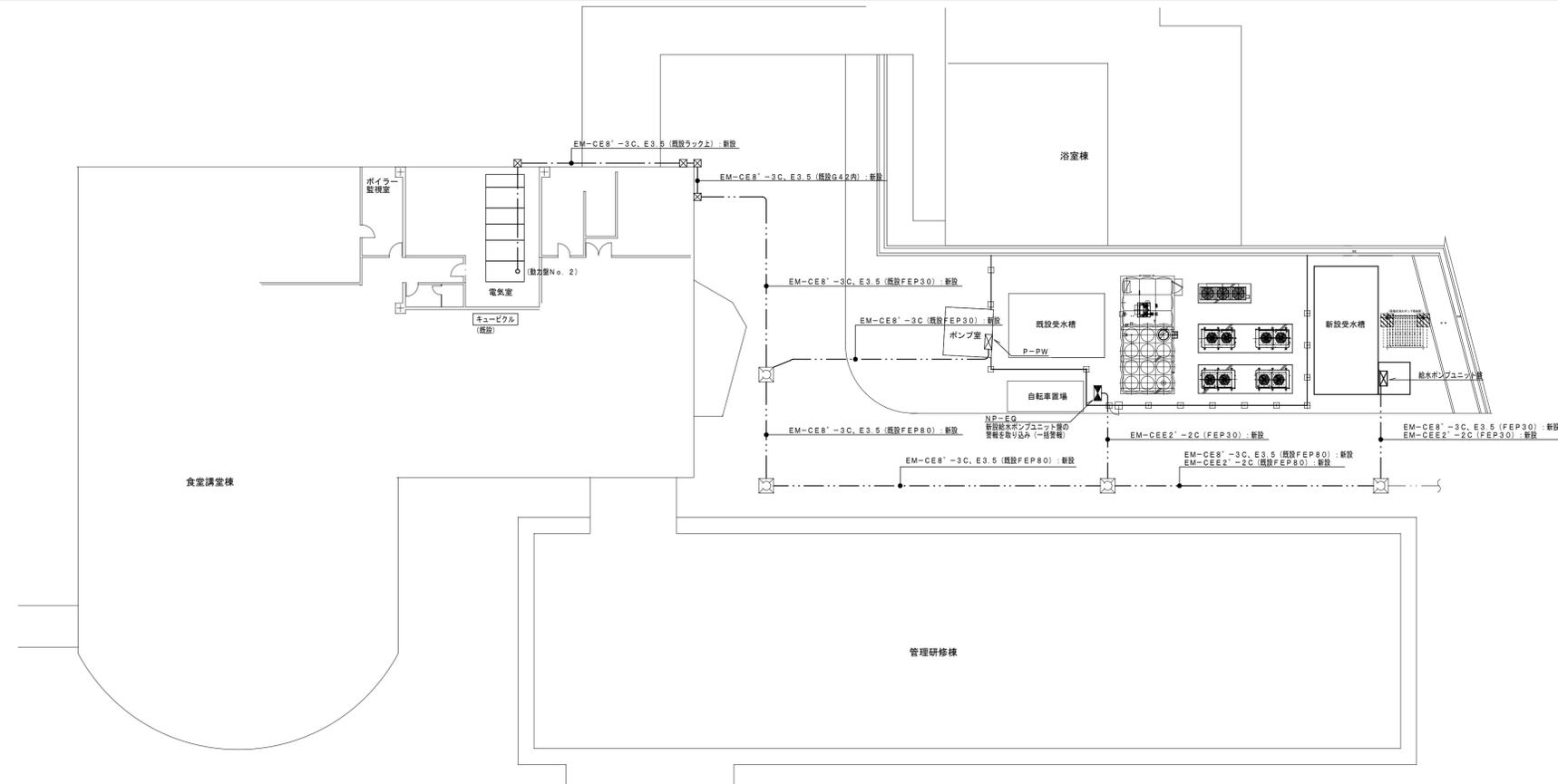
※受変電設備 改修内容
 新設受水補用加圧給水ポンプ増設に伴い、
 既設ポンプ室「P-PW」型用幹線用の銘板の名称変更を行う。

凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	設計者	株式会社 YSアーキテツク 管理技術者 神田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 角 裕治	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	M-10 48
	図面名称	受変電設備単線結線図(改修前・後) S:1/-					

改修前



改修後



凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	設計者	株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 神田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 角 裕治	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	M-11 48
	図面名称	構内配電線路図(改修前・後)	設計管理課長	設計管理課	図面名称	S: 1/50	
独立行政法人 国立青少年教育振興機構							